

第10次

那智勝浦町 長期総合計画

2021年度～2025年度

着実にわがらで創る笑顔のまち

那智勝浦

住んでよかった・住み続けたい・
住んでみたいまちの実現



ごあいさつ

本町では、これまで平成28年に策定した第9次那智勝浦町長期総合計画に基づき、「着実にわがらで創る笑顔のまち 那智勝浦」の実現のため、町内各所への津波避難タワーの建設や新病院の建設や消防署の高台移転等、防災・減災対策を始めとする各種施策を着実に進めてまいりました。

令和3年度には隣町である串本町にスペースポート紀伊が建設され、小型ロケットの打ち上げが始まる予定となっており、本町を含む紀南地方の発展にとっての明るい兆しもございます。

その一方、本町における人口減少や少子高齢化は進行しており、本町を取り巻く状況は一層厳しさを増しております。

また、昨年からの新型コロナウイルス感染症の全世界的な流行により、人々の行動・生活は大きく様変わりしており、日常を取り戻すにはまだまだ時間がかかるものと考えられます。

そのような状況の中、令和3年度からの5年間を計画期間とした「第10次那智勝浦町長期総合計画」を策定いたしました。本計画においては、国際的な共通目標となった持続可能な開発目標（SDGs）の視点を新たに取り入れつつ、「防災・減災対策の推進」、「福祉施策の充実」、「観光による活性化」を中心に、「住んでよかった・住み続けたい・住んでみたいまち」と多くの方々に思ってもらえるような、魅力あるまちづくりをより一層推進してまいります。

加えて、昨年12月にはゼロカーボンシティへの挑戦を宣言し、2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロの実現を目標とし、「那智の滝」に代表される豊かな自然を次の世代へ引き継いでいくためのまちづくりにも取り組んでまいります。

本計画の策定にあたり、計画案をご審議いただきました那智勝浦町長期総合計画審議会委員を始め、貴重なご意見、ご提言をいただきました多くの皆様に心から感謝を申し上げます。

今後とも町民の皆様には、本計画の推進に向けてご支援とご協力をお願い申し上げます。

令和3年3月
那智勝浦町長 堀 順一郎



目 次

序 論	1
1. 計画策定の背景	2
2. 計画の位置づけと期間	3
3. 計画の策定体制	5
4. まちの現状	6
5. アンケートから見る町民意識	10
6. 計画を貫く視点	15
7. 施策体系	16
8. SDGs について	18
基本計画	19
I. 災害に強いまちづくり	20
1. 災害に強い環境の整備	20
2. 地域防災体制の強化	22
3. 消防体制の整備	24
基本指針 I の達成指標	26
II. 快適で安心して暮らせるまちづくり	28
1. 交通体系の整備	28
2. 都市基盤の整備	30
3. 環境衛生の推進	32
4. 生活安全の推進	34
基本指針 II の達成指標	36
III. 活気ある産業で雇用が生まれるまちづくり	38
1. 観光業の振興	38
2. 農林業の振興	40
3. 水産業の振興	42
4. 商工業の振興と雇用機会の創出	44
基本指針 III の達成指標	46

IV. 福祉が充実したまちづくり	48
1. 高齢者福祉の充実	48
2. 子ども・子育て支援の充実	50
3. 障がい児者支援と社会保障の充実	52
4. 保健・医療の充実	54
基本指針IVの達成指標	56
V. 豊かな心と地域文化を大切にするまちづくり	58
1. 教育環境の充実	58
2. 生涯学習の推進と人権意識の高揚	60
3. 文化財保護・保存と文化振興	62
基本指針Vの達成指標	64
VI. みんなの知恵と力を結集したまちづくり	66
1. 町民と対話する行政の推進	66
2. 移住・定住の推進	68
3. 行財政の効率化	70
4. 広域連携の推進	72
基本指針VIの達成指標	74
資料編	75
1. 基本構想（第9次計画より一部抜粋）	76
2. 第10次計画策定のための町民意識調査結果	82
3. 世界遺産・文化財等一覧	100
4. 諮問・答申	105
5. 那智勝浦町長期総合計画審議会設置条例	106
6. 那智勝浦町長期総合計画審議会委員名簿	107
7. 第10次計画策定の経緯	108
8. 用語解説	109

◆本文中で使用する専門的な用語等について、初めて掲載する箇所に（※）を付し、巻末の資料編で用語を解説しています。

序 論

1. 計画策定の背景
2. 計画の位置づけと期間
3. 計画の策定体制
4. まちの現状
5. アンケートから見る町民意識
6. 計画を貫く視点
7. 施策体系
8. SDGs について

1. 計画策定の背景

本町では長きにわたって、まちづくりの羅針盤とも言える最上位計画の「長期総合計画」を策定し、国や県の動向を注視しつつ、それぞれの時代や社会の潮流に合った形で施策・事業を推進しています。

平成28（2016）年には「第9次那智勝浦町長期総合計画」（以下、「第9次計画」という）を策定し、「着実にわがらで創る笑顔のまち 那智勝浦」を将来像に掲げて、変化の激しい時代の荒波を乗り切る様々な施策・事業に取り組んできました。第9次計画策定以降、世界は様々な面で一層グローバル化が進み、観光においてもインバウンド^(※)が増加し、情報通信技術においてもスマートフォンやAIの普及等、更なる高度化が進みました。その一方で、本町において最も重要な取組として、南海トラフ巨大地震への備えや、少子高齢化・人口減少対策、観光振興を一層強化する必要性が高まっています。

令和2（2020）年に入り、新型コロナウイルス感染症が世界的に蔓延し、本町においてもインバウンドの激減や国内での移動制限等による国内外の旅行者の減少により、飲食・観光・宿泊業は大打撃を受けています。このような状況に対応するため、例えば、旅行・観光・宿泊業等においては国内旅行の需要喚起や感染予防の徹底、飲食業においてはテイクアウトや店内感染防止の対応、勤務形態においてもテレワーク・リモートワークの推奨等、新しい生活様式^(※)を取り入れて新型コロナウイルス感染症の感染拡大を予防しながら、経済活動を続けていく取組が日本全体で進められています。

先を見通すのが困難な状況の中、新型コロナウイルス感染症に対応しつつ、第9次計画まで推進してきた施策・事業を検証し、時代や社会の潮流に沿った形でブラッシュアップを行い、町民と町行政とが手を携えて、ともにまちの明るい未来を築くことができるよう、このたび「第10次那智勝浦町長期総合計画」（以下、「第10次計画」という）を策定しました。

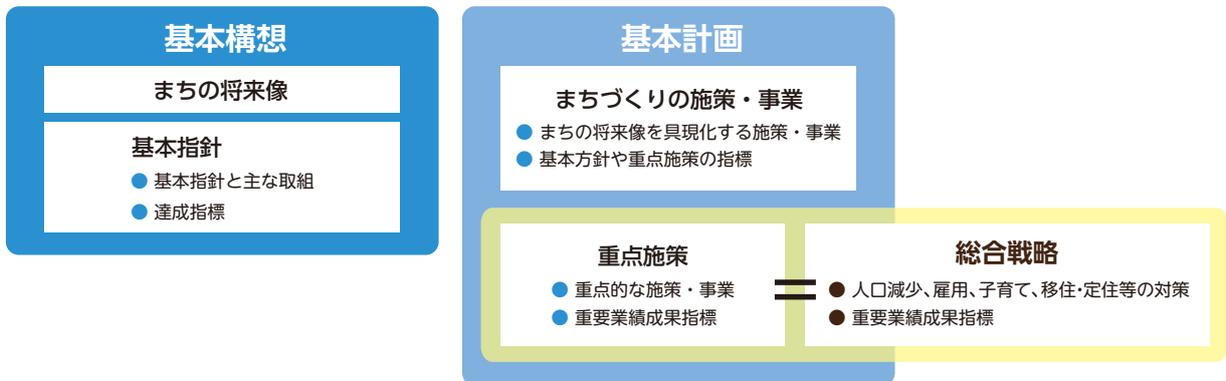
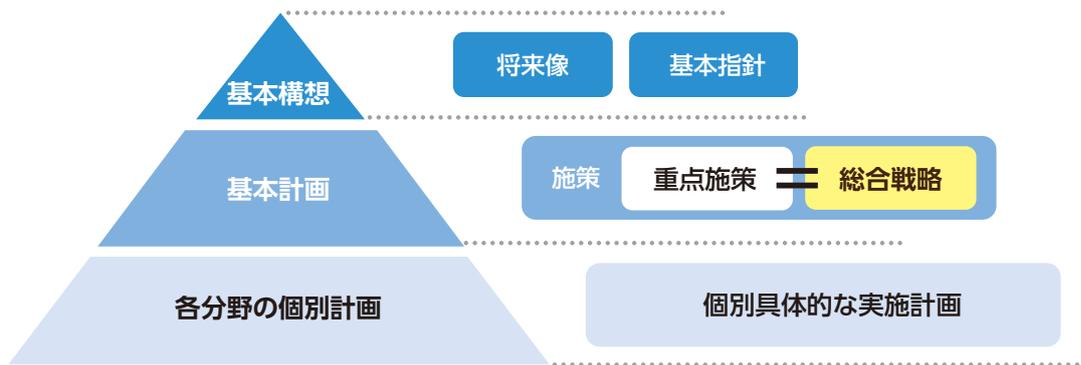
これからも町民と町行政との協働により、希望で繋がり豊かに住み続けられる地域社会が実現できるよう、第10次計画で掲げる施策・事業を力強く推進していくものとします。

2. 計画の位置づけと期間

(1) 計画の位置づけ

第10次計画は、本町のすべての計画の指針となる最上位計画です。また、地方創生の観点から実効性の高い計画とされる「那智勝浦町まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下、「総合戦略」という）との関係が深いことから、第10次計画で示す基本指針ごとの達成指標や重点施策等については総合戦略との整合性を図るとともに、第10次計画の重点施策を総合戦略として毎年度評価・検証するものとします。

◆長期総合計画と総合戦略の位置づけ◆



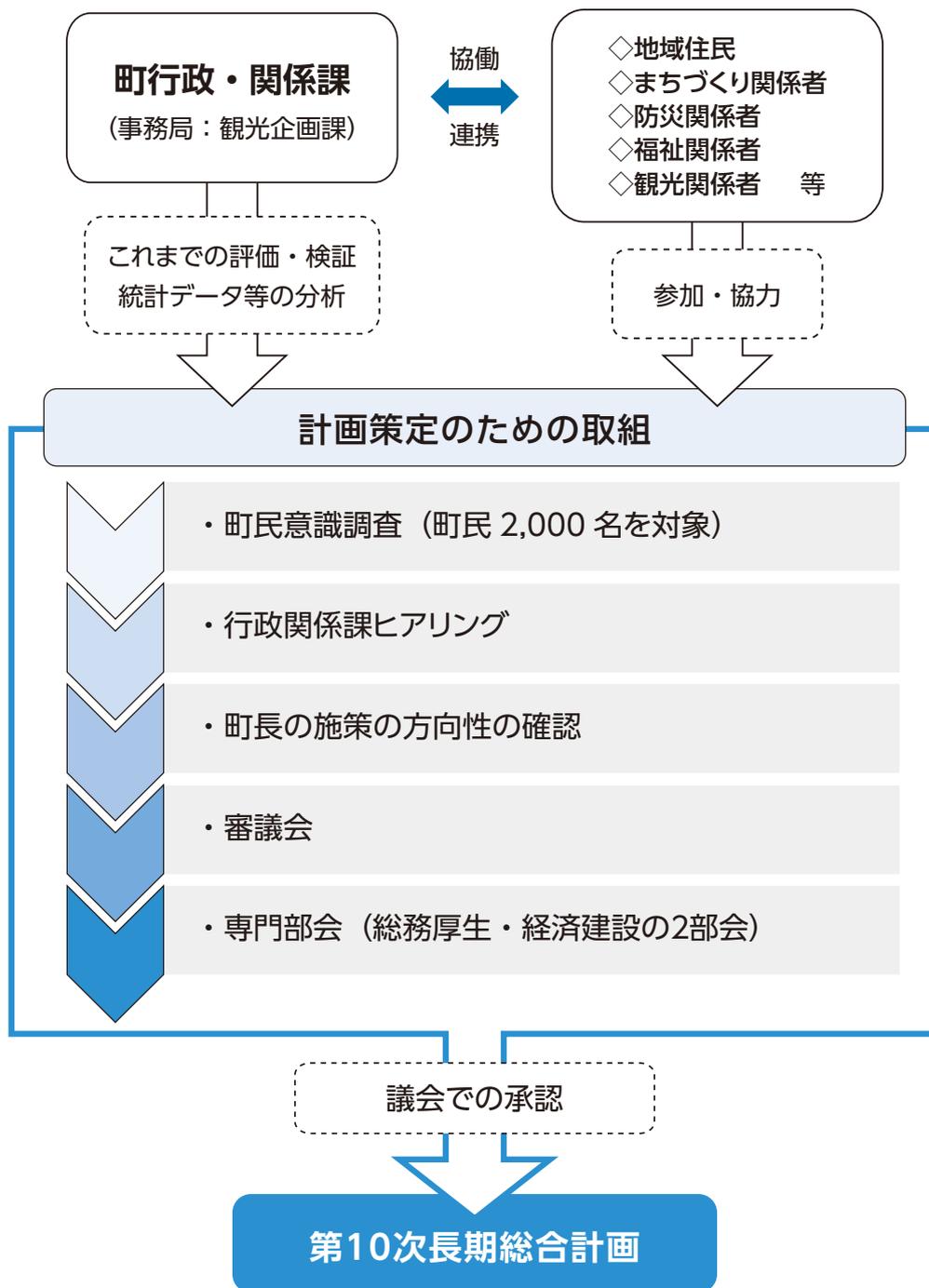
(2) 計画の期間

第10次計画の計画期間は令和3（2021）年度から令和7（2025）年度までの5年間とします。なお、関係の深い総合戦略についても、策定期間を合わせることに
より、お互いに整合性の高い計画とすることとします。

和暦(年度)	平成28	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7
西暦(年度)	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025
長期 総合計画	基本構想（10年間）									
	第9次計画					第10次計画				
総合戦略	第1期計画				改訂版 (延長)	第2期計画				

3. 計画の策定体制

第10次計画の策定にあたっては、町民と町行政の協働・連携により、今後のまちの将来像の実現のための計画として検討を重ね、実効性の高い計画とすることを目指しました。

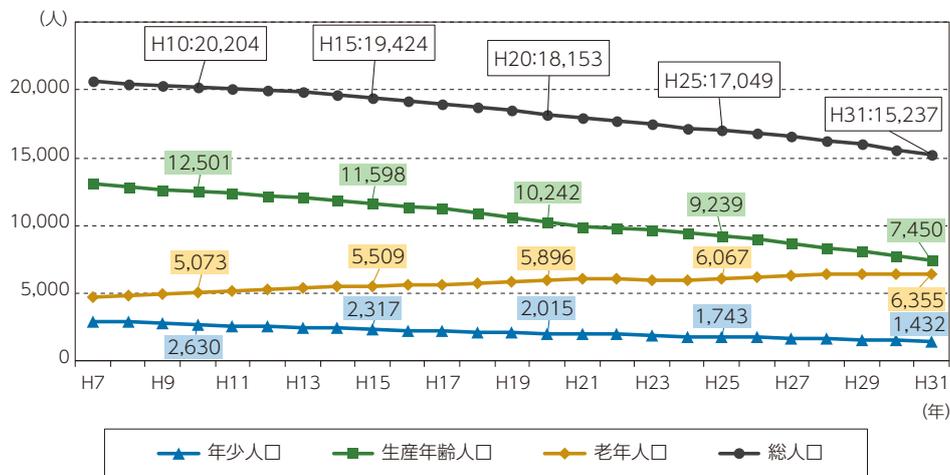


4. まちの現状

(1) 人口の推移

○本町の総人口は減少で推移しており、年少人口（15歳未満）と生産年齢人口（15歳以上～65歳未満）は減少、老年人口（65歳以上）は増加で推移しています。

◆人口の推移◆



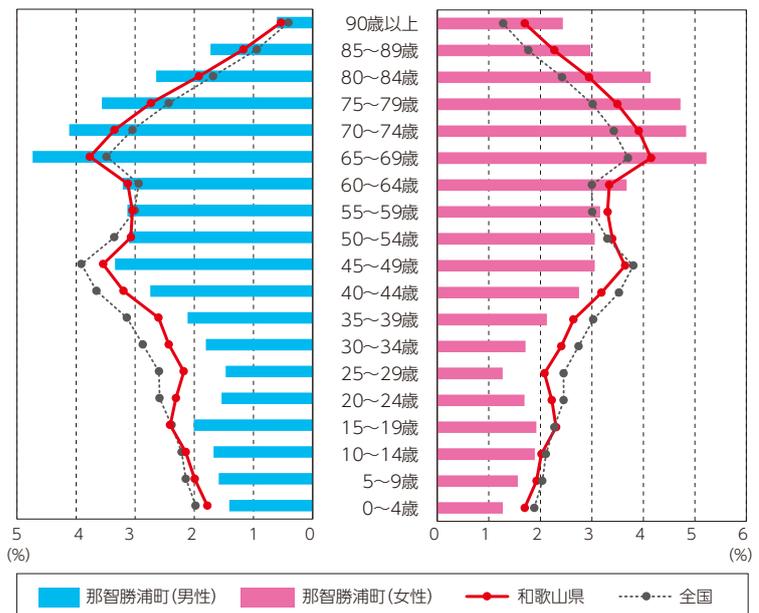
資料：総務省「住民基本台帳」

※ H7～H25は各年3月31日時点、H26～は各年1月1日時点

(2) 人口の構成

○全国及び県と比べて、男女ともに65歳以上の割合が高く、50歳未満の割合は低くなっています。

◆人口の構成（5歳区分）◆

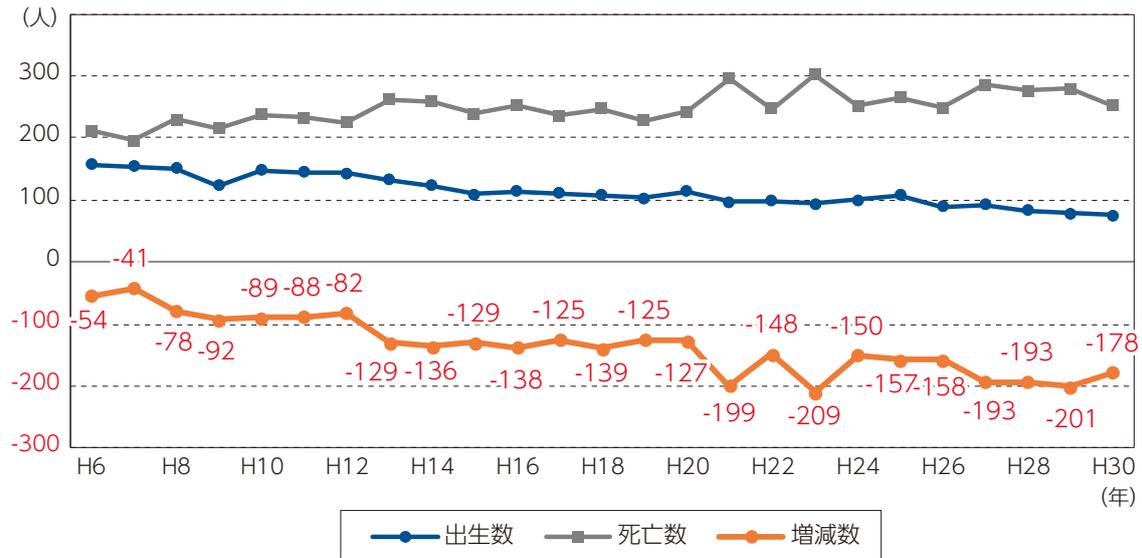


資料：総務省「住民基本台帳」
※平成31（2019）年1月1日時点

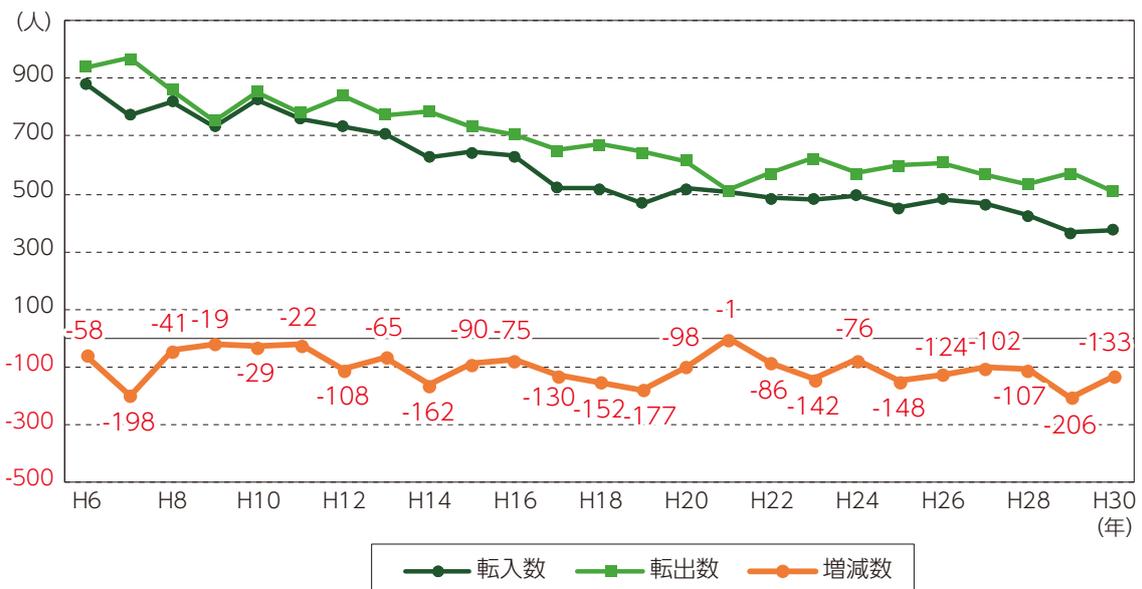
(3) 自然増減、社会増減の推移

○自然増減（出生数と死亡数の差）と社会増減（転入数と転出数の差）は、それぞれ減少で推移しています。

◆自然増減の推移◆



◆社会増減の推移◆



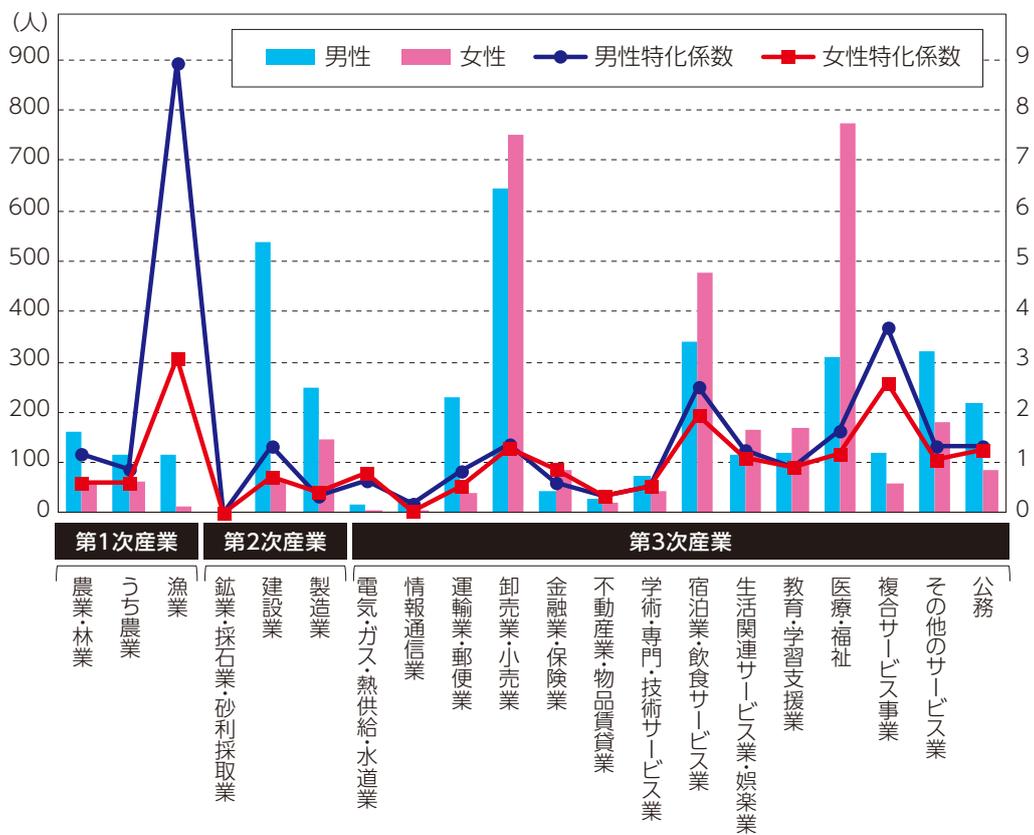
資料：総務省「住民基本台帳」

※ H6～H24は各年4月1日～翌年3月31日、H25～は各年1月1日～12月31日

(4) 産業別就業人口

- 男性は「卸売業・小売業」が最も多く、女性は「医療・福祉」が最も多くなっています。
- 特化係数で見ると、「漁業」が最も高く、次いで、「複合サービス事業（協同組合や郵便局等）」、「宿泊業・飲食サービス業」が高くなっています。

◆男女別産業別就業人口◆



資料：総務省「国勢調査」平成27（2015）年

◆特化係数とは？

「町のX産業の就業者比率／全国のX産業の就業者比率」であり、町の強み・弱みを見るときに用います。特化係数が1を上回ると強く、1を下回ると弱いと判定します。

(5) 財政状況について

- 町では今後の健全財政を進めていく目安とするため、下記のとおり、財政シミュレーションを作成しています。
- 第10次計画期間中においては、人口減少等に伴う地方税^(※)の減少や大規模事業の実施に伴う公債費^(※)の増加が見込まれており、令和6（2024）年度以降は特に財政収支が厳しい状況が続く見通しです。
- 今後の社会情勢や国による制度改正等の影響により大きく変動する可能性があるため、毎年、財政シミュレーションを改訂し、町広報紙で周知を図っていきます。

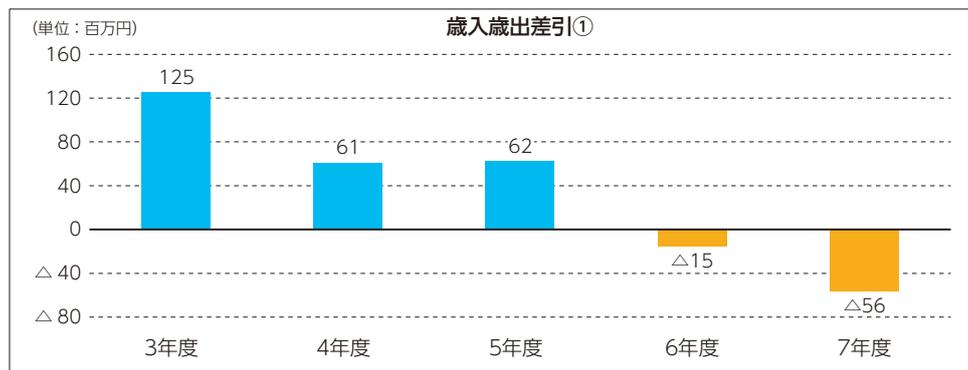
那智勝浦町の財政見通しについて（令和2年10月1日時点）

（単位：百万円）

区 分		3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
歳入	1 地方税	1,472	1,405	1,383	1,350	1,338
	2 地方交付税 ^(※)	3,485	3,552	3,544	3,555	3,583
	3 地方債 ^(※)	1,724	1,290	1,574	1,161	932
	4 その他	2,119	2,291	2,254	2,148	1,825
	歳入合計	8,800	8,538	8,755	8,214	7,678
歳出	1 人件費 ^(※)	1,822	1,856	1,877	1,888	1,908
	2 公債費	1,116	1,196	1,182	1,214	1,255
	3 投資的経費 ^(※)	1,796	1,475	1,706	1,171	703
	4 その他	3,941	3,950	3,928	3,956	3,868
	歳出合計	8,675	8,477	8,693	8,229	7,734
歳入歳出差引①		125	61	62	△15	△56

【基金】

区 分	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
合計②	2,541	2,602	2,664	2,649	2,593



※なお、この財政シミュレーションは、「現行制度をもとに大規模事業などをすべて実施した場合」という条件に限定して作成したもので、必ずしもこのようになるものではありません。

※歳入歳出差引①の財源不足（令和6年度及び令和7年度）は基金^(※)合計②から補填しますので、実際の決算では赤字になりません。

5. アンケートから見る 町民意識

(1) 調査概要

第10次計画を策定するにあたり、その基礎資料とすることを目的に町民意識調査を実施しました。

- 調査対象 町内在住の18歳以上の方
- 調査対象者数 2,000人
- 抽出方法 無作為抽出
- 調査方法 郵送による調査票の配布・回収
- 調査期間 令和2（2020）年1月10日～1月24日
- 調査内容 ①ご自身のことについて
②居住に関することについて
③地域活動に対する考えについて
④町の現状と施策・事業の優先度・満足度について
⑤まちの将来像や自慢できるところについて

配布数	2,000
回収数	788
回収率	39.4%

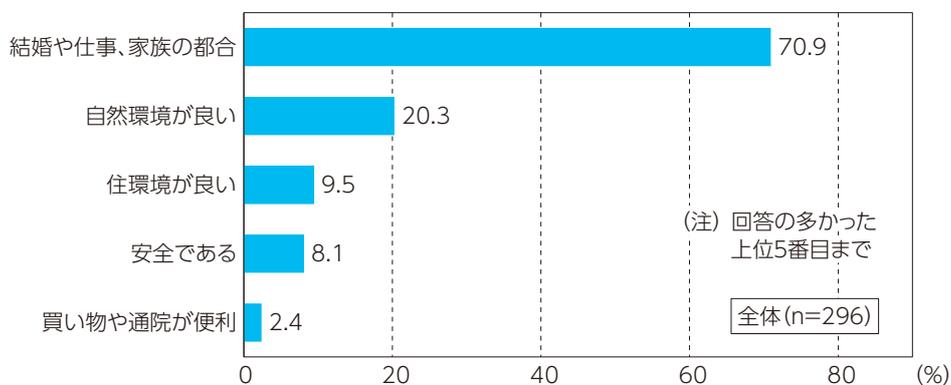
※巻末の資料編に調査結果詳細を掲載しています。

(2) 調査結果

第10次計画を策定するにあたり、特に注目すべき結果を抜粋して掲載します。

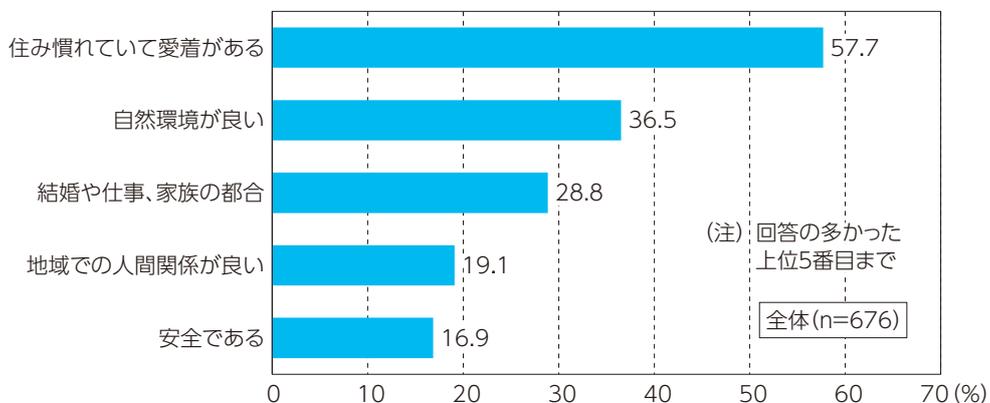
質問内容 那智勝浦町以外の出身者が、本町に転入してきた理由（複数回答可）

那智勝浦町以外の出身者が転入してきた理由として、「結婚や仕事、家族の都合」が最も高く、次いで、「自然環境が良い」、「住環境が良い」の順となっています。



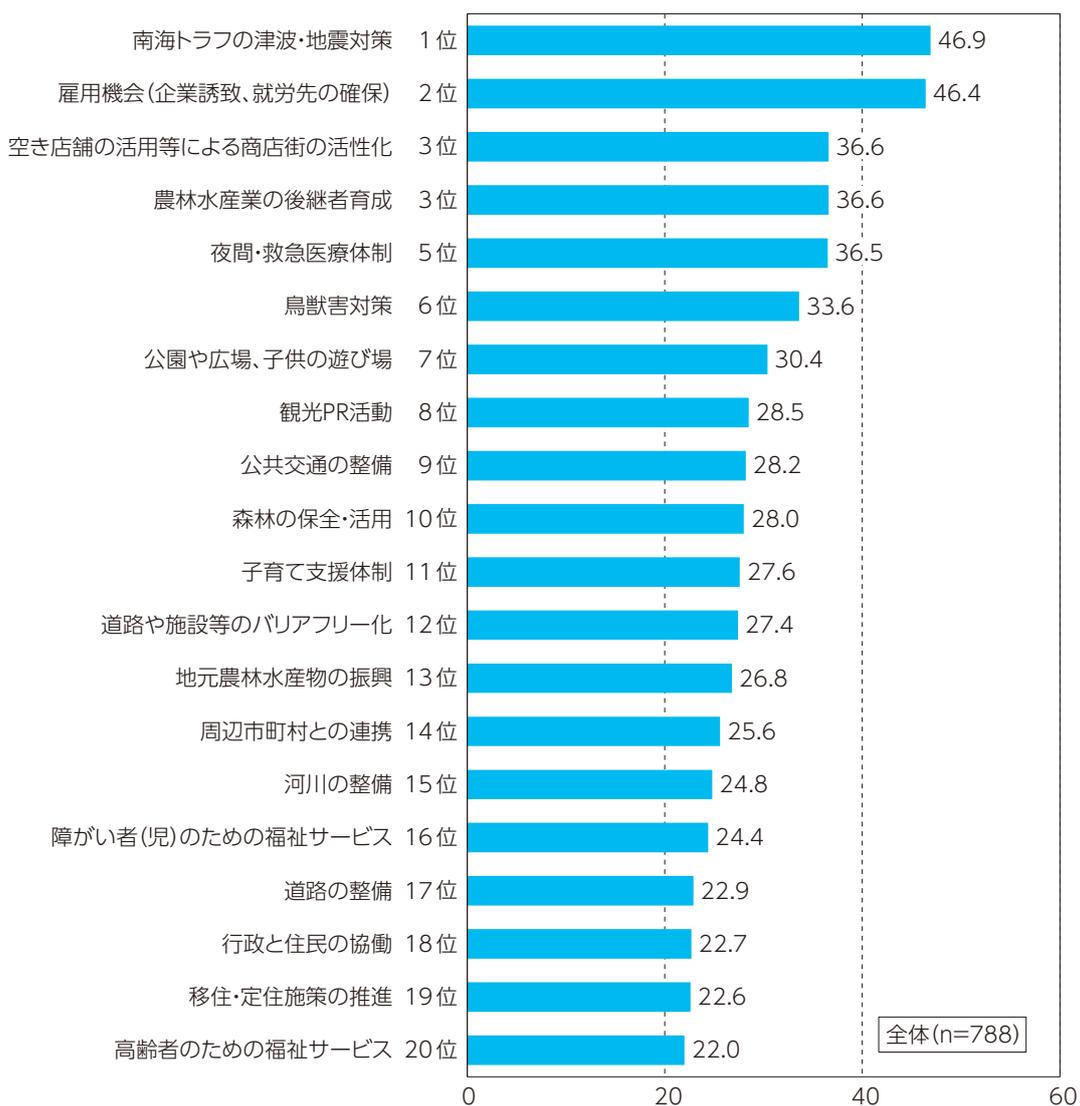
質問内容 町から転出せず住み続ける予定の方が、今後も町で暮らし続けたいと思う理由（複数回答可）

今後も町で暮らし続けたい理由として、「住み慣れていて愛着がある」が最も高く、次いで、「自然環境が良い」、「結婚や仕事、家族の都合」の順となっています。



施策項目ごとの優先度と満足度の差を「施策強化の必要性」と位置づけて見ると、「南海トラフの津波・地震対策」の割合が最も高く、次いで、「雇用機会（企業誘致、就労先の確保）」、「空き店舗の活用等による商店街の活性化」、「農林水産業の後継者育成」の割合が高くなっています。

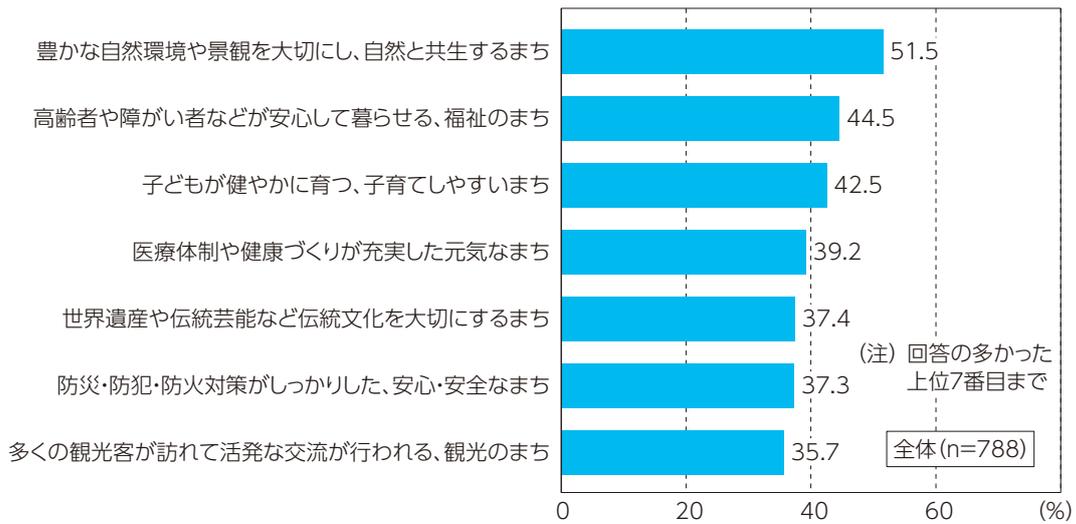
◆施策強化の必要性◆



質問内容

まちの将来像（目指すべきまち）として、特にふさわしいと思うのはどれか（複数回答可）

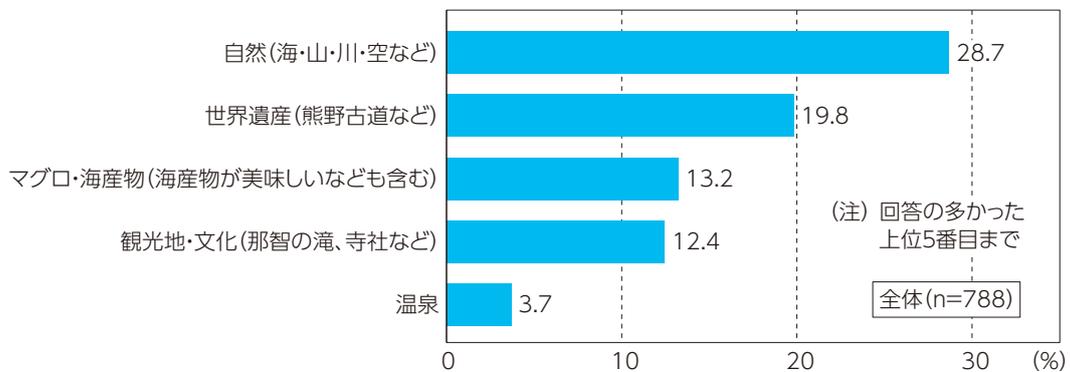
町民が思うまちの将来像（目指すべきまち）は、「豊かな自然環境や景観を大切にし、自然と共生するまち」が最も高く、次いで、「高齢者や障がい者などが安心して暮らせる、福祉のまち」、「子どもが健やかに育つ、子育てしやすいまち」の順となっています。



質問内容

あなたが思う、町の自慢したいところ（2つまで回答可）

まちの自慢は、「自然（海・山・川・空など）」が最も高く、次いで、「世界遺産（熊野古道など）」、「マグロ・海産物（海産物が美味しいなども含む）」の順となっています。



まちの現状と町民意識調査から見える課題

- ◆ 近年、人口減少と少子高齢化が顕著となっており、今後もその傾向が続くと予測されているため、子どもを産み育てやすい環境づくりと、高齢者や障がい者等の方々も暮らしやすい福祉施策の推進が必要です。
- ◆ 産業について、観光に関連する産業（宿泊業・飲食サービス業、卸売業・小売業等）や医療・福祉の就業者が多くなっているため、このような産業を基軸とした施策の推進が求められます。
- ◆ 将来的な財政収支が厳しい状況であることを認識し、健全で持続可能な財政運営を行いつつ、様々な施策に積極的に取り組んでいく必要があります。
- ◆ 転入者や定住者が町で暮らそうと思う理由として「自然環境が良い」の割合が高いため、移住・定住推進の視点として、自然環境を更にPRしていく必要があります。
- ◆ 町民が思う施策の必要性について、「南海トラフの津波・地震対策」、「雇用機会」、「商店街の活性化」、「農林水産業の後継者育成」等、まちづくりの重要な方向性を示す施策についての必要性が高いことがわかりました。このため、まずは安心安全に暮らせる地域づくりのために地震・津波等への防災対策を推進するとともに、観光関連の産業を主軸とした雇用の創出、商業の活性化、本町の地域資源を生かす人材や後継者の育成にも力を注ぐ必要があります。
- ◆ 町民が思うまちの将来像として、「自然と共生するまち」、「福祉のまち」、「子育てしやすいまち」が上位となっています。また、本町の自慢として、「自然」、「世界遺産」、「マグロ・海産物」等が挙げられています。まちの将来像を町民と共有しながら施策を着実に推進するためにも、第10次計画を通してまちの将来像を示したうえで施策を展開していく必要があります。



このような課題を念頭に、第10次計画では、次の「計画を貫く視点」と「重点的に取り組む施策」を新たに設定して、様々な施策を展開します。

6. 計画を貫く視点

住んでよかった・住み続けたい・住んでみたいまちの実現

「住んでよかった・住み続けたい・住んでみたいまちの実現」のために、下記の3点について、特に重点的に取り組んでいきます。

(1) 防災・減災対策の推進

国内においては、東日本大震災（平成23(2011)年3月）や熊本地震（平成28(2016)年4月）、西日本豪雨（平成30(2018)年7月）、東日本台風（令和元(2019)年10月）等の地震・津波・豪雨による被害が発生しています。また、本町においても、台風による紀伊半島大水害（平成23(2011)年9月）が記憶に新しいところです。

人命を守ることが行政の最大の責任であることから、本町においてはこれまで地震・津波・豪雨対策を推進してきたところではありますが、いつ起こるとも知れない災害に対して、浸水想定地域への対応を優先しつつ、津波避難タワーや避難路・避難場所の整備等を着実に進めていきます。

(2) 福祉施策の充実

本町において少子高齢化と人口減少が顕著となってきていますが、日本全体でも少子高齢化・人口減少が進む中で、この傾向に歯止めをかけることは容易ではありません。

本町では、町民がいつまでも住み続けられるまちの実現に向けて、福祉に関する様々な施策・事業を展開してきましたが、今後は、子ども・子育て環境の充実を前面に押し出しながら、高齢者・障がい者・生活困窮者等への様々な施策の充実により、医療・介護・保健だけでなく就労・教育についても連動しながら、施策・事業の展開を図っていきます。

(3) 観光による活性化

観光振興は、観光に係る飲食業・宿泊業・小売業・卸売業や農業・水産業にも派生する裾野の広い雇用に繋がることから、本町の基幹産業を支える取組として欠かすことができません。

本町では「(一社)^(※)那智勝浦観光機構」を設立し、令和2(2020)年4月からマーケティングとプロモーションの専門人材を配置し業務を開始しています。これにより、国内外からの人の流れを戦略的につくり、観光による地方創生を実現することを目指しますが、町民や関係者の知恵も結集しながら、本町の観光振興に着実に取り組んでいきます。

また、都市部にはない本町独自の魅力（自然環境、豊かな農産物・海産物、世界遺産や文化財等）による幸福度の高い生活スタイルを発信することで、移住・定住に繋げ、農林水産業の後継者確保・育成にも取り組んでいきます。

7. 施策体系

第9次計画の基本構想（資料編に掲載）に基づき、次の6項目を基本指針として、まちの将来像の実現に向けた施策を展開するとともに、持続可能な地域づくりを推進します。

I. 災害に強いまちづくり

いつ起こるともしれない災害に対して、ハード事業とソフト事業の一体化を図ることが重要です。災害に強い環境の整備を進めるとともに、避難訓練等を継続的に実施することで、災害に強いまちづくりを推進します。

II. 快適で安心して暮らせるまちづくり

生活基盤や交通基盤の整備を行い、誰もが快適で安心して暮らせる「安心・安全」が充実したまちづくりを推進します。

III. 活気ある産業で雇用が生まれるまちづくり

農林水産業・商工業を振興し、地域資源を有機的に結び付けた観光を振興することにより、持続可能な循環型社会^(※)の実現と経済の活性化を図り、本町の個性を生かした活気ある産業で雇用が生まれるまちづくりを推進します。

IV. 福祉が充実したまちづくり

利用者の視点に立ったサービス提供システムを確立し、ユニバーサルデザイン^(※)化とサービスの質を保障する仕組みの構築を進め、健やかでやさしい福祉が充実したまちづくりを推進します。

V. 豊かな心と地域文化を大切にすまちづくり

子どもから高齢者まで、町民の誰もがいつでもどこでも学び、活動することができるよう、場と仕組みの整備と充実を図り、豊かな心と地域文化を大切にすまちづくりを推進します。

VI. みんなの知恵と力を結集したまちづくり

協働とコミュニティの展開を基礎においた自治の基本的な制度等を整備するとともに、柔軟で豊かな情報共有と本町の魅力の発信に努めることにより、町民の理解と協力のもとに、みんなの知恵と力を結集したまちづくりを推進します。

まちの将来像

着実にわがらで創る笑顔のまち 那智勝浦

計画を貫く視点

住んでよかった・住み続けたい・住んでみたいまちの実現

1. 防災・減災対策の推進 2. 福祉施策の充実 3. 観光による活性化

基本指針

I. 災害に強いまちづくり

II. 快適で安心して暮らせるまちづくり

III. 活気ある産業で雇用が生まれるまちづくり

IV. 福祉が充実したまちづくり

V. 豊かな心と地域文化を大切にすまちづくり

VI. みんなの知恵と力を結集したまちづくり

施策展開

1. 災害に強い環境の整備
2. 地域防災体制の強化
3. 消防体制の整備

1. 交通体系の整備
2. 都市基盤の整備
3. 環境衛生の推進
4. 生活安全の推進

1. 観光業の振興
2. 農林業の振興
3. 水産業の振興
4. 商工業の振興と雇用機会の創出

1. 高齢者福祉の充実
2. 子ども・子育て支援の充実
3. 障がい児者支援と社会保障の充実
4. 保健・医療の充実

1. 教育環境の充実
2. 生涯学習の推進と人権意識の高揚
3. 文化財保護・保存と文化振興

1. 町民と対話する行政の推進
2. 移住・定住の推進
3. 行財政の効率化
4. 広域連携の推進

8. SDGs について

SDGs (Sustainable Development Goals : 持続可能な開発目標) とは、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2030年までの国際目標です。持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っています。日本でも積極的に取り組まれており、本町においてもSDGsに参画できる取組を推進することとします。



《SDGs における2030年までの17のゴール》

1. あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる
2. 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する
3. あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
4. すべての人々への、包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する
5. ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う
6. すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する
7. すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する
8. 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する
9. 強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る
10. 各国内及び各国間の不平等を是正する
11. 包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する
12. 持続可能な生産消費形態を確保する
13. 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
14. 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
15. 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
16. 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
17. 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

基本計画

- I. 災害に強いまちづくり
- II. 快適で安心して暮らせるまちづくり
- III. 活気ある産業で雇用が生まれるまちづくり
- IV. 福祉が充実したまちづくり
- V. 豊かな心と地域文化を大切にするまちづくり
- VI. みんなの知恵と力を結集したまちづくり

I. 災害に強いまちづくり

1. 災害に強い環境の整備

関連するSDGs



現 状

- 近年の大型台風や前線による線状降水帯^(※)等をもたらす集中豪雨に対応するため、県が主体となって、町内の優先度の高い箇所の急傾斜地崩壊対策や河川の砂防事業を実施しています。
- いつ起こるともしいない南海トラフ巨大地震等への対策として、町内各地において、津波避難タワーの建設や避難ビルの指定、避難路や避難場所の整備、老朽化した護岸整備等、地震・津波対策としての改良や施設整備の事業を実施しています。



課 題

- 地震・津波・豪雨等、いつ起こるともしいない災害対策として、急傾斜地、河川、海岸線等の改良や改修により地域の安全性を高めることが必要です。
- 県を主体とする事業が多いことから、国や県との連携を強めて、まちの安心・安全を高めていくことが求められます。

施策により目指す方向性

◇ 災害等に対応できるインフラ整備が強化され、安心して暮らせるまち

■ 実施する主な施策

(★は重点施策)

施策の内容	担当課
<p>(1) 急傾斜地崩壊対策の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県と連携しながら、引き続き、湯川地区での事業を実施します。 ・ その他の急傾斜地についても、豪雨等による土砂災害が発生しないように、維持管理に努めます。 	 <p>急傾斜地崩壊対策事業（湯川地区）</p> <p>建設課</p>
<p>(2) 河川改修の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国や県と連携しながら、那智川8支流・長谷川支流（クラマル川）での砂防事業を実施します。 ・ その他の河川についても、雨水排水等の支障が生じないように、維持管理に努めます。 	 <p>河川改修工事（井鹿川）</p> <p>建設課</p>
<p>(3) 地震・津波対策の推進 ★</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 津波避難タワーの建設や避難ビルの指定、避難路や避難場所の整備や施設の耐震化等を推進し、津波が到達し浸水する可能性の高い地域の安全性を高めます。 ・ 県と連携しながら、那智勝浦海岸の整備を促進します。 	 <p>下里地区津波避難タワー</p> <p>総務課 建設課</p>

2. 地域防災体制の強化

関連する SDGs



現 状

- 「那智勝浦町地域防災計画」に沿って、防災無線等の体制整備を実施しています。
- 天満地区や旧グリーンピアの跡地等で、南海トラフ巨大地震等、いざという時の避難場所や施設、備蓄倉庫等の整備を実施しています。
- 災害時に必要とされる飲料水、米、缶詰パン等の食料品の備蓄を実施しています。
- 町広報紙での防災特集の掲載や町ホームページでの啓発、各種イベントでの防災ブースの設置等、様々な面で防災意識の高揚を図っています。
- 各地区における自主防災組織の諸活動に対する支援を行っています。
- 災害発生に備え、避難行動要支援者^(※)の情報把握に努めるとともに、障がい者や高齢者等にも対応できる福祉避難所の設置を進めています。
- 土砂災害や津波を想定した避難訓練、小中学校における避難訓練・防災学習、生涯学習講座としての学習会の実施等により、防災教育を推進しています。
- 災害発生時、自治体間による相互支援の必要性から、県内外の自治体との災害時応援協定の締結に取り組んでいます。



避難訓練の様子

課 題

- 年々、南海トラフ巨大地震の発生率が高まるとともに、集中豪雨等の被害の確率も高まっていることから、町民の安全を第一に考え、継続的かつ効果的な対策と持続可能な行政運営体制づくりに努める必要があります。
- いつ起こるともしれない災害への更なる意識高揚と、避難行動要支援者を含む要配慮者（高齢者、障がい者、難病患者、乳幼児、妊産婦、外国人等）への対応が必要です。
- 生涯を通じた防災教育と義務教育における防災教育を推進することにより、町民一人ひとりが災害への備えとそれに対応できる知識等を身につける必要があります。

施策により目指す方向性

- ◇ 町民や地域の防災意識が高まり、災害に対する備えが
できているまち
- ◇ 自主防災組織を中心に、地域における自助^(※)・共助^(※)に
よる防災力が高いまち

実施する主な施策

(★は重点施策)

施策の内容	担当課
(1) 地域防災計画の推進及び事前復興計画の策定 ・情報連絡体制の整備を推進するとともに、「那智勝浦町地域防災計画」の実効性の確保に努めます。 ・南海トラフ巨大地震等による被災後の早期復興を実現するため、応急仮設住宅用地等の検討を含む復興まちづくりに関する計画の事前策定を行います。	総務課
(2) 避難施設・備蓄倉庫等の整備 ・津波を想定し、高台造成等による避難場所の確保や防災公園の整備を検討します。 ・災害時の資機材等の確保のため、備蓄倉庫の整備を推進します。 ・非常用電源の確保に努めます。	総務課
(3) 食料品等の備蓄 ・継続的な食料及び医薬品の備蓄を推進します。	総務課
(4) 自主防災組織の育成 ・組織単位の防災訓練を行う等、自主防災組織の活性化を図ります。 ・自主防災組織連絡協議会を通して、組織間での情報を共有します。	総務課
(5) 避難行動要支援者への対応 ・災害発生に備え、避難行動要支援者の情報把握と個別支援体制を進めます。	総務課 福祉課
(6) 業務継続体制づくりの推進 ・予備電源、代替通信手段の確保、電子データのバックアップ等、大規模災害時でも本町の基幹業務を継続・早期再開できる体制づくりを進めます。 ・現在の役場本庁舎は南海トラフ巨大地震等による津波浸水想定区域にあるため、災害時の指令拠点機能と行政機能の継続の観点から、移転を検討します。	総務課
(7) 広域連携による防災対策の推進 ・紀南10市町村や千葉県勝浦市・徳島県勝浦町・長野県上松町・岐阜県揖斐川町と密接な関係を構築し、相互連携に努めます。	総務課
(8) 防災意識の高揚 ★ ・町広報紙や町ホームページ、避難訓練時等のあらゆる手段や機会を利用して防災知識の普及を図ります。	総務課 教育委員会
(9) 防災教育の推進 ・小中学校において、災害時の避難行動等の訓練や災害のメカニズム等を学ぶ防災教育を実施します。 ・災害発生時や事後に適切な行動や指導がとれるよう防災管理に努めます。	 小学校での防災教育の様子

3. 消防体制の整備

関連するSDGs



現 状

- 火災や災害時に迅速かつ効果的な消防・救助活動等が実施できるように、消防本部における車両・資機材の更新・点検や消防団との情報ネットワークの構築、耐震性貯水槽(*)の整備等を行っています。
- 救急講習会への参加や防災訓練への派遣等により、地域での安心・安全を担う消防団員の育成に取り組んでいます。
- 火災予防運動期間におけるパレードや広報、常日頃からの普及啓発活動、小中学校における防火学習等により、町民の防火意識の高揚を図っています。
- 定期査察、緊急査察（重要文化財等）、大規模イベントでの露店等の査察や小規模飲食店への査察等を実施し、不備事項等の改善を行っています。
- 救急救命士や救急隊員の資質向上、医療・警察等との連携、夜間・休日の対応等、救急体制の強化に努めています。



救急講習会の様子

課 題

- 消防庁舎の移転は令和4（2022）年3月竣工に向けて事業化されましたが、今後は津波浸水想定区域内にある消防団本部・屯所の移転を検討する必要があります。
- 災害に備え、耐震性貯水槽の設置と老朽化した耐震性貯水槽の改修が必要です。
- 地域の支え手として、若者や女性を対象とした消防団員の確保が課題となっています。
- 本町の観光資源である寺社等の重要文化財等について、消防の観点と文化財保護の観点の両立により、適切な防火体制を図る必要があります。
- 大規模な自然災害に備え、広域での受援・応援体制を構築する必要があります。
- 独居高齢者や高齢者のみの世帯の増加に対応するため、訪問による世帯状況の把握と緊急時対応に努める必要があります。

施策により目指す方向性

◇ 関係機関が連携し合い、消防・防火・救急体制が充実しているまち

■ 実施する主な施策

(★は重点施策)

施策の内容	担当課
<p>(1) 消防施設の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 消防本部の車両等について、更新・整備を行います。 消防団員の安全装備品、資機材、施設装備等の整備に努めます。 消防庁舎の移転により、消防・防災体制の強化に努めます。 	消防本部
<p>(2) 消防水利の増強</p> <ul style="list-style-type: none"> 耐震性貯水槽や消防水利の増強を推進します。 	消防本部
<p>(3) 消防団員の育成 ★</p> <ul style="list-style-type: none"> 消防団員の確保と新入団員に対する教育訓練を推進します。 多種多様な災害時に活動する消防団員に対して、育成を強化するとともに、救急講習会や地域での防災訓練への派遣等に取り組みます。 	消防本部
<p>(4) 防火意識の高揚 ★</p> <ul style="list-style-type: none"> 火災予防運動の積極的な展開や常日頃からの広報・啓発、学校教育により、防火意識の高揚を図ります。 	消防本部
	<p>防火パレードの様子</p>
<p>(5) 予防査察の実施と火災調査体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 定期査察・緊急査察等を継続的に実施し、各事業所の防火管理体制の充実を図ります。 危険物貯蔵施設については、一次災害^(※)だけでなく二次災害^(※)の可能性を踏まえた安全性の確保に努めます。 職員を研修会及び県消防学校へ派遣する等、火災調査体制の強化を図ります。 	消防本部
<p>(6) 広域消防体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 効率的な消防運営を図るため、広域消防体制の調査研究に努めます。 	消防本部
<p>(7) 救急体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 職員の技術の向上や知識の取得のための教育訓練を継続するとともに、救急救命士等を養成して、救急業務の充実を図ります。 独居高齢者宅への訪問調査を継続します。 協議会の設置や救急訓練等の実施により、町立温泉病院を始めとする関係機関との連携を深めます。 障がい者や外国人等による緊急通報対応体制の整備を進めます。 	消防本部

基本指針Ⅰの達成指標

基本指針Ⅰ「災害に強いまちづくり」の施策の効果検証のために、次の達成指標を設定します。

◆指標1◆

「南海トラフの津波・地震対策」 に関する町民満足度



◆指標2◆

「消防・防火体制の整備」 に関する町民満足度



※町民満足度の計算方法については、P.91を参照してください。

Ⅱ. 快適で安心して暮らせる まちづくり

1. 交通体系の整備

関連するSDGs



現 状

- 近年、観光等で本町を訪れる方の多くは自家用車や観光バスを利用されるため、基幹アクセス道路の整備に努めています。
- 高規格幹線道路（近畿自動車道）は、大阪方面からすさみ町まで供用されており、引き続き、すさみ町～串本町～那智勝浦町への延伸事業が実施されています。
- 町内の国道の歩道整備は、下里・宇久井・浜ノ宮地区の用地調査と湯川地区の用地買収が終了しています。また、町内の県道の歩道整備や改良事業等は、中里地区から古座川町へ抜ける長井古座線と、那智山勝浦線の事業を実施しています。
- 町道は、狗子ノ川線・小阪熊瀬川線・南大居1号線の改良工事を実施しています。
- その他の生活道路についても、地域の状況を勘案しながら、町民が安心できる道路整備に努めています。
- 町内バス路線は民間2路線・町営5路線であり、町民の日常の移動手段の確保に努めています。

課 題

- 高規格幹線道路は、全線が供用されてこそ、その効果が発揮され、メリットが地域に還元されるものであり、経済・観光・防災の観点からも、未接続区間の早期解消が求められています。
- 国道及び県道について、自家用車等を利用する町民や町外・県外からの観光客等が利用しやすい道路の整備や、主要道路沿いを安心して歩ける歩道の整備が求められています。
- 町道や生活道路について、町民のニーズを把握しながら、道路の安全性と利便性の向上に努める必要があります。
- 町内バス路線の維持のため、利用者の確保に向けた取組を進める必要があります。

施策により目指す方向性

- ◇ 主要幹線道路が整備され、広域移動の利便性が向上するとともに災害にも強いまち
- ◇ 生活道路・公共交通が整備され、日常の移動が安全かつスムーズなまち

■ 実施する主な施策

施策の内容	担当課
<p>(1) 高規格幹線道路整備の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 串本太地道路（串本～市屋間）の早期完成を促進します。 ・ すさみ串本道路（すさみ南IC～串本間）の早期完成を促進します。 	<p>建設課</p>
<p>(2) 国道、県道整備の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国や県と連携しながら、町民や観光客等が安心・安全に利用できるよう、歩道整備や改良工事等を促進します。 	<p>建設課</p>
<p>(3) 町道及び生活道路整備の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 町道及びその他の生活道路について、町民の日常の利便性の向上と住み続けられる地域づくりに配慮しながら、優先度を考慮し整備を進めます。 	<p>建設課</p>
<p>(4) 公共交通の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 町民の生活の利便性向上と移動手段の確保のため、町内のバス路線の維持に努めます。 ・ 運行本数の維持・増便等、鉄道の利便性向上のための要望を行います。 	<p>総務課 観光企画課</p>



串本太地道路用地幅杭設置式



町営バス

2. 都市基盤の整備

関連する SDGs



現 状

- 「都市計画マスタープラン」の新規策定（令和3（2021）年度）に伴い、都市計画区域や都市計画道路等の見直しを進めています。
- 那智勝浦海浜公園の利用促進や町内の身近な遊び場である公園の維持管理、体育文化会館の維持と利活用に努めています。
- 町民の生活に欠かせない水を供給するため、施設・配水管設備の維持・更新、水道事業の財政の健全化等に努めています。
- 下水路・排水路の整備を行っています。
- 町営住宅について、需要に応じた計画的な整備と改修に努めています。
- 携帯電話等の通話・通信困難エリア等の解消に努めています。
- 町ホームページを活用した町内外への情報発信の充実、役場本庁舎及び町内関係施設とのネットワークによる業務効率化、電子申請サービスの推進等、ICT^(*)を活用した様々な取組を進めています。

課 題

- 那智勝浦海浜公園について、計画的に整備を推進するとともに、通年利用型の海浜地域として、誰もが楽しめる空間づくりを推進する必要があります。
- 町内の公園について、町民が日常的に利用することから、より利用しやすい公園となるよう整備や維持・補修等を進める必要があります。
- 水道事業について、地震等の災害にも強い施設・配水管整備を推進するとともに、財政シミュレーションによる中長期的な視点から水道事業の健全化に努める必要があります。
- 立地や老朽化等により需要の低い町営住宅について、耐用年数を経過した後の撤去・転用を進める必要があります。
- 町民の日常生活だけでなく観光や防災の観点からも、携帯電話等の通話・通信困難エリアの解消に引き続き努める必要があります。
- 町ホームページやSNS^(*)（フェイスブック等）の閲覧数・登録者数を増やすための情報発信や掲載内容の工夫に継続して取り組む必要があります。
- 電子申請サービスの利用促進のため、マイナンバーカード^(*)の普及を図る必要があります。

施策により目指す方向性

◇ 豊かな自然の中で町民が快適に生活できるまち

■ 実施する主な施策

(★は重点施策)

施策の内容	担当課
<p>(1) 都市計画の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「都市計画マスタープラン」を新たに策定し、都市計画区域や都市計画道路等の見直し（拡大・廃止等）等、長期的視野に立った都市計画を進めます。 ・安全で景観の調和のとれた町並みを保つために、老朽化した空き家の除却や屋外広告物に対する適切な指導、町民の意識の高揚に取り組みます。 	建設課
<p>(2) 公園等の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・那智勝浦海浜公園について、那智駅交流センター等の町内施設と連携し、誰もが通年利用できるよう取組を進めます。 ・身近な遊び場である公園等について、町民が日常的に安心して利用できるよう整備や維持・補修等を実施します。 ・体育文化会館について、施設の長寿命化を見据え、計画的な設備更新を推進します。 	 <p>観光企画課 建設課 教育委員会 農林水産課</p>
<p>(3) 水道事業の維持・健全化 ★</p> <ul style="list-style-type: none"> ・老朽化した施設の耐震化や管路更新計画に基づき配水管の耐震化を図り、布設替えを進めます。 ・特に二河地区の送水管整備や与根子接合井の整備を進めます。 ・中長期的には水道料金の改定も含めて水道事業の維持・健全化を図ります。 	水道課
<p>(4) 下水路・排水路の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・下水路・排水路の改良整備を推進します。 	建設課
<p>(5) 町営住宅の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・需要に応じた町営住宅の供給と整備・利便性向上に努めます。 ・老朽化した町営住宅の対策や転用等について検討を進めます。 	建設課
<p>(6) 情報・通信網の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業者への働きかけによる通話・通信困難エリア等の解消に努めます。 ・町ホームページやSNSを活用し、本町の様々な情報発信に努めます。 ・ICTによる情報の共有等により、行政の効率化を推進します。 ・マイナンバーカードの普及とマイナンバーカードを利用した電子申請サービス等の充実を図ります。 	観光企画課 総務課

3. 環境衛生の推進

関連する
SDGs



現 状

- 本町では、持続可能な社会と身近にある豊かな自然環境の保全を目指して、地域循環共生圏^(※)の理念に基づく事業を推進しています。
- 施設の老朽化に伴うクリーンセンターの新設について候補用地を買収し、環境アセス^(※)や地質調査等を進めています。
- 本町が加入する紀南環境広域施設組合（2市8町）において、田辺市内に最終処分場の用地が決定され、供用開始に向けた建設工事が進んでいます。
- 分別等によるリサイクルを推進する等、循環型社会の形成に努めています。
- 不法投棄やポイ捨て行為等について、回覧・町広報の掲載や立て看板の配布等による啓発活動に取り組んでいます。
- 既存のし尿処理場の適正な運営により、し尿処理体制の充実を図っています。
- 水質調査の実施や合併処理浄化槽の設置を促進しています。
- 地域循環共生圏の理念に基づく事業や循環型社会の形成に資する事業を推進することで、身近にある豊かな自然環境の保全や温暖化防止に取り組んでいます。
- 町営墓地や斎場については、町民のニーズに応じた適切な運営に努めています。



クリーン作戦の様子

課 題

- 新クリーンセンター稼働まで現在の施設を維持管理するとともに、必要な改修を行っていく必要があります。
- 健全なゴミ処理事業の推進のため、町指定ゴミ袋の料金の改定等を検討する必要があります。
- 身近にある豊かな自然環境の保全のため、町民や事業者等の環境問題に対する意識の向上とマナーの改善に取り組む必要があります。
- 水質保全・温暖化対策のため、合併処理浄化槽の設置促進と、地域循環共生圏の将来ビジョンに基づく再生可能エネルギー^(※)の利用促進を図る必要があります。
- 町営墓地・斎場については、今後の本町の人口推移や社会情勢の変化によるニーズの見込みを検討しながら、引き続き適切な維持管理と運営に努める必要があります。

施策により目指す方向性

- ◇ 町民一人ひとりに環境問題の意識が根づくまち
- ◇ 環境負荷を減らし持続可能な環境保全に向けた「循環型社会」が確立されたまち

■ 実施する主な施策

(★は重点施策)

施策の内容	担当課
<p>(1) 新クリーンセンター建設推進と現クリーンセンターの維持管理 ★</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新クリーンセンターの早期整備・稼働により、最新施設による経済性の向上や環境負荷の軽減を図ります。 ・既存施設の適正な維持管理を行います。 	住民課
<p>(2) 循環型社会の形成 ★</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3R^(※)(リデュース、リユース、リサイクル)の啓発活動の強化等により、循環型社会の形成に取り組みます。 ・町指定ゴミ袋の料金の改定等の検討を行います。 	住民課
<p>(3) 意識啓発によるマナーの改善</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広報等による啓発活動、監視カメラの設置やパトロールの強化等により、不法投棄やポイ捨て等の行為の改善に取り組みます。 	住民課
<p>(4) し尿処理場の運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既存のし尿処理場の適正な維持管理に努めるとともに、施設の改修・整備を推進します。 	住民課
<p>(5) 水質対策の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年2回の水質調査による水質監視(海と川で40数カ所)を実施します。 ・合併処理浄化槽の設置を促進するとともに、浄化槽の水質検査受検率の向上に努めます。 	住民課
<p>(6) 地域循環共生圏の将来ビジョンに基づく取組の推進 ★</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町民や事業者等に対して、環境問題に対する意識の向上のための啓発や情報提供を実施します。 ・温暖化防止対策として、電気の効率利用や再生可能エネルギーの普及や間伐等による森林整備の実施、緑化の推進に努めます。 	 <p>めぐる未来会議の様子</p> <p>住民課 観光企画課 農林水産課</p>
<p>(7) 斎場の広域化推進と現施設の維持管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・紀南環境衛生施設事務組合に加入し、広域での運営を推進します。 ・既存の斎場の適正な維持管理を行います。 	住民課
<p>(8) 町営墓地の運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町営墓地について、引き続き適正な維持管理を行います。 	住民課

4. 生活安全の推進

関連する SDGs

16 平和と公正を
すべての人に



現 状

- 幼児から高齢者まで幅広い年齢層で犯罪に巻き込まれる恐れがあるため、小学校での防犯訓練や防犯ベルの配布、防犯カメラの設置、防犯パトロール、高齢者向け防犯教室等を実施し、犯罪を未然に防ぐ取組を推進しています。
- 交通安全に関する街頭啓発や交通安全教室の開催等により、交通事故の未然防止と交通マナーの強化に努めています。
- 高齢者を中心に高額な請求や押し売り等の悪質商法や振り込め詐欺等の被害に遭う恐れがあるため、相談支援や情報発信等に取り組んでいます。



小学校での交通安全教室の様子

課 題

- 高齢者ドライバーによる交通事故防止のため、運転免許証の自主返納を進める必要があります。
- 不審者情報の取得、犯罪の未然防止と犯罪発生後の被疑者特定等に有効であることから、防犯カメラの設置を推進する必要があります。
- 悪質商法や振り込め詐欺等の手口の巧妙化により、高齢者のみならず若者も犯罪に巻き込まれる恐れがあるため、警察等、専門的な機関と連携した対策の強化が求められます。

施策により目指す方向性

- ◇ 地域を守る体制が充実し、犯罪が少ないまち
- ◇ 交通安全への意識高揚や安全対策の推進により、交通事故の少ないまち
- ◇ 町民が安心して消費生活^(※)を営むことができるまち

■ 実施する主な施策

施策の内容	担当課
<p>(1) 防犯対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・警察と連携し、警察へ速やかに情報提供を行います。 ・駅周辺や通学路等、優先度が高い場所への防犯カメラの設置を行います。 ・警察からの不審者情報や声掛け事案等の情報提供に基づき、防犯パトロールを実施します。 ・小中学校における不審者侵入訓練及び高齢者向けの防犯教室等について警察との連携も視野に実施します。 	<p>教育委員会 総務課</p>
<p>(2) 交通安全への取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者への運転免許証の自主返納の啓発等、高齢者対象の交通安全教室を実施します。 ・シルバーリーダー^(※)による各地区での交通安全啓発を実施します。 ・交通事故多発期に積極的に、ドライバーや自転車利用者への街頭啓発を実施します。 	<p>総務課</p>
<p>(3) 消費者保護体制の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広域での消費生活相談窓口（新宮市）設置の継続や地域包括支援センターとの連携等により、悪質商法被害の未然防止に努めます。 ・消費生活啓発講座の開設や町広報紙等を活用した啓発活動にも力を入れ、よりタイムリーな情報発信に取り組みます。 	<p>観光企画課</p>



交通安全に関する啓発活動

基本指針Ⅱの達成指標

基本指針Ⅱ「快適で安心して暮らせるまちづくり」に関する施策の効果検証のために、次の達成指標を設定します。

◆指標1◆

「道路の整備」 に関する町民満足度



◆指標2◆

「上下水道・合併浄化槽の整備」 に関する町民満足度



◆指標3◆

「ごみ処理・資源循環利用対策」
に関する町民満足度



◆指標4◆

「安全な町（防犯、治安、交通安全）」
に関する町民満足度



※町民満足度の計算方法については、P.91を参照してください。

Ⅲ. 活気ある産業で 雇用が生まれるまちづくり

1. 観光業の振興

関連する SDGs



現 状

- 観光業は本町の柱となる重要な産業であるため、観光による地域づくりの舵取りを担う「(一社) 那智勝浦観光機構」と協働する等、積極的な観光振興に取り組んでいます。
- 本町の自然を観光資源として有効に生かすため、誘客や情報発信に取り組んでいます。
- 外国人を含む観光客の利便性向上のため、観光案内や言語の障壁の解消に努めています。
- 観光に関係する団体と連携し、観光PRの強化に努めています。
- 那智山観光の玄関口であるJR那智駅前の「道の駅なち」の利活用に努めています。
- 観光と関係の深い施設や直売所、水産業や飲食業等との連携により、にぎわいと魅力の創出に努めています。



三重塔と那智の滝

課 題

- 近年はインバウンドの増加により観光客は増加傾向にありましたが、日帰り客が多く宿泊客は減少していることが新型コロナウイルス感染症流行前の課題でした。
- 令和2（2020）年3月頃からの新型コロナウイルス感染症の影響により、県をまたぐ移動制限や感染拡大防止等により観光客は激減しています。
- 今後は町ぐるみで新型コロナウイルス感染症対策を行いつつ、国内旅行の宿泊客の取り込みや豊かな自然環境や世界遺産・温泉・生まぐる等を生かした観光誘客の推進により、観光業の活気と経済的な潤いを取り戻す必要があります。
- 「(一社) 那智勝浦観光機構」が令和2（2020）年4月から本格稼働しましたが、新型コロナウイルス感染症対策を行いつつ、本町の魅力発信と観光誘客の推進について、どのように舵を取っていくかが課題です。
- 串本町に民間小型ロケット発射場であるスペースポート紀伊が建設されるため、隣接する浦神地区の旧浦神小学校を中心とした観光施設整備を進める必要があります。

施策により目指す方向性

- ◇ 関係機関と連携し、積極的に観光資源の活用や本町の魅力発信等を行うまち
- ◇ 多くの観光客が豊かな自然や人々の温かさを感じられ、何度でも訪れたいくなるまち

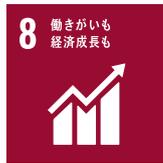
■ 実施する主な施策

(★は重点施策)

施策の内容	担当課	
<p>(1) 「稼いで潤す」観光地域づくりの推進 ★</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(一社)那智勝浦観光機構が中心となって観光戦略を策定し、行政との役割を明確化したうえで、効果的な誘客・旅行消費拡大・Wi-Fi環境を始めとする受け入れ環境の整備等、「稼いで潤す」観光地域づくりを推進します。 ・新型コロナウイルス感染症の影響を加味し、対策を講じます。 	観光企画課	
<p>(2) 観光宣伝の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県観光連盟等との連携を強化しつつ、(一社)那智勝浦観光機構が中心となって、より効率的・効果的なPR活動を実践します。 	観光企画課	
<p>(3) 観光資源の活用 ★</p> <ul style="list-style-type: none"> ・世界遺産・温泉・生まぐるを始めとする本町ならではの観光資源を最大限に有効活用することにより、観光業の活性化に努めます。 ・熊野古道の要所に多言語解説文やルート案内図、道標整備に取り組みます。 ・スペースポート紀伊の建設に伴う新たな観光誘客のため、旧浦神小学校を中心に見学場の整備とおもてなしの創出を図ります。 	 <p style="text-align: center;">スペースポート紀伊起工式の様子</p>	観光企画課
<p>(4) 世界遺産の広域連携の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」を中心に県等との広域連携を図り、観光PRの強化を行います。 	観光企画課	
<p>(5) 「道の駅なち」の運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・JR那智駅に隣接する「道の駅なち」の敷地内の温泉入浴施設「丹敷の湯」や農産物直売所、熊野那智世界遺産情報センター、日本サッカーゆかりの地の情報発信拠点を生かし、「道の駅なち」を観光客に魅力ある施設として運営します。 	農林水産課	
<p>(6) 豊かな海の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「南紀熊野ジオパーク(※)」の魅力を発信し、認知度向上に努めます。 ・心身をリフレッシュするブルーツーリズム(※)に関する取組を推進します。 	観光企画課	
<p>(7) 水産業・飲食業・宿泊業等との連携強化 ★</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「環境にやさしい漁法(はえ縄漁(※))による生まぐる水揚げ日本一」を訴求ポイントとして、勝浦漁港にぎわい市場やまぐる体験CANでの見学・体験事業や、飲食業・宿泊業等との連携を図り、観光誘客に繋がります。 	観光企画課 農林水産課	

2. 農林業の振興

関連するSDGs



現 状

- 本町では、年間を通して温暖な気候や豊富な水資源等の豊かな自然を生かして、米や茶、イチゴ、ポンカン等の柑橘類、各種野菜類を始めとする農作物を生産しています。また、食肉牛・乳用牛や鶏卵等の畜産もあります。
- 鳥獣による農作物被害は深刻な状態であり、経済的被害だけでなく、営農意欲の減退から離農、耕作放棄地の増加に拍車がかかっています。加えて、耕作放棄地の増加により鳥獣生息範囲の拡大が進んでしまっています。
- UIJ ターン就農者の受け入れについては、移住推進地域を町内全域に拡大し取り組んでいます。
- 林業については、治山の観点や紀州材の有効活用の面から、森林の維持管理、林業者の育成・福利厚生の上等に取り組んでいます。



色川茶収穫の様子



イチゴ栽培の様子

課 題

- 農業については、本町は急斜面や山林が多く耕作できる土地が限られているため、生産量の増加が難しく採算面で不安定な状況です。また、農業者の高齢化や後継者不足から休耕地の増加、農業関係施設の老朽化が懸念されることや、鳥獣害への対応が課題となっています。
 - 林業については、外国産材の普及等により全国的に採算性が悪化していることから、維持することが難しい状況になってきています。また、治山や環境保全の観点から、後継者育成に力を入れ、豊かな森林を適切に保全して行くことが求められます。
- 令和元（2019）年度から、市町村が仲介役となり森林所有者と担い手を繋ぐ「森林経営管理制度」が導入されており、この制度を活用した森林の適正管理が期待されます。
- また、同じく令和元（2019）年度から森林環境譲与税が、令和6（2024）年度から森林環境税が創設され、森林の整備等に充てることができる財源として、有効に活用していくことが求められます。

施策により目指す方向性

◇ 農林業の担い手や後継者が育ち、安定的な農林業経営が
確立されたまち

■ 実施する主な施策

(★は重点施策)

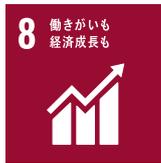
施策の内容	担当課
<p>(1) 効率的・効果的な農業の振興</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特産品の安定生産と有機農業等の付加価値の高い農産物づくり、ブランド力の強化をJAや各農家を含む関係機関と連携し、推進します。 ・イチゴ狩りや既存水田・棚田の農作業体験、地元産物での料理提供等のグリーンツーリズム^(※)を推進し、都市部と農村の交流増加、農村地域の収益増加に繋がっていきます。 	<p>農林水産課 観光企画課</p>
<p>(2) 農業の担い手の育成 ★</p> <ul style="list-style-type: none"> ・耕作放棄地の有効活用や農地の集約化を進め、担い手の育成、新規就農者の確保と支援を行っていきます。 ・地産地消、食育の観点から地元米の消費拡大を推進します。 ・野菜花き産出額の増加を図るため、生産者に対する施設整備、生産性の向上、研修会開催を推進します。 	<p>農林水産課 観光企画課</p>
<p>(3) 農業基盤の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農道、用排水路等の適正な管理と長寿命化を推進します。 ・ため池等の水利施設については、利用状況を見極め、未利用のため池の廃止も含めた計画的な保全・整備を推進します。 	<p>農林水産課</p>
<p>(4) 林業の生産基盤と流通の改善</p> <ul style="list-style-type: none"> ・森林経営管理制度により、森林の適正管理・活動を推進します。 ・林道・林道施設の適切な維持管理に努めます。 ・紀州材を利用した住宅建築への補助を行い、利用促進に努めます。 ・特用林産物^(※)である紀州備長炭の生産振興に努めます。 	<p>農林水産課</p>
<p>(5) 林業の担い手の育成 ★</p> <ul style="list-style-type: none"> ・森林組合を始めとする林業事業体の体質強化を図るため、社会保障制度の充実を推進します。 ・森林環境譲与税を財源とし、間伐等による森林整備、人材育成・担い手の確保、木材利用の促進を推進します。 	<p>農林水産課</p>
<p>(6) 鳥獣害対策の推進 ★</p> <ul style="list-style-type: none"> ・侵入防止柵設置補助事業、追払い花火講習開催・花火配布、猟友会員による有害鳥獣捕獲の「防御・追払い・捕獲」を中心に取り組みます。 ・鳥獣害専属の地域おこし協力隊を配置し、地域の鳥獣害対策の推進、被害減少に努めます。 	<p>農林水産課</p>



農業体験の様子

3. 水産業の振興

関連する SDGs



現 状

- 勝浦漁港の水揚げ量は約1万トンで推移しており、日本有数の生まぐろの水揚げを誇っています。ただし、勝浦漁港への生まぐろ水揚げ漁船の入港延隻数は、平成27（2015）年の620隻から、令和元（2019）年には564隻まで減少しています。
- 勝浦市場では、荷捌所等の衛生管理レベルの向上や老朽化した施設の建て替え等、市場機能の再編が求められています。
- 町内には紀州勝浦漁協、宇久井漁協、和歌山東漁協那智支所・浦神支所があり、沿岸域では定置網漁業やイセエビ刺網漁業、曳き縄釣り（ケンケン）漁業、採介藻漁業^(※)のほか養殖漁業等、小型漁船による漁業が営まれています。
- 漁業就業者数は、高齢化等により平成22（2010）年の173人から、平成27（2015）年には130人まで減少しており、労働力・担い手が不足しています。



勝浦漁港の様子



稚魚放流の様子

課 題

- 勝浦漁港の水揚げ量確保のため、那智勝浦町水産振興会等の関係機関と連携し、更なる外来船誘致活動・対策に努める必要があります。
- 食の安心・安全への関心が高まっており、海産物の品質・衛生管理の高度化に向けた市場機能の再編と老朽化した施設等の建て替えを検討する必要があります。
- 紀州勝浦産生まぐろのブランド力を向上させるため、PR活動を行う必要があります。
- 沿岸漁業では、漁業就業者の高齢化が進行しており、適正な漁場管理等に繋げるためにも後継者の確保が課題となっています。
- 磯焼け等による藻場の衰退により、アワビやサザエ等の漁獲量が減少しており、計画的な藻場造成や種苗放流の実施が求められています。
- 町管理漁港の機能保全に引き続き努める必要があります。

施策により目指す方向性

◇ 水産業の担い手や後継者が育ち、安定的な水産業経営が
確立されたまち

■ 実施する主な施策

(★は重点施策)

施策の内容	担当課
<p>(1) 勝浦地方卸売市場の強化 ★</p> <ul style="list-style-type: none"> 勝浦漁港の水揚げ量確保のため、那智勝浦町水産振興会等の関係機関と連携し、更なる外来船誘致活動・対策に取り組みます。 衛生管理の高度化に向けた市場機能の再編と老朽化した施設等の建て替えを検討します。 	農林水産課
<p>(2) 沿岸漁業の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 藻場造成や種苗放流、イセエビつきいその整備等を行い、沿岸漁場の再生を目指します。 沿岸漁業者の所得向上や労働環境の整備に取り組みます。 水産業の魅力を広める情報発信等を行い、後継者の確保を図ります。 栽培漁業や養殖業等のつくり育てる漁業を推進します。 	農林水産課
	小学生によるヒラメ放流
<p>(3) 町管理漁港施設の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 町管理漁港の岸壁等の老朽化した施設の改修・整備を実施します。 	農林水産課
<p>(4) 紀州勝浦産生まぐろのブランド化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 紀州勝浦産生まぐろの認知度向上を推進します。 本町に一番多く水揚げされる「びんちょうまぐろ」のブランド化を推進します。 新商品の開発等を支援し、関係機関と連携して販路拡大に結びつける機会を提供します。 	農林水産課
	本町で水揚げされる新鮮な生まぐろ

4. 商工業の振興と雇用機会の創出

関連する SDGs



現 状

- 商工業はまちの活気を支える基礎であり、観光業を始めとするすべての産業と繋がるため、様々な面で発展と活動を支援しています。
- 商工会運営事業と振興事業に対して、支援を行うとともに、空き店舗活用のための改装費等の補助を実施しています。
- 新宮市との協働体制により、熊野地方就職フェアや高校生対象の「地元企業知っところガイダンス」の開催を通して、地元事業所との関わりを築いています。
- 太田米を活用した米粉麺の開発を行う等、生産から加工・流通まで行う「6次産業化^(※)」に取り組んでいます。
- IT 企業の誘致等、企業誘致に向けた PR 活動を推進しています。
- 女性が活躍できる社会を推進するため、女性の地位向上や労働条件の改善に取り組んでいます。

課 題

- 商工業の振興については、商店街の整備や新規就労・後継者等の育成を含めて、南紀くろしお商工会や（一社）那智勝浦観光機構と協働して、事業者との連携を図っていく必要があります。
- 6次産業化については、採算性の面でハードルが高く、現在の6次産業を維持していくことが課題です。
- 雇用創出の面から企業誘致は欠かせないため、トップセールスを含め様々な面で推進する必要があります。
- 子育てや家事等の負担もあり、女性を取り巻く環境は就労しやすい環境であるとは言えないため、労働環境の改善に取り組む必要があります。

施策により目指す方向性

◇ 商工業の活性化により、雇用の安定・創出が図られるまち

■ 実施する主な施策

(★は重点施策)

施策の内容	担当課
<p>(1) 中小企業・商店等の振興 ★</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域の活性化や若者の町内定住・起業、雇用創出のため、空き店舗の活用を促進します。 農林水産業・観光業と連携したイベントや商品開発を支援します。 南紀くろしお商工会や（一社）那智勝浦観光機構等と協働して事業者との連携を図り、振興策の検討を進めます。 	<p>観光企画課</p>
<p>(2) 雇用機会の創出</p> <ul style="list-style-type: none"> 6次産業化の推進により、あらゆる産業の発展と付加価値の創出に取り組みます。 県との連携やPR活動の強化を推進し、本町の特性を生かした企業誘致に取り組みます。 関係機関と連携し、働く場において男女が対等に参画し、その能力を十分に発揮できる環境づくりを促進します。 新型コロナウイルス感染症対策として、南紀くろしお商工会等と連携し、事業者支援を進めます。 	<p>観光企画課</p>



太田米を使用した米粉麺

基本指針Ⅲの達成指標

基本指針Ⅲ「活気ある産業で雇用が生まれるまちづくり」に関する施策の効果検証のために、次の達成指標を設定します。

◆指標1◆

「観光PR活動」 に関する町民満足度



◆指標2◆

「農林水産業の後継者育成」 に関する町民満足度



◆指標3◆

「空き店舗の活用等による商店街の活性化」
に関する町民満足度

現状値

42.1

(令和元(2019)年度)

目標値

47.0

(令和7(2025)年度)

【計画策定のための町民意識調査】

※町民満足度の計算方法については、P.91を参照してください。

IV. 福祉が充実したまちづくり

1. 高齢者福祉の充実

関連するSDGs



現 状

- 住み慣れた場所で、自分らしい生活を最期まで送ることができる「地域包括ケアシステム^(※)」により、地域や家庭での助け合い・支え合いを始め、介護保険サービスや介護施設、医療体制の充実に努めています。
- 介護予防に資する様々な取組や住民主体の活動への支援等を通して、高齢者の健康や生きがいづくりを推進しています。
- 「地域包括ケアシステム」において、「共助」に位置づけられる介護保険等の適正な運営に努めています。



太田の郷でのゆうゆう体操の様子

課 題

- 最新の人口推計によると、今後、本町の高齢者数は減少しますが、後期高齢者は令和12（2030）年頃までは増加から高止まりが見込まれていることから、加齢に伴う要介護認定者の増加や、要介護者の軽度から中重度への進行、認知症者の増加等が懸念されます。
- 介護保険事業の適正な運営のために介護予防・重度化防止の施策に取り組むとともに、介護が必要になった時には必要な支援が受けられる環境の整備と充実が求められます。

施策により目指す方向性

- ◇ 「地域共生社会^(※)」の概念が定着し、様々な人々に対する支援体制が整ったまち
- ◇ 高齢者が積極的に自らの健康づくりに取り組むまち

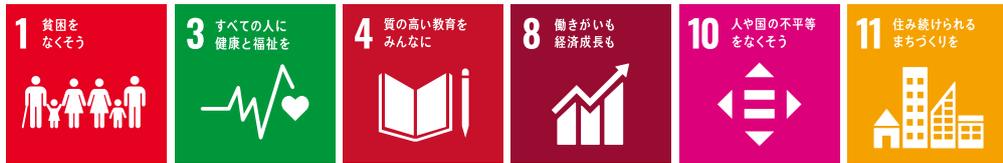
■ 実施する主な施策

(★は重点施策)

施策の内容	担当課
<p>(1) 地域共生社会の実現 ★</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者に限らず、様々な困りごとを抱えた人を丸ごと受け止め、必要な支援に繋げるため、本町の支援体制を構築し、その機能の強化を図ります。 ・ 高齢者を含め、誰もが地域で活躍できる仕組みづくりを図ります。 	福祉課 町立温泉病院
<p>(2) 地域包括ケアシステムの深化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 介護や支援が必要になっても、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、地域での互助や専門職の連携強化を行い、地域包括ケアシステムの深化を図ります。 	福祉課 町立温泉病院
<p>(3) 介護予防・健康づくりの推進 ★</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者が自ら介護予防に取り組めるよう、町民主体の活動への支援のほか、様々な取組を推進します。 ・ データを活用し、効率的・効果的な介護予防や健康づくりを進めるため、医療保険の保健事業と介護予防の一体的な実施を図ります。 	 福祉課 住民課
<p>(4) 認知症への取組の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 認知症になってもできる限り変わらずに自分らしく暮らすことができるよう、地域で支える仕組みづくりを推進します。 ・ 認知症の人に早期に支援を届けることができるよう、体制の整備を図ります。 	福祉課
<p>(5) 将来を見据えた介護基盤の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国の高齢者人口がピークを迎える令和22（2040）年を見据えて、必要となる介護サービス及び介護人材といった人的な基盤を確保するための取組を推進します。 	福祉課

2. 子ども・子育て支援の充実

関連する
SDGs



現 状

- 本町では近年、少子化が進行していますが、子どもや子育て家庭への支援の充実により、出生数の維持・向上と子ども達の健やかな育成に取り組んでいます。
- 平成30（2018）年度から主食費、令和2（2020）年10月からの保育料無償化に伴い副食費を公費負担とし、食育の充実、保護者負担の軽減等の子育て支援施策を実施しています。
- 未就学児の一時預かり事業や小学生を預かる学童保育所の充実に取り組んでいます。
- 子育て世代包括支援センター「はぐハグ」を開設し、担当課や関係機関と連携しながら、妊娠・出産・育児に至る切れ目のない相談支援体制の充実に努めています。
- 子どもの虐待防止ネットワーク地域協議会（要保護児童対策地域協議会）にて協議の場を設け、児童相談所、子育て世代包括支援センター、教育委員会等の関係機関と連携して家庭訪問や個別相談・個別支援を行い、虐待の予防や早期発見に努めています。
- 地域子育て支援センター「にこにこキッズ」ではボランティアで支える「たちサポーター^(※)」を設置し、各種研修の受講等、人材の育成に努めています。
- ひとり親家庭を支えるため、経済的支援や相談支援等、様々な支援を実施しています。
- 夏の子どもを守る運動や青少年健全育成強調月間、薬物乱用防止等の青少年健全育成に係る啓発活動や、登校に不安のある児童・生徒への家庭訪問・学習支援を行うことで、青少年の健全育成に努めています。



保育所での園児たちの様子

課 題

- 近年の少子化の進行に加え、共働き世帯や核家族の増加に伴い、家庭や地域における子育てをめぐる環境は厳しさを増す一方であり、子育て家庭への支援を一層強化することが求められます。
- 若者や子育て世代である20～40代の流出を防ぐとともに、出生率の向上に向けた経済的支援や子育て支援の更なる充実が求められています。
- 本町が特色ある子ども・子育て支援を推進し、子ども・子育て支援に力を入れていることを町広報紙や町ホームページ・SNS等で広く情報発信することにより、町民の満足度の向上と若者や子育て世代のUターン・Iターン等の移住・定住に繋げる必要があります。

施策により目指す方向性

- ◇ 子どもと子育て家庭の状況に応じて必要な支援が行き届くまち
- ◇ 子ども一人ひとりの個性を認め、心豊かに成長できるまち

■ 実施する主な施策

(★は重点施策)

施策の内容	担当課
<p>(1) 子ども・子育て支援の推進 ★</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子育て家庭の共働き等を支援するため、保育園・認定こども園での一時預かり保育や小学生を対象とした学童保育所の充実を図ります。 ・子育て環境の充実を図るため、子どもの居場所づくりの整備検討を行います。 ・子育て世代包括支援センター「はぐハグ」を中心に、妊娠・出産・育児に至る切れ目のない相談支援体制の充実に努めます。 ・児童虐待の予防及び早期発見・早期対応に向けた活動を推進します。 ・医療費助成による子育て家庭の経済的な支援を実施します。 	<p>福祉課 住民課</p>
<p>(2) 子ども・子育て支援を支えるボランティアの育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援施策の充実を図るため、子育て支援の担い手となる人材を養成します。 ・地域の様々な施策・事業を把握し、子育て中の保護者等のニーズに応じた情報を発信できる人材を養成します。 	<p>福祉課</p>
<p>(3) ひとり親家庭への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・様々な状況にあるひとり親家庭について、経済的支援や就労支援を始め、親子共々健やかに育つための様々な支援を実施します。 	<p>福祉課 住民課</p>
<p>(4) 青少年の健全育成の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ及び文化活動の青少年リーダーの育成に努めます。 ・地区別活動の充実を図ります。 ・不登校児の通学・学習支援を行います。 ・道徳・しつけ等の家庭教育の支援を推進します。 	<p>教育委員会</p>



保育所での芋掘り体験の様子



たっちサポーターの活動の様子

3. 障がい児者支援と社会保障の充実

関連する SDGs



現 状

- 重症心身障がい児者の方を対象に児童発達支援事業・放課後等デイサービス・生活介護事業を提供する多機能型事業所「かのん」、NPO 法人による就労継続支援 A 型事業所の「くじらぐも」がそれぞれ開所し、障がい児者の方への支援を推進しています。
- 新宮・東牟婁圏域自立支援協議会を中心に、各種研修の実施、地域移行や地域定着のための障がい者の雇用促進と工賃向上の啓発、農福連携の推進等を実施しています。
- 職員の資質向上のため、障がいに関する理解の促進を行っています。
- 令和元（2019）年度に新宮・東牟婁圏域で相談支援事業所に委託して地域生活支援拠点事業を開始し、障がい者の自立した在宅生活を支援しています。
- 障がい児者に対する障がい福祉サービスを適切に利用できるよう、当事者とその家族等の生活を支援しています。
- 生活困窮者に対して、経済的支援や就労支援等、自立に向けた支援を行っています。
- 国、県と連携しながら、社会保障制度として、国民年金、国民健康保険、後期高齢者医療制度を運営しています。



多機能型事業所 かのん

課 題

- 身体・知的・精神の各障がいに加え、難病や発達障がい等、支援すべき範囲が広がっています。
- 障がい児者に対する差別や虐待、介護・介助する家族の高齢化による先行きの不安の解消への取り組みが求められます。
- 障がい児に対して、幼少期・学童期から成人に至るライフステージに応じた支援や社会人になってからの就労を見越した支援が必要です。
- 障がい児者は介護・介助する家族を含めて情報弱者であることが多いため、視覚障がいや聴覚障がい、高齢者等にも対応した情報発信が必要です。
- 国民健康保険等の社会保障制度への町民の理解を深め、制度の安定化に努めることが求められます。

施策により目指す方向性

- ◇ 切れ目のない支援により、障がいのある人が自分らしく暮らせるまち
- ◇ 町民一人ひとりが必要な社会保障制度を受けられるまち

■ 実施する主な施策

(★は重点施策)

施策の内容	担当課
<p>(1) 障がい児者に理解のあるまちづくりの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各種行事への参加の呼びかけ等、社会参加への働きかけを推進します。 ・ 障がいに関する理解を進め、障がい者雇用の拡大を図ります。 ・ 発達障がいについて、乳幼児期の健診時等を通して早期発見に努め、早期療育に繋がるよう支援します。 ・ 各種公共施設のバリアフリー化や各種交通機関の運賃割引を実施し、障がい児者の社会参加を進めます。 	福祉課
<p>(2) 在宅福祉の充実 ★</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 在宅障がい児者の実態把握に努めるとともに補装具費の給付、住宅改修費の助成、居宅介護サービス等の利用支援を行い、在宅福祉を行える環境の整備を進めます。 ・ 行政、事業所、病院が連携し、障がい児者支援施設や精神科病院に入所・入院されている人が社会復帰できる環境づくりに努めます。 	福祉課
<p>(3) 障がい児者施設の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療、教育、就労支援等の施設の整備に努めます。 	福祉課
<p>(4) 各種手当等の活用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各種援護措置、年金や税制上の優遇措置、福祉資金の貸付、各種手当等の活用を促進します。 ・ 今後も町広報紙やリーフレット等で各種手当等に対する周知を行います。 	福祉課
<p>(5) 社会保障制度の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 生活保護について、的確な調査活動による被保護者の把握に努めます。 ・ 生活保護に至る前に、個別対応による自立・更生の指導援助を強化します。 ・ 国民年金、国民健康保険、後期高齢者医療制度等の理解を深め、適切な利用に繋げていきます。 ・ 町広報紙や回覧等で各種社会保障制度に対する周知を行います。 	福祉課 住民課

4. 保健・医療の充実

関連する SDGs



現 状

- 町民の健康の維持・増進のため、健康教育や健康相談に取り組み、町民が積極的かつ主体的に生活習慣の改善に取り組めるよう支援しています。
- 集団検診回数の増加やスムーズな受診体制づくり、がん検診対象者となる年齢に達した方への無料受診券配布、未受診者への勧奨通知等を行い、受診率の向上に努めています。
- 予防接種の定期的な実施を行い、各種疾病の予防に努めています。
- 平成30（2018）年4月から町立温泉病院が現在の病床数120の新病院施設に移転し、内科・整形外科・リハビリテーション科の3科を中心とした診療と、休日・夜間の救急患者の受け入れを行っています。



平成30年4月に開院した町立温泉病院



町立温泉病院でのリハビリ訓練の様子

課 題

- 悪性新生物や心疾患等の生活習慣病による死亡が多くなっています。健康に関連する事業への参加者や健（検）診受診者が少なく、健康意識の低下が懸念され、町民が主体的に生活習慣の改善に取り組めるよう支援が必要です。
- 町立温泉病院の診療体制について、医師・医療スタッフの確保が課題となっており、充足に向けた継続的な取組が必要です。

施策により目指す方向性

◇ 町民一人ひとりが健康を保ち、生き生きと生涯を過ごせるまち

■ 実施する主な施策

(★は重点施策)

施策の内容	担当課
<p>(1) 生活習慣病対策の充実 ★</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「栄養」「運動」「健康管理」の3つに重点を置き、健康増進・食育推進に努めます。 ・各種健（検）診の受診率向上に努め、疾病の早期発見・早期治療に繋げるとともに、生活習慣病予防の意識の高揚を図ります。 ・食生活改善推進員の養成講座を開催し、人材確保に努めます。 	<p>福祉課</p>
<p>(2) 予防衛生対策の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たな感染症を始めとする様々な感染症予防のための取組を推進します。 	<p>福祉課</p>
<p>(3) 心の健康づくりの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過労・生活困窮・育児や介護疲れ・いじめや孤立等の様々な社会的要因から、心の健康を保つことができない状況に陥らないよう、相談支援を始めとする様々な支援を充実します。 	<p>福祉課</p>
<p>(4) 医療体制の確保 ★</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町立温泉病院について、新宮保健医療圏でのリハビリテーションの拠点病院と位置づけられていることから、新宮市立医療センターとの機能・役割分担を明確化し、適切な診療体制確保に向けた、医師・医療スタッフ確保に努めます。 	<p>町立温泉病院</p>
<p>(5) 健康づくりの推進と医療費増加の抑制 ★</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険・後期高齢者医療制度における健（検）診等保健事業の推進、診療報酬明細書の点検等による医療費の適正化に努めます。 	<p>住民課 福祉課</p>



生活習慣病予防教室の様子

基本指針Ⅳの達成指標

基本指針Ⅳ「福祉が充実したまちづくり」に関する施策の効果検証のために、次の達成指標を設定します。

◆指標1◆

「高齢者のための福祉サービス」 に関する町民満足度



◆指標2◆

「子育て支援体制」 に関する町民満足度



◆指標3◆

「障がい児者のための福祉サービス」
に関する町民満足度

現状値

56.8

(令和元(2019)年度)

目標値

62.0

(令和7(2025)年度)

【計画策定のための町民意識調査】

※町民満足度の計算方法については、P.91を参照してください。

V. 豊かな心と地域文化を大切に するまちづくり

1. 教育環境の充実

関連するSDGs



現 状

- 学習指導要領の改訂内容に沿って、子どもの「生きる力」を育む教育内容の工夫と充実、教職員の資質向上等に努めています。
- 未就学児に対する施設として、認定こども園（町立1か所）と保育所（町立5か所、私立2か所）を設置し、幼児期の大切な成長の支援を行っています。
- 地域や児童・生徒の実態に応じた特色ある教育活動を各校で展開するとともに、ALT（外国語指導助手）の活用についても力を注いでいます。
- 小中学校の校舎・体育館等の耐震化・長寿命化に取り組んでいます。
- 訪問型家庭教育支援事業（チーム名：ほっとほーむ）による小中学生家庭への全戸訪問や臨床心理士による相談事業（ほっとルーム）、スクールソーシャルワーカー（※）の配置等により、家庭教育を支援する人と人との繋がりや保護者の不安・悩みを解消、不登校児童の改善等に取り組んでいます。
- 特別支援教育支援員（※）（母親が大半で教員免許等は不要）の配置や通級指導教室（※）の増設等により、特別支援教育の充実に取り組んでいます。
- 科目外活動である特別活動について、クラブ活動や学校行事を始め、様々な体験活動や文化・芸術体験等に取り組んでいます。
- 和歌山大学、日本福祉大学、近畿大学とそれぞれ連携して、防災教育や児童教育分野での取組を推進しています。



中学校での授業風景の様子

課 題

- 少子化の進行とその影響を検討し、中長期的な視点により、保育所・認定こども園・小中学校の適切な配置と維持管理に努める必要があります。
- 安心して子どもを育てられる教育環境の充実が出生数の増加や若者や子育て世代の転入者の増加に繋がることを念頭において、更なる充実に努める必要があります。

施策により目指す方向性

- ◇ 自ら学び、自ら考え、行動できる力を身につけられる教育環境が整ったまち
- ◇ 社会のグローバル化にも対応できる質の高い教育が受けられるまち

■ 実施する主な施策

(★は重点施策)

施策の内容	担当課
(1) 未就学児への環境整備 ・認定こども園や保育所の適切な配置と運営に努めます。 ・地域の身近な遊び場である「ちびっこ広場」の維持管理に努めます。	福祉課 教育委員会
(2) 学校教育環境の充実 ★ ・児童・生徒の個に応じた適切な学習指導を行うため、指導方法や指導体制の工夫に努めます。 ・教育活動に資するICTの効果的な整備・活用に努めます。 ・教職員の資質の向上を図る研修や指導等を実施します。 ・学校図書館及び読書活動の更なる充実に努めます。 ・ALT(外国語指導助手)の効果的な活用を始め、各教科・領域の学習・ふるさと学習及び地域人材等のあらゆる機会・人材を活用し、国際理解教育の充実に努めます。 ・学校相互の連携を強化しつつ、小規模校の強みを生かしたへき地・複式教育等の実施により、学校間の教育環境の格差解消に努めます。 ・校舎の長寿命化や体育館の改修を必要に応じて適切に実施します。 ・少子化に対応した子どもたちの教育環境の検討を行います。	教育委員会
(3) 生徒指導の充実 ★ ・不登校やいじめ・問題行動・児童虐待等の未然防止・早期発見等ができるよう、教職員等の支援体制を整えます。 ・学校・地域・家庭等の連携により、生徒指導の充実を図ります。	教育委員会
(4) 健康・体力づくりの推進 ・体育施設の整備を推進し、健康・体力づくりの環境整備に努めます。 ・学校を通して、家庭や地域での健康・体力づくりと食育の推進を図ります。	教育委員会
(5) 特別支援教育の推進 ・障がいのある児童・生徒に対して、指導内容・指導方法や校内の支援体制の充実、専門機関等との連携強化や就学指導の強化等に取り組みます。	教育委員会
(6) ふるさと学習の推進 ・地域の自然・文化・歴史・風土等についての学習を推進します。 ・地域の方々から学ぶ機会を積極的に活用するとともに、学習内容の情報発信に努めます。	教育委員会
(7) 特別活動の充実 ・クラブ活動や学校行事・体験学習等の充実を図ります。	教育委員会
(8) コミュニティ・スクールの推進 ・学校・保護者・地域住民がともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映できる学校づくりを推進します。	教育委員会
(9) 高等教育への就学援助 ・高校生・大学生に対して、育英奨学金貸与制度を活用した支援を行います。	教育委員会
(10) 大学との連携 ・防災教育や児童教育分野での大学との連携による取組を推進します。	教育委員会

2. 生涯学習の推進と人権意識の高揚

関連する SDGs



現 状

- 町民一人ひとりが、生涯にわたり、あらゆる機会にあらゆる場所において学習することができる環境づくりのため、町全体で取組を推進しています。
- 貸出返却・蔵書検索等の電算化や図書館ホームページの立ち上げによる図書館機能の充実や、公民館・コミュニティセンター等の利用による生涯学習の場づくりと様々な講座・学習会・体験会等の開催に努めています。
- 体育施設や学校等を利用して、障がい児者・高齢者等も気軽に楽しむことができるニュースポーツ（グランドゴルフ・カローリング・キンボール・ボッチャ等）の普及に努めています。
- 野球・サッカー・空手・バレーボール・少林寺拳法・柔道・バドミントン・陸上・剣道等のスポーツ少年団の活動と指導者の養成を支援しています。
- 小中学校での保護者学級や保育所での家庭教育学級等における人権学習の実施や、町内各地区での人権講演会・地区別学習会の開催等により、人権意識の高揚に努めています。



ノルディックウォーキング教室の様子



人権研修の様子

課 題

- 生涯学習全般の更なる推進のため、図書館・公民館・コミュニティセンター・体育施設・学校等の施設の機能強化と充実が求められています。
- 地域での文化・教養の生涯学習やスポーツ等の普及のため、指導者の養成が課題となっています。
- 高齢者・障がい児者・子ども・生活困窮者・外国人や女性等、あらゆる方への差別やいじめ・偏見等をなくすため、誰もが尊重される社会の実現に向けた取組を更に推進する必要があります。

施策により目指す方向性

- ◇ 生涯学習等が充実し、誰もがいつでも自由に学べるまち
- ◇ 町民一人ひとりの尊厳が保たれ、誰もが尊重された生涯を過ごせるまち

■ 実施する主な施策

(★は重点施策)

施策の内容	担当課
<p>(1) 図書館機能の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・図書館を「知の集積地」としてまた「町民憩いの場」として、そして生涯学習の基点として位置づけ、貸出返却・蔵書検索等の電算化や図書館ホームページからの蔵書検索等の機能を強化するとともに、町民のニーズに応じた蔵書の充実、気軽に書物や図書館に親しめる環境づくりに努めます。 ・図書館と学校図書館との連携を深める取組に努めます。 	教育委員会
<p>(2) 各種教室・講座等の充実 ★</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公民館・コミュニティセンター等の施設利用を促進し、文化・教養の生涯学習に係る様々な講座・学習会・体験会等の開催を支援します。 ・体育施設や学校等を利用して、ニュースポーツを始めとするスポーツ全般の普及に努めます。 ・老朽化を防止するため、定期メンテナンス等を踏まえた施設の維持管理の実施に努めます。 	 <p style="text-align: center;">ヨガ教室の様子</p> <p>教育委員会</p>
<p>(3) 指導者の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文化・教養の生涯学習に係る様々な講座・学習会・体験会等における指導者の育成に努めます。 ・ニュースポーツを始めとするスポーツ全般の指導者の育成に努めます。 	教育委員会
<p>(4) 子ども会活動の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの頃から生涯学習に親しめるよう、定期的な学習会・スポーツレクリエーションの実施や子ども会活動の支援を行います。 	教育委員会
<p>(5) 地域スポーツ活動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域におけるスポーツ少年団や各スポーツ団体の活動を支援し、スポーツ人口の拡大と生涯スポーツの振興を推進します。 	教育委員会
<p>(6) 人権意識の高揚</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭・学校・地域等、あらゆる場や機会を通して、町民一人ひとりの人権意識の高揚を図るため、学習会や講演会を開催します。 ・町民一人ひとり、ひいては誰もが尊重される豊かな社会の実現に向けて、人権啓発に努めます。 	教育委員会 福祉課

3. 文化財保護・保存と文化振興

関連する SDGs



現 状

- 本町には、自然・歴史・文化が育んだ国・県・町指定の文化財が多く存在しており、文化財審議会や関係団体等による保護・保存活動や、町文化協会による文化事業が行われています。
- 定期的な文化財審議会の開催による情報交換・現地調査の実施や小学校・高齢者学級における世界遺産・町文化財関連の啓発、国・県指定無形民俗文化財（4団体：那智田楽保存会・那智の扇祭り保存会・高芝の獅子舞保存会・浜ノ宮郷土芸能保存会）の保護・育成支援、文化財マップや町広報紙の配布等を通して、本町の文化財や世界遺産を保護・保存する意識の高揚を図っています。
- 町文化協会主催による音楽祭・舞踊祭・合同展示祭の開催や教育委員会と公民館共催による生涯学習フェスティバル等により、文化振興を行っています。



国指定重要無形文化財・那智の扇祭りの様子



ユネスコ無形文化遺産・那智の田楽の様子

課 題

- 学芸員資格保有者が確保できていないため、専門的な視点からの事業展開が難しい状況です。
- 文化財の更なる周知と世界遺産地域における保護地区内の開発・工事等を避ける啓発が必要です。
- 観光資源としての文化財の保護・保存や文化振興はもとより、本町の文化レベルの向上や町民の生きがいづくりを推進するためにも、文化財の保護・保存と文化振興に寄与する人材や団体の育成を更に支援する必要があります。

施策により目指す方向性

◇ 歴史・文化・文化財に触れることにより、町を誇りに思う町民が育つまち

■ 実施する主な施策

施策の内容	担当課
<p>(1) 文化財の保護・保存の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文化財審議会を主とする情報交換や現地調査等の体制づくりと人材の確保・資質の向上に努めます。 ・小学校や高齢者学級等において、世界遺産・文化財学習を実施します。 ・郷土芸能である県指定無形文化財の保護・保存のため、保存団体の活動と人材育成を支援します。 ・文化財教室や文化財講習会、シンポジウム等による町民への啓発を推進します。 	<p>教育委員会</p>
<p>(2) 文化の振興</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町文化協会主催による音楽祭・舞踊祭・合同展示祭の開催や教育委員会と公民館共催による生涯学習フェスティバル等を開催します。 	<p>教育委員会</p>



小学生の那智山青岸渡寺の葺替工事見学の様子



町展（生涯学習フェスティバル）の様子

基本指針Vの達成指標

基本指針V「豊かな心と地域文化を大切にするまちづくり」に関する施策の効果検証のために、次の達成指標を設定します。

◆指標1◆

「学校教育の充実や環境の整備」 に関する町民満足度



◆指標2◆

「公民館活動や生涯学習・文化活動の充実」 に関する町民満足度



※町民満足度の計算方法については、P.91を参照してください。

VI. みんなの知恵と力を 結集したまちづくり

1. 町民と対話する行政の推進

関連するSDGs



現 状

- 町広報紙や町ホームページ、SNS、ケーブルテレビ等を活用し、本町の様々な情報発信に努めています。
- 町民参加によるまちづくり地域推進会議や町政懇談会の開催、目安箱や町民アンケートの実施等により、積極的な意見収集や情報交換を行い、本町の行政運営への反映に努めています。
- 地域循環共生圏に係る取組や、観光コンセプトの策定（平成30（2018）年度）を通して、まちづくり人材や組織等の育成を行っています。
- 地域コミュニティとしての独自性・独立性に配慮しつつ、各地区の活動や施設の整備・改修等を支援しています。



観光コンセプト策定の様子

課 題

- 町広報紙や町ホームページ、SNS、ケーブルテレビ等の活用については、町内事業者や町民との連携・協働を深め、行政関係の情報発信に留まらず、本町の総合的な情報発信と内容の充実に努める必要があります。
- 町民との対話を推進し、町民と町行政が協働・連携したまちづくりを進める必要があります。
- 少子高齢化や人口減少・過疎化により、地域コミュニティの諸活動を支えるリーダーや若年層等の担い手不足が深刻になってきています。

施策により目指す方向性

◇ 町民と町行政との協働・連携により、安心して暮らせる地域づくりが進むまち

実施する主な施策

(★は重点施策)

施策の内容	担当課
<p>(1) 広報活動の充実 ★</p> <ul style="list-style-type: none"> 本町の情報が正確かつリアルタイムに伝わるように、町広報紙、町ホームページやSNS等を活用した情報発信と内容の充実に努めます。 	<p>観光企画課</p>
<p>(2) 町民との対話の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 町民参加によるまちづくり地域推進会議や町政懇談会の開催、目安箱や町民アンケートの実施により、町民からの意見収集等を進めます。 本町の主な計画の策定にあたり、策定委員の公募やパブリックコメント等を通して、町民参加型の計画策定を進めます。 	<p>総務課 観光企画課</p>
<p>(3) 地域コミュニティ活動の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 自治会活動を始めとする各地区やまちづくり団体等の諸活動を支援します。 既存施設の有効利用や拠点施設の整備等によるコミュニティ活動を支援します。 <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: flex-end;"> <div style="text-align: center;">  <p>浦神地区での獅子舞の様子</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>宝くじ助成金を活用し新調した浦神東区民会館</p> </div> </div>	<p>総務課 観光企画課</p>



広報なちかつら

2. 移住・定住の推進

関連するSDGs



現 状

- 本町の魅力にひかれ、平成30（2018）年度には44世帯56人が町内に移住してくる等、近年は移住者が増加傾向にあります。
- 令和元（2019）年度には、町内全域を移住推進地域に拡大し、積極的に移住・定住の推進に取り組んでいます。
- 特に色川地区には移住・定住体験が可能な拠点施設である「籠ふるさと塾」や「ふるさと定住促進住宅」もあり、農業や自然、地域住民の魅力を感じることができ、移住・定住に力を入れています。



色川地区移住体験会の様子



色川地区移住体験会の様子

課 題

- 人口減少・少子高齢化は、空き家問題・就労の人手不足・施設の統廃合・耕作放棄地の増加や森林の荒廃・文化の継承等、多くの問題の要因となるため、持続可能なまちづくりのためにも、特に若年人口の確保が課題となっています。
- 自然の豊かさや子育て環境の良さ等を町ホームページやSNS等により広く発信するとともに、新型コロナウイルス感染症等の影響によるテレワーク・リモートワークの普及に伴い、都市部から地方への移住・定住が推進できるよう、本町においても受け皿の環境を整備することが求められます。
- 増加している移住・定住者を受け入れるための空き家の確保が課題となっています。

施策により目指す方向性

◇ 本町の魅力発信と町民の理解により、町外からの移住・定住が進むまち

■ 実施する主な施策

(★は重点施策)

施策の内容	担当課
<p>(1) 移住・定住者の受け入れの推進 ★</p> <ul style="list-style-type: none"> 町全体として移住・定住者の受け入れ体制の充実と地域住民への理解・啓発・支援に努めます。 地域おこし協力隊と連携し、本町の魅力を掘り起こし、情報発信に取り組みます。 	<p>観光企画課</p>
<p>(2) 空き家等の対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 空き家所有者に県の空き家バンクへの登録を促進し、移住希望者向けの空き家確保に取り組みます。 就業を伴う移住・定住の観点からも、空き店舗活用事業による補助等により、空き店舗の活用を推進します。 移住定住促進事業を実施し、地域の生活環境の保全と移住者を受け入れる土台づくりに努めます。 	<p>観光企画課</p>
<p>(3) 本町の魅力の発信</p> <ul style="list-style-type: none"> 豊かな自然と子育て環境の良さや町民の人柄の温かさ等、本町の魅力が広く発信できるよう、町ホームページやSNS等を活用した情報発信と内容の充実に努めます。 	<p>観光企画課</p>



移住相談会の様子

3. 行財政の効率化

関連する SDGs



現 状

- 住民基本台帳ネットワークシステムや財務・税・福祉等の各種基幹業務システムのクラウド化や共同化の推進、指定管理者制度の導入による公共施設の適切な管理・運営、財政シミュレーションの実施等により、行財政の効率化・健全化と適切な町民サービスの提供に努めています。
- 各種計画における施策・事業の推進について、PDCA サイクルを意識した進捗管理を実施し、社会情勢の変化に応じた実行力のある行財政運営に努めています。



空から見た那智勝浦町

課 題

- 人口減少や過疎化の進行に加え、新型コロナウイルス感染症による基幹産業の需要の冷え込み等により、将来的な財政収支の見通しが厳しい状況にあります。
- 指定管理者制度の利用促進による民間のノウハウや活力の導入、事務事業の効率化と職員の資質向上に取り組むこと等により、行財政の負担軽減と町民へのサービス向上に努める必要があります。

施策により目指す方向性

◇ 中長期的な視点から計画的・効率的な行財政運営が展開されるまち

■ 実施する主な施策

(★は重点施策)

施策の内容	担当課
(1) 効率的な財政運営の推進 ★ <ul style="list-style-type: none"> ・毎年、財政シミュレーションを改訂し、将来の財政収支の見通しを再評価することにより、財政負担の大きい大規模事業等の適正な実施に努めます。 ・町民に対して、的確でわかりやすい財政状況の公表に努めます。 ・財源確保のため、徴収体制の強化を図り、町税等の徴収率の向上に努めます。 	総務課 税務課
(2) 事務事業の効率化 <ul style="list-style-type: none"> ・住民基本台帳ネットワークシステムや財務・税・福祉等の基幹業務に係る帳票の共同化（標準化）により、業務の効率化を進めます。 ・重点的な職員の配置、会計年度任用職員の活用等により、一層の業務執行体制の効率化を図ります。 ・人事評価や職員研修等により、職員の資質向上に努めます。 	総務課
(3) 公共施設等の適切な管理・運営 <ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者制度の導入等、民間活力の導入による施設運営の効率化やサービスの向上に努めます。 ・「公共施設等総合管理計画」に基づき、個別施設計画の策定を進めるとともに、公共施設の効率化を進め適正な管理に努めます。 	総務課
(4) PDCA サイクルによる進捗管理 <ul style="list-style-type: none"> ・各種計画における施策・事業の推進について、PDCA サイクルを意識した進捗管理を実施します。 	観光企画課

4. 広域連携の推進

関連する SDGs



現 状

- 新宮周辺広域市町村圏事務組合、那智勝浦町・太地町環境衛生施設一部事務組合等による共同事務を実施しています。
- 紀南10市町村や千葉県勝浦市・徳島県勝浦町・長野県上松町・岐阜県揖斐川町との災害時応援協定による防災対策、千葉県勝浦市、徳島県勝浦町、長野県上松町、アメリカのモンレーパーク市（カリフォルニア州）との相互交流等を通して、地域間の連携・交流を進めています。



全国勝浦ネットワーク会議の様子



南の国の雪祭りでの上松町による物品販売の様子

課 題

- 単独の自治体では実施が難しい行政課題に対応するため、広域行政組織による共同事務を継続的に進めていく必要があります。
- 内外の諸地域との交流を通して、本町の人材育成やまちづくりに生かしていくことが求められます。

施策により目指す方向性

◇ 広域的な視点による効果的な行政サービスが提供されるまち

■ 実施する主な施策

施策の内容	担当課
<p>(1) 事務組合事業の円滑な推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新宮周辺広域市町村圏事務組合、那智勝浦町・太地町環境衛生施設一部事務組合等の事業を継続的に進めます。 	観光企画課
<p>(2) 広域連携による防災対策の推進 ※再掲</p> <ul style="list-style-type: none"> ・紀南10市町村や千葉県勝浦市・徳島県勝浦町・長野県上松町・岐阜県揖斐川町と密接な関係を構築し、相互連携に努めます。 	総務課
<p>(3) 国際姉妹都市、友好都市との交流</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際姉妹都市であるアメリカのモンレーパーク市(カリフォルニア州)との学生交流を実施し交流を深めます。 ・千葉県勝浦市、徳島県勝浦町と全国勝浦ネットワーク会議及びイベント時の相互出店等を実施し交流を深めます。 ・友好都市である長野県上松町とイベント時の相互出店等を実施し交流を深めます。 <div data-bbox="363 1256 1050 1644" data-label="Image"> </div> <p data-bbox="507 1653 906 1682">モンレーパーク市の学生との交流の様子</p>	観光企画課

基本指針Ⅵの達成指標

基本指針Ⅳ「みんなの知恵と力を結集したまちづくり」に関する施策の効果検証のために、次の達成指標を設定します。

◆指標1◆



◆指標2◆



※町民満足度の計算方法については、P.91を参照してください。

資料編

1. 基本構想（第9次計画より一部抜粋）
2. 第10次計画策定のための町民意識調査結果
3. 世界遺産・文化財等一覧
4. 諮問・答申
5. 那智勝浦町長期総合計画審議会設置条例
6. 那智勝浦町長期総合計画審議会委員名簿
7. 第10次計画策定の経緯
8. 用語解説

1 基本構想 （第9次計画より一部抜粋）

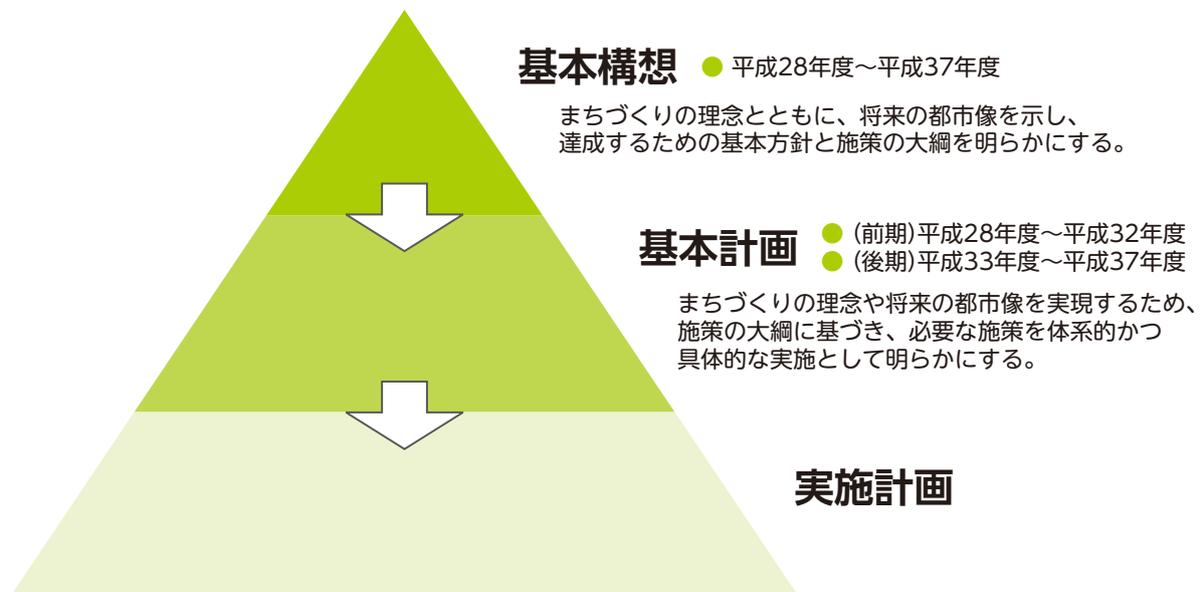
（1）計画の構成と目標年次

この計画は基本構想と基本計画・実施計画より構成します。

基本構想は目標年次を平成37年度（2025年度）とし、平成28年度（2016年度）より10年間とします。

基本計画は前期計画目標年次を平成32年度（2020年度）とし、平成28年度（2016年度）より平成32年度（2020年度）までの5年間とします。また、後期計画目標年次を平成37年度（2025年度）とし、平成33年度（2021年度）より平成37年度（2025年度）までの5年間とします。

長期総合計画



(2) 将来像

～着実にわがらで創る笑顔のまち 那智勝浦～

いにしえより日本人の心のふるさととして多くの人々を惹き付けてやまない本町の自然・文化・歴史などの資源を活かして、人々にやすらぎと潤いを与えられる空間、魅力と活力ある地域の創造を目指します。

郷土が生んだ文豪佐藤春夫が「空青し 山青し 海青し」と詠った、澄み切った青い空やみずみずしい山々、どこまでも広がる青い海、温暖な気候風土、人々はその自然の中で憩い、活力を養ってきました。古来より、京の都はもとより、はるばる全国から険しい山谷を越えて、多くの人々がこの地を訪れ、これらの人々との交流から豊かな文化が生まれこの地に根付き、守り育てられてきました。荘厳な自然とそこに秘められた聖なるものは、平成16年（2004年）7月に世界遺産に登録され、世界の宝物として高く評価されています。

一方、21世紀になり東海・東南海・南海3連動地震の発生が懸念される中、町民が安全に安心して暮らせる居住空間の整備が重要課題となっています。また、若者の流出は後を絶たず、少子化・高齢化も全国平均をはるかに上回るペースで進行しています。「近き者説べば、遠き者来たらん」の言葉にもあるように、町民にとって快適で魅力的な住み良い町は、そこを訪れる人々にとっても楽しく快適で魅力のある「町」であると言えるでしょう。

今、人々は「真の豊かさ」とは何かを問い始めるとともに、やすらぎのある生活や自然との共存を求め、精神的・文化的価値の認識を新たにしています。個性豊かな魅力あるまちづくりを目指し、様々な人びとと共に生き、共に責任を担う協働のまちづくりこそが、明日の那智勝浦町を築くこととなります。

風光明媚な自然を大切に守り、その自然の恵みと地域の個性を活かした産業を育成し、人々にやすらぎと活力を与え、文化の香り高い地域社会を形成する多機能を持ったまちづくりが必要とされています。また、地方分権が進む昨今の日本において、時代の変化を先取りし、柔軟に地域課題への対応をしていくことが大切です。そのため、町民と行政が力を合わせ、地域づくりの仕組みを構築するための協働のまちづくりを目指します。このことによって、町民一人ひとりが主体的に楽しんで日々を生きていける社会として、「着実にわがらで創る笑顔のまち 那智勝浦町」の実現を図ります。

(3) 基本指針

本町は、次の6項目を「まちづくり」の基本方針として掲げ、将来像の実現を目指します。

1. 災害に強いまちづくり

災害に対しては、ハード整備とソフト施策の一体化を図ることが重要です。都市基盤の整備を進めるとともに、避難訓練等を継続的に実施することで、災害に強いまちづくりを推進します。

2. 快適で安心して暮らせるまちづくり

ユニバーサルデザインのまちづくりを推進し、生活基盤や交通基盤の整備を行い、誰もが快適で安心して暮らせる「安心・安全」が充実したまちづくりを推進します。

3. 活気ある産業で雇用が生まれるまちづくり

農林水産業・商工業を振興し、本町の資源を有機的に結び付けた観光地を形成することにより、持続的な発展が可能な循環型社会の実現と経済的な活性化を図り、地域の個性を活かした活気ある産業で雇用が生まれるまちづくりを推進します。

4. 福祉が充実したまちづくり

利用者の視点に立ったサービス提供システムを確立し、ユニバーサルデザイン化とサービスの質を保障する仕組みの構築を進め、健やかでやさしい福祉が充実したまちづくりを推進します。

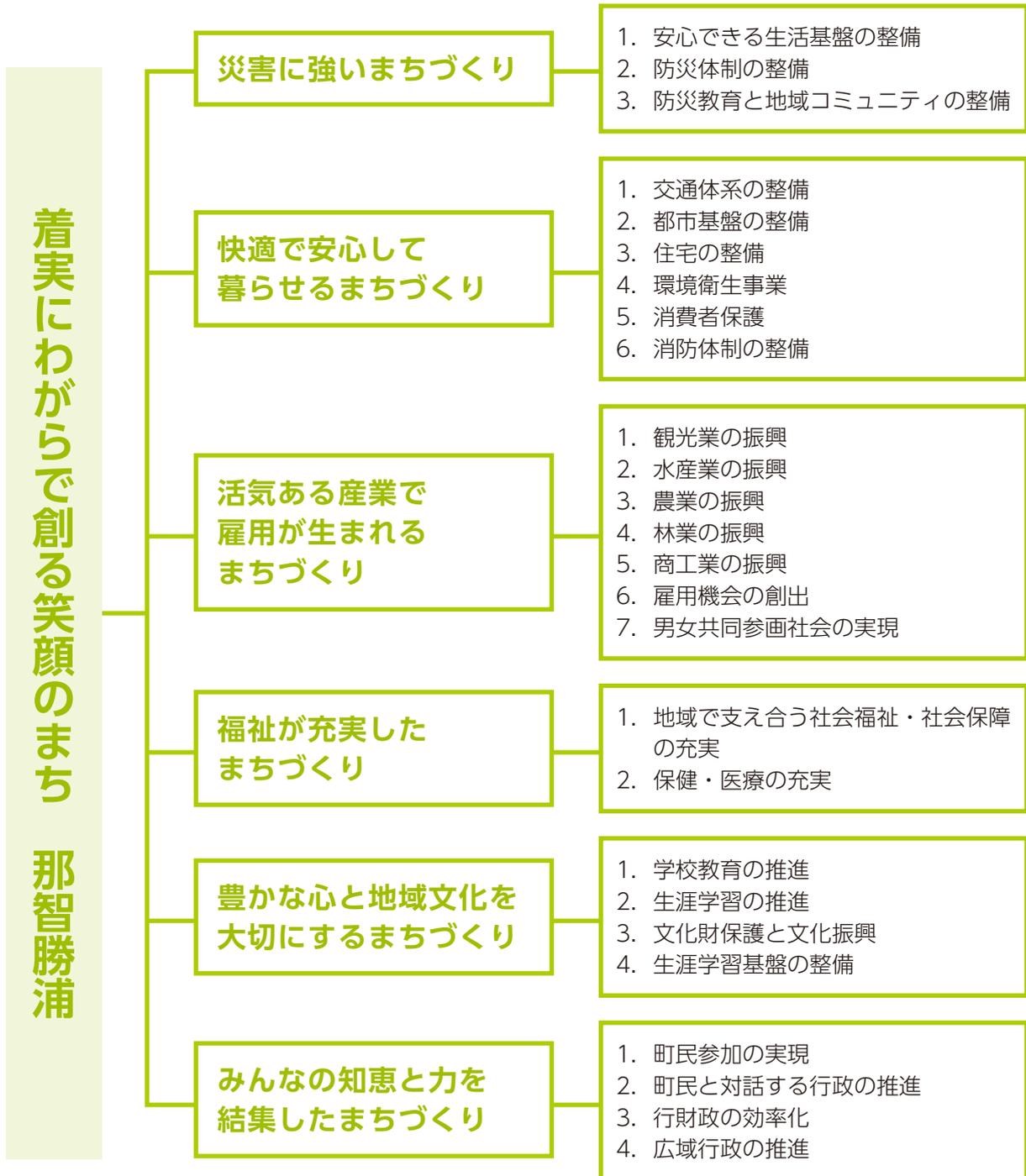
5. 豊かな心と地域文化を大切にするまちづくり

子どもから高齢者まで、町民の誰もがいつでもどこでも学び、活動することができるように場と仕組みの整備と充実を図り、豊かな心と地域文化を大切にするまちづくりを推進します。

6. みんなの知恵と力を結集したまちづくり

協働とコミュニティの展開を基礎においた自治の基本的な制度等を整備するとともに、町民の声に耳を傾け、また、情報化社会における柔軟で豊かな情報共有に努めることによって、町民の理解と協力の下に、みんなの知恵と力を結集したまちづくりを推進します。

■基本構想の体系



(4) 人口指標

平成22年（2010年）の国勢調査によると、本町の総人口は17,080人、平成28年（2016年）1月の住民基本台帳では16,276人となっています。社会移動数が平成22年から平成27年の推計値から縮小せずに概ね同水準で推移すると仮定した人口推計によると平成37年（2025年）の本町の総人口は13,138人となっており、大幅な人口の減少が見込まれています。

しかし、国立社会保障・人口問題研究所による平成17年から平成22年の国勢調査に基づいて算出された純移動率が、平成27年から平成32年までに半減すると仮定した人口推計によると、平成37年（2025年）の本町の総人口は13,399人と推計されています。観光事業等、地域の個性を活かした産業振興や就業機会の創出、快適な住環境の整備によって町民の定住化を促進することができれば、人口減少を緩やかにすることができ、また早く対策をとれば早いほど、将来の人口減少は最小限に抑えられることがわかります。

本計画では、着実にわがらで創る笑顔のまちを推し進めることで、平成37年（2025年）の本町の人口として13,970人を見込みます。

(5) 土地利用構想

1. 状況と推移

本町は地形的に山地が多く町土の87.7%が森林であり、可住地は広くありません。農用地は、平成2年（1990年）から平成21年（2009年）の19年間に36.7%の減少を示し、転用された農地は宅地や森林となっており、宅地は同じく19年間に16.9%増加しています。

2. 基本方針

健康で文化的な生活環境の確保と地域の均衡ある発展を目指して、町の土地利用は公共の福祉優先の立場から計画的に行う必要があります。町土の持つ特性を考慮して積極的な土地の有効利用を推進していくと同時に、治山・治水への配慮を行い、自然環境及び農林地の保全と整備に努めます。

地域別の土地利用の基本方針は、以下の通りとなっています。

ア) 農業地域

地域の立地条件を活かした特色ある農業振興をするために、鳥獣害の緩和や農地及び農業用施設の維持等の基盤整備、土地の高度利用、農地集積への協力体制の確立を推進します。

イ) 森林地域

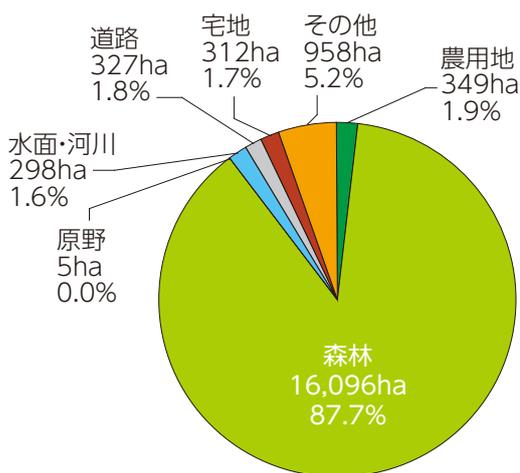
林業の振興及び町土保全・水資源の涵養・環境対策の観点から森林の育成管理・保全に努めます。また木質バイオマス等、他産業との連携強化に努めます。

ウ) 海岸と港湾地域

多角的な海の利用を進めるために、港湾（漁港、商港を含む）の整備と海岸の整備を進め、公共水域の汚濁防止に努めます。また、防災の面からも護岸老朽化対策を講じ、より安全で安心の海岸と港湾地域づくりを目指します。

エ) 市街地地域

良好な都市環境を形成するため都市計画を推進し、用途地域の指定等を行って計画的な土地利用を進めるとともに、道路・下水道（合併浄化槽の設置）・公園等の公共施設の整備に努めます。また、宅地開発にあたっては自然環境と調和した開発を行うように指導します。



資料：土地利用現況把握調査（平成21年10月1日現在）

2. 第10次計画策定のための 町民意識調査結果

(1) 調査概要

■ 調査の目的

「第10次那智勝浦町長期総合計画」（令和3～7年度）の策定にあたり、その資料とすることを目的として実施しました。

■ 調査の方法

- ◇ 調査対象：町内在住の18歳以上の方
- ◇ 調査対象者数：2,000人
- ◇ 抽出方法：無作為抽出
- ◇ 調査方法：郵送による調査票の配布・回収
- ◇ 調査期間：令和2（2020）年1月10日～1月24日

■ 回収結果

- ◇ 配布数 2,000
- ◇ 回収数 788
- ◇ 回収率 39.4%

■ 数値等の基本的な取扱いについて

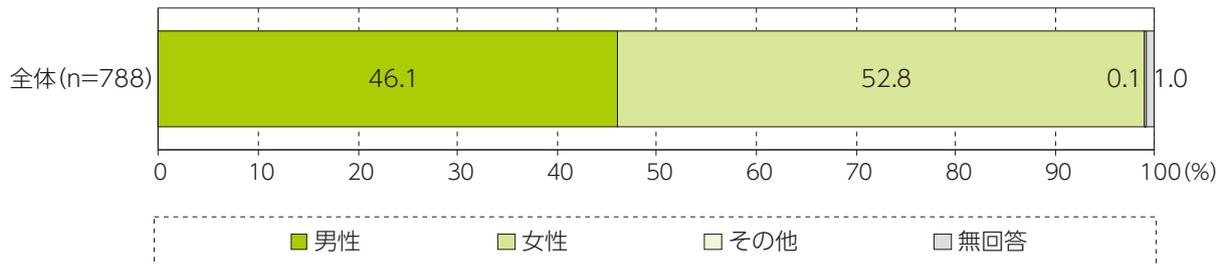
- ・比率はすべて百分率（%）で表し、小数点以下第2位を四捨五入して算出しています。したがって、合計が100%を上下する場合があります。
- ・基数となるべき実数は、“n=〇〇〇”として掲載し、各比率はnを100%として算出しています。（回答者総数または該当者数）
- ・質問の終わりに【MA】とある問は、1人の回答者が2つ以上の回答を出してもよい問であるため、各回答の合計比率は100%を超える場合があります。
- ・文中、グラフ中の設問カテゴリー（選択肢）の文言は、一部簡略化する場合があります。
- ・文中、グラフ中の数値や選択肢の文言は、一部省略・簡略化してあります。また、割合が0%であった箇所や無回答の数値は、一部を除いて基本的に省略しています。

(2) 調査結果

1. 性別

問1 あなたの性別をお答えください。

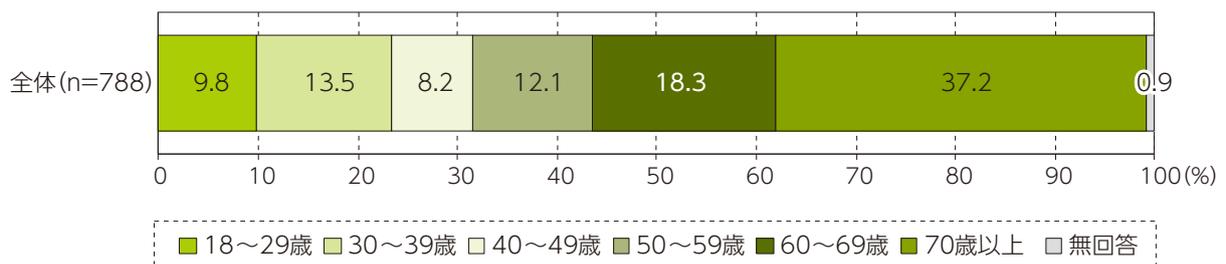
「男性」が46.1%、「女性」が52.8%となっています。



2. 年齢

問2 あなたの年齢についてお答えください。

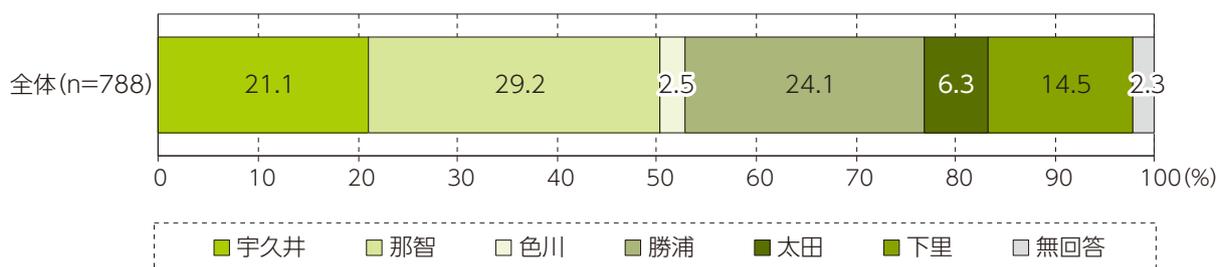
「70歳以上」が37.2%と最も高く、次いで、「60～69歳」(18.3%)、「30～39歳」(13.5%)の順となっています。



3. お住まいの地区

問3 あなたのお住まいの地区についてお答えください。

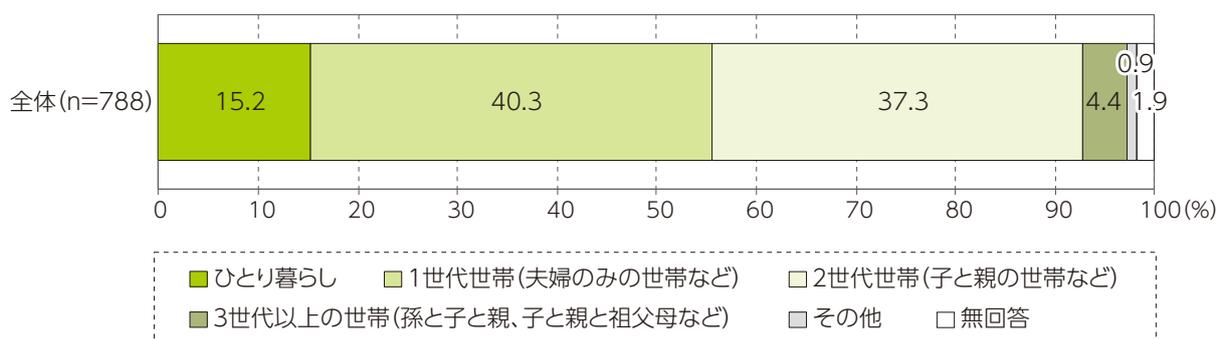
「那智」が29.2%と最も高く、次いで、「勝浦」(24.1%)、「宇久井」(21.1%)の順となっています。



4. 世帯の構成

問4 あなたの世帯の構成をお答えください。

「1世代世帯(夫婦のみの世帯など)」が40.3%と最も高く、次いで、「2世代世帯(子と親の世帯など)」(37.3%)、「ひとり暮らし」(15.2%)の順となっています。

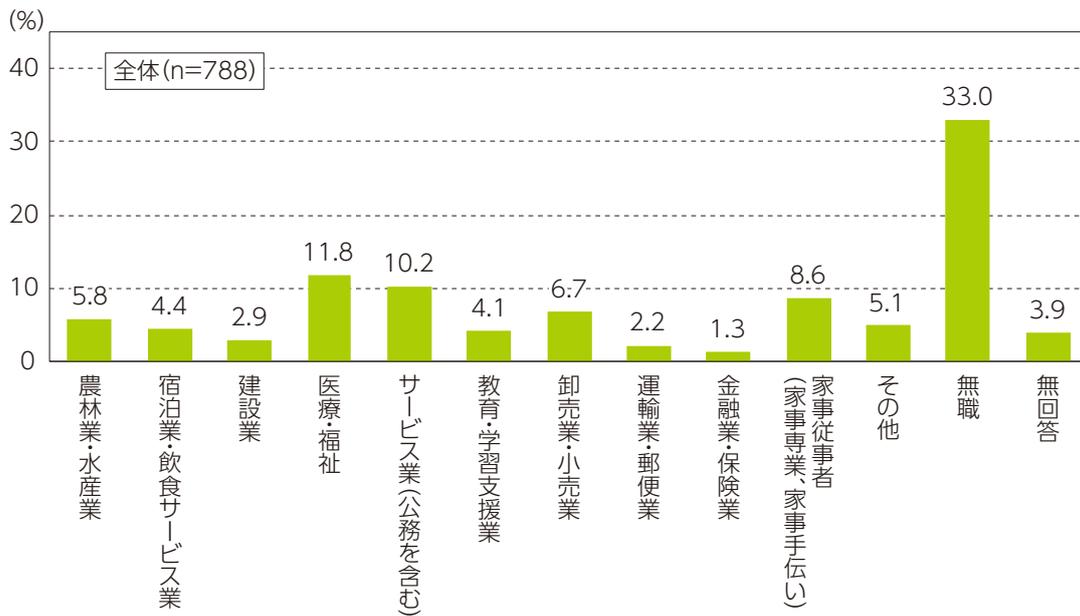


5. 仕事や職場の主な産業分野

問5

あなたの仕事や職場が関わっている主な産業分野についてお答えください。

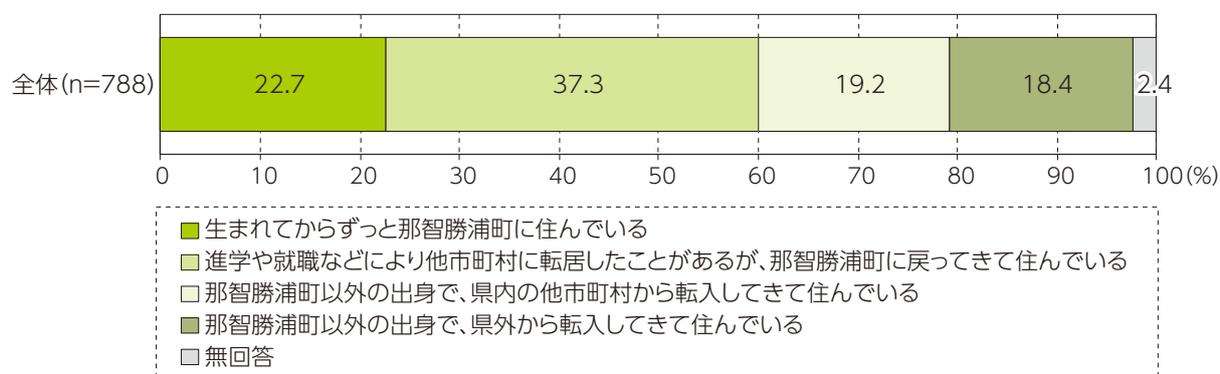
「無職」が33.0%と最も高く、次いで、「医療・福祉」(11.8%)、「サービス業(公務を含む)」(10.2%)の順となっています。



6. 居住に関すること

問6 あなたの居住経歴についてお答えください。

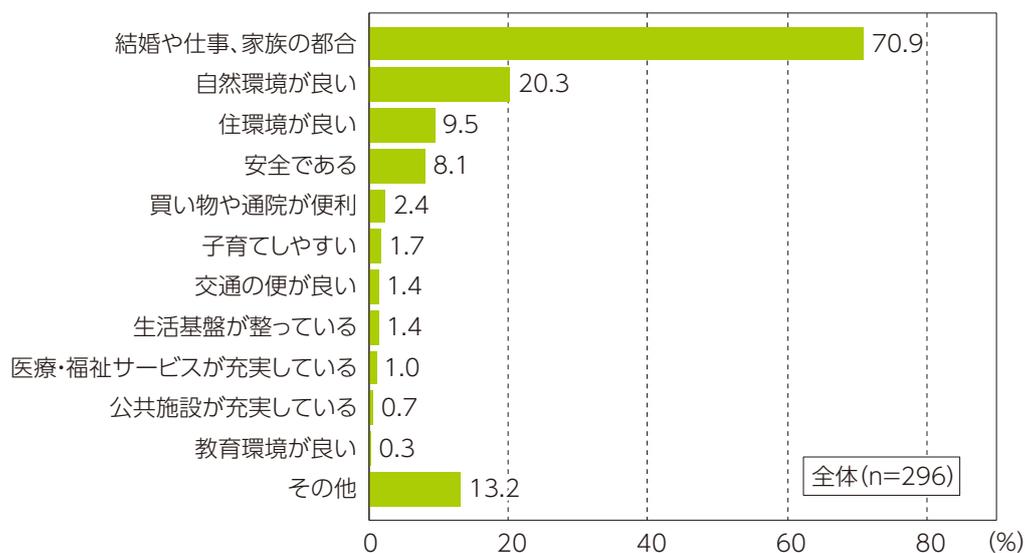
「進学や就職などにより他市町村に転居したことがあるが、那智勝浦町に戻ってきて住んでいる」が37.3%と最も高く、次いで、「生まれてからずっと那智勝浦町に住んでいる」(22.7%)、「那智勝浦町以外の出身で、県内の他市町村から転入してきて住んでいる」(19.2%)の順となっています。



問6-1

◆問6で □ または ■ と答えた方。
他の市町村から転入してこられた理由は何ですか。【MA】

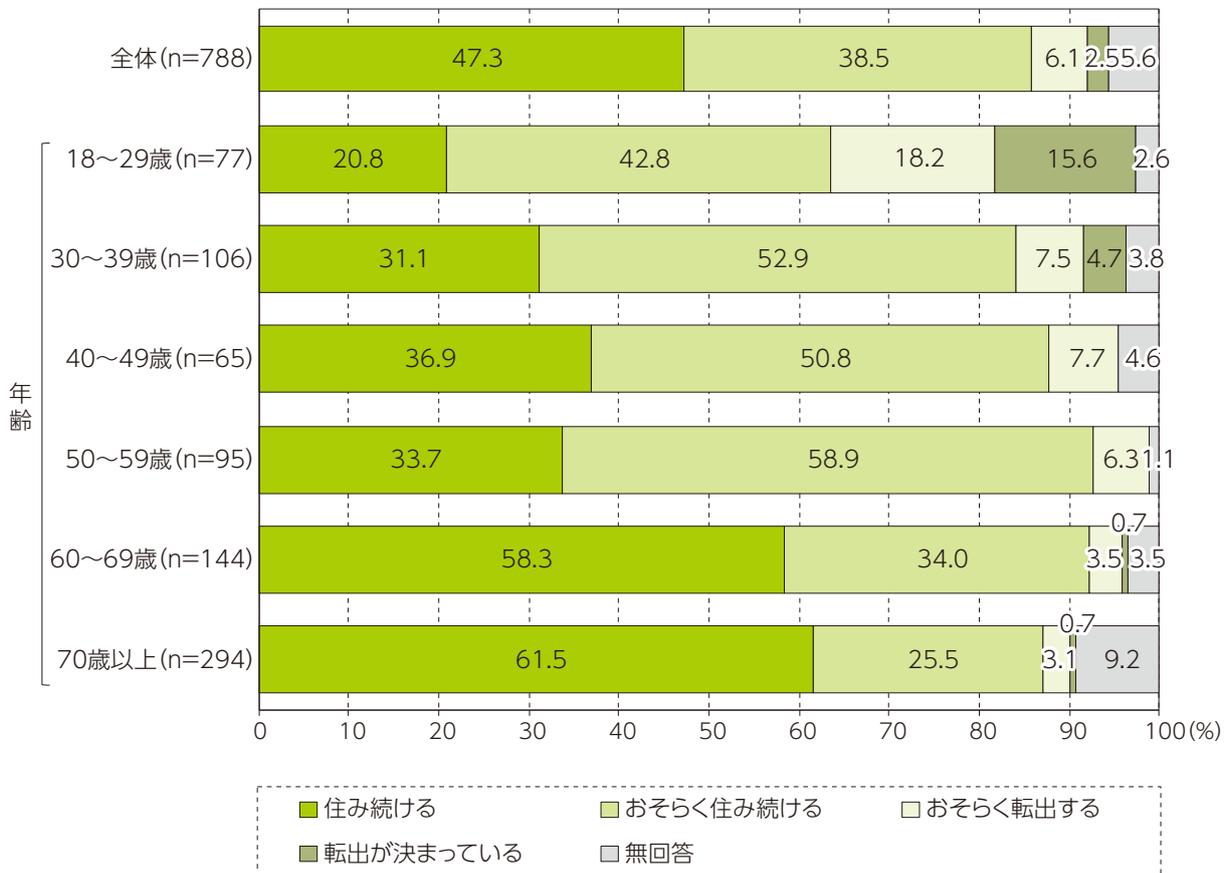
「結婚や仕事、家族の都合」が70.9%と最も高く、次いで、「自然環境が良い」(20.3%)、「住環境が良い」(9.5%)の順となっています。



問7 今後も町に住み続ける予定かどうかお答えください。

全体では、「住み続ける」が47.3%と最も高く、次いで、「おそらく住み続ける」(38.5%)、「おそらく転出する」(6.1%)の順となっています。「住み続ける」と「おそらく住み続ける」を合わせた“住み続ける”は85.8%となっています。

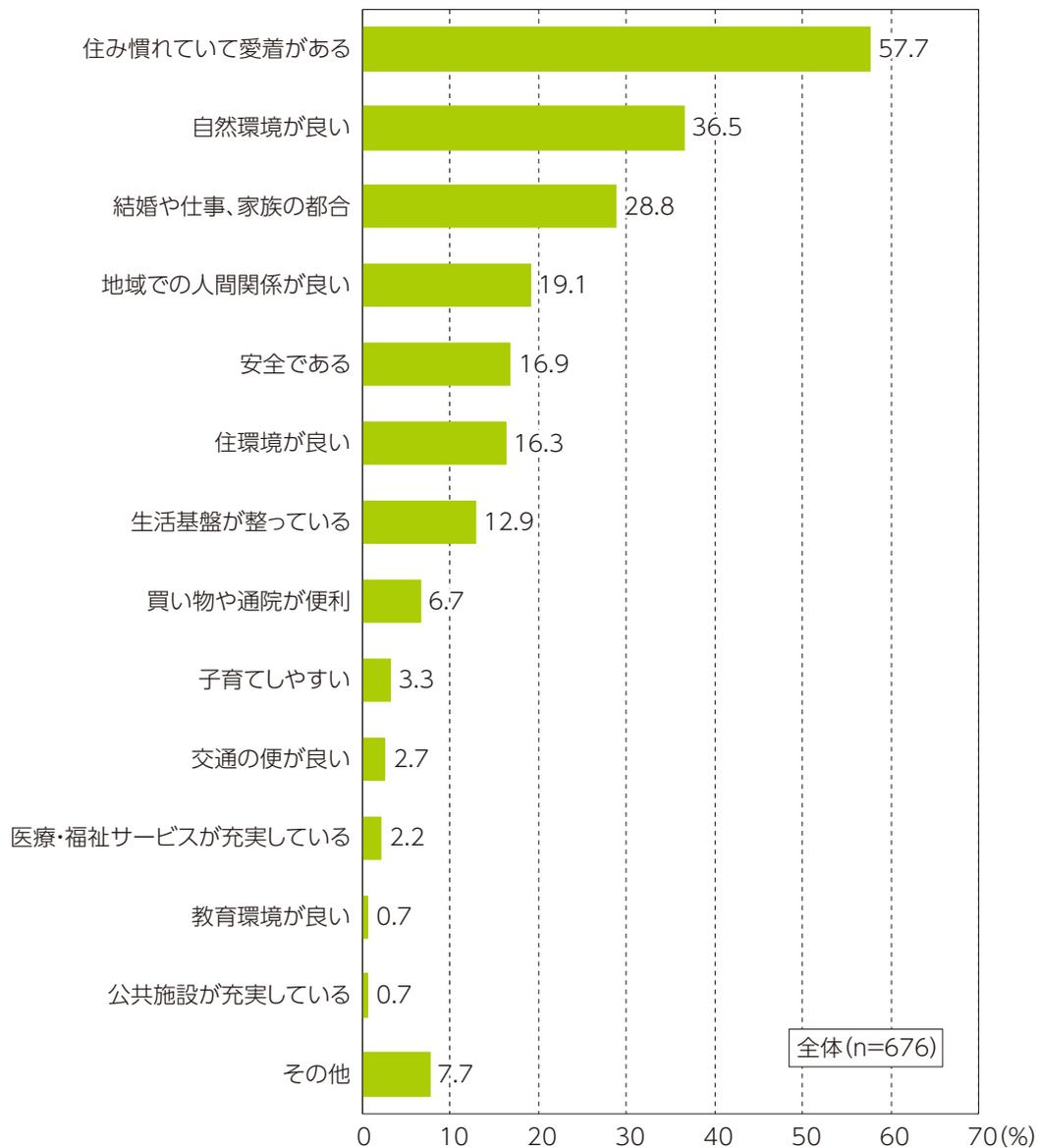
年齢層別に見ると、年齢が高くなるにつれて“住み続ける”の割合が高くなっていきます。



問7-1

◆問7で ■ または ■ と答えた方。
町で暮らし続けたいと思う理由は何ですか。【MA】

「住み慣れていて愛着がある」が57.7%と最も高く、次いで、「自然環境が良い」(36.5%)、「結婚や仕事、家族の都合」(28.8%)の順となっています。

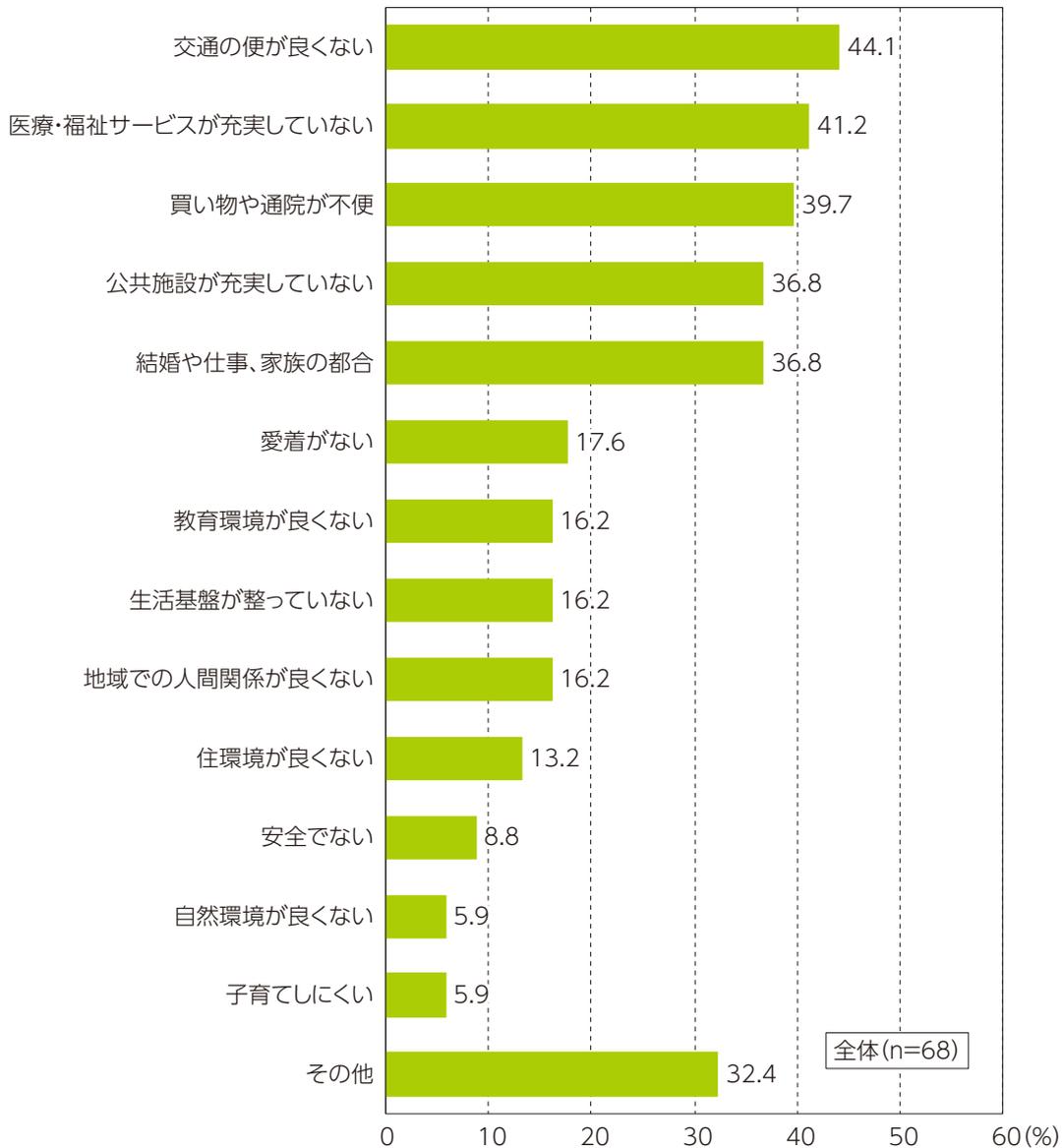


問7-2

◆問7で□ または■ と答えた方。

町で暮らし続けたいと思わない理由は何ですか。【MA】

「交通の便が良くない」が44.1%と最も高く、次いで、「医療・福祉サービスが充実していない」(41.2%)、「買い物や通院が不便」(39.7%)の順となっています。



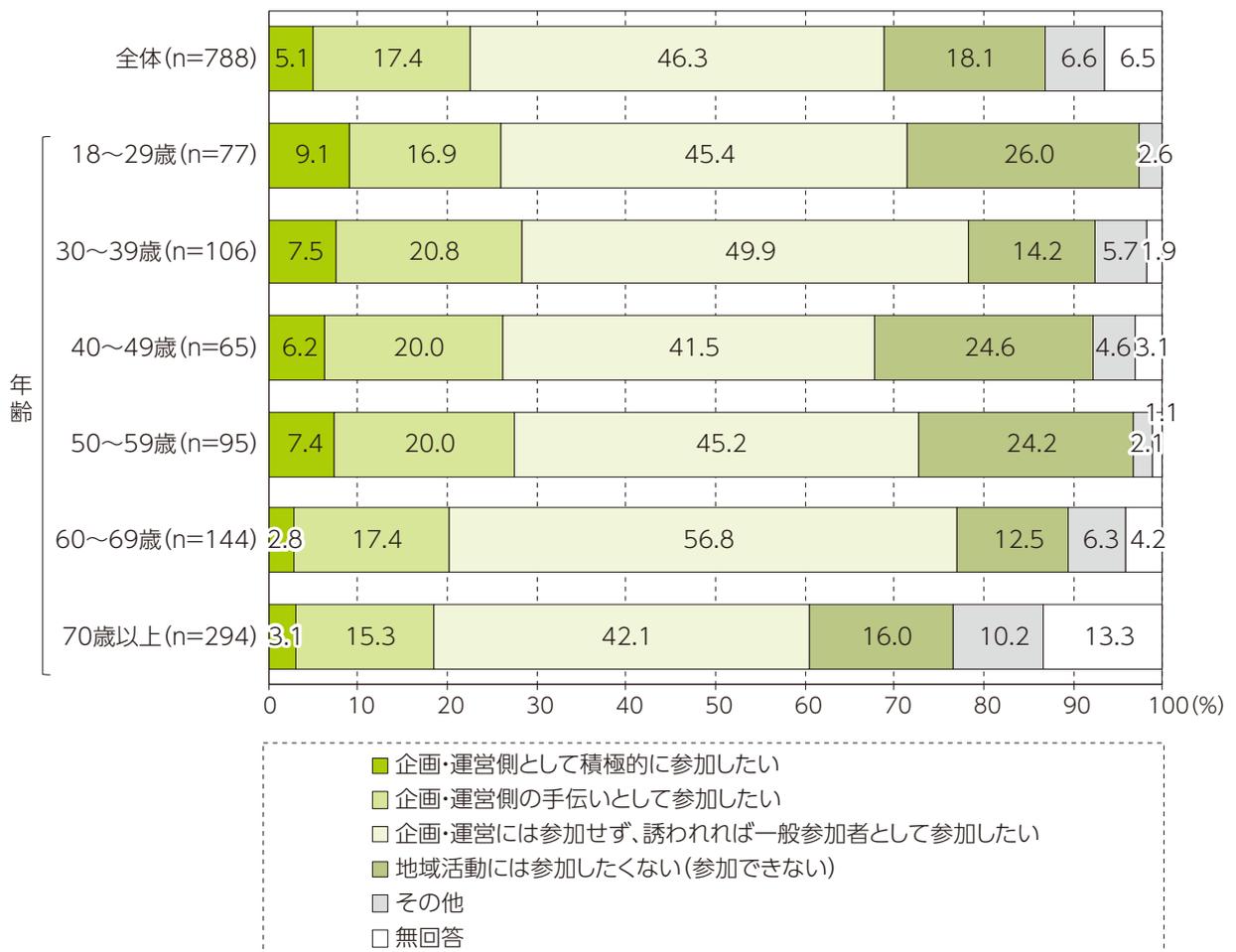
7. 地域活動について

問8

あなたは、祭り、清掃・美化活動、サークル活動、まちづくり活動など、地域が中心となった活動に対してどのように参加したいと思いますか。

全体では、「企画・運営には参加せず、誘われれば一般参加者として参加したい」が46.3%と最も高く、次いで、「地域活動には参加したくない（参加できない）」（18.1%）、「企画・運営側の手伝いとして参加したい」（17.4%）の順となっています。「企画・運営側として積極的に参加したい」・「企画・運営側の手伝いとして参加したい」・「企画・運営には参加せず、誘われれば一般参加者として参加したい」を合わせた“参加したい”は68.8%となっています。

年齢層別に見ると、“参加したい”は、「30～39歳」で78.2%と最も高く、次いで、「60～69歳」（77.0%）、「18～29歳」（71.4%）の順となっています。



8. 「現状に対する満足度」と「施策・事業の優先度」

問9

町の現状に関する次の各項目の「現状に対する満足度」と「施策・事業の優先度」についてお答えください。

「現状に対する満足度」と「施策・事業の優先度」の回答については、以下の方法により点数化を行いました。

<点数化の方法>

満足度		優先度	
とても満足	100点	優先すべき	100点
やや満足	75点	できれば優先すべき	75点
やや不満	50点	あまり優先しなくてよい	50点
とても不満	25点	優先しなくてよい	25点

各選択肢の回答者数に回答ごとの点数（25～100点）を乗じ、その合計について、「わからない」・「無回答」を除く回答数で割った値をそれぞれの項目の点数としました。

(例)

	とても満足	やや満足	やや不満	とても不満	回答数
(1) 道路の整備	33	225	260	130	648

(計算の例)

$$\begin{aligned} \text{点数} &= (100 \times 33 + 75 \times 225 + 50 \times 260 + 25 \times 130) \div 648 \\ &= 56.21 \end{aligned}$$

⇒ 小数点第2位を四捨五入することにより、点数は56.2となります。

また、次ページ以降において、「満足度」と「優先度」の得点に加え、次の点にも着目して分析を試みました。

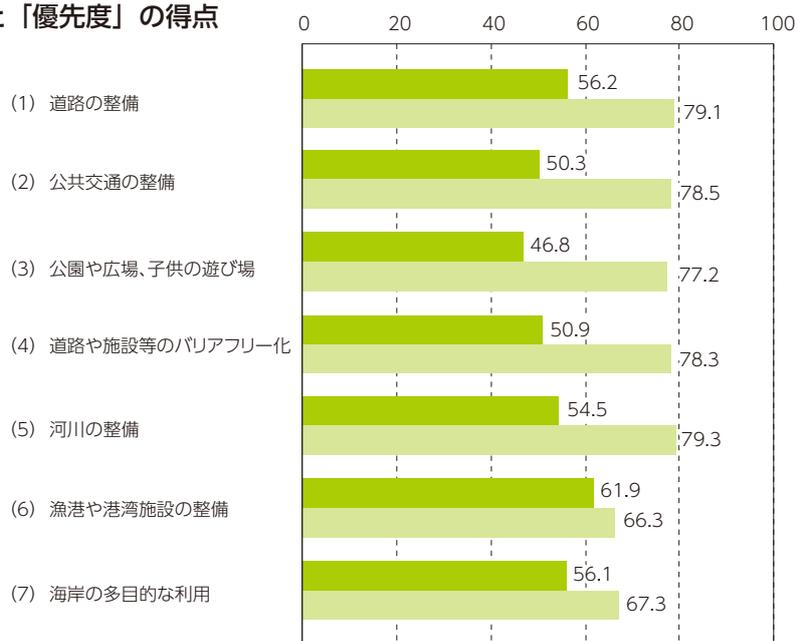
「優先度の得点」－「満足度の得点」

町民が思う「優先度」を明確にするため、レーダーチャートにして示しました。レーダーチャートの 折れ線が外に膨らんでいるほど、町民が思う「優先度」は高くなります。

社会基盤

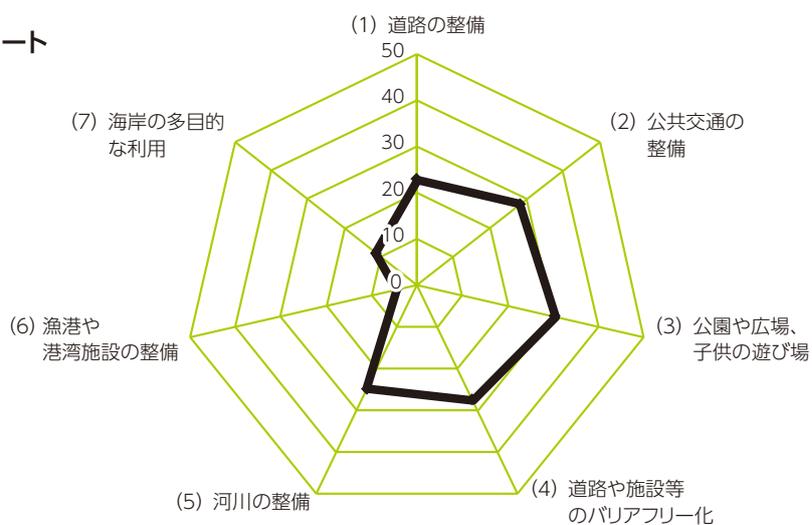
社会基盤における町民が思う「優先度」は、「公園や広場、子供の遊び場」が最も高く、次いで、「公共交通の整備」、「道路や施設等のバリアフリー化」の順となっています。

■「満足度」と「優先度」の得点



■「満足度」 ■「優先度」

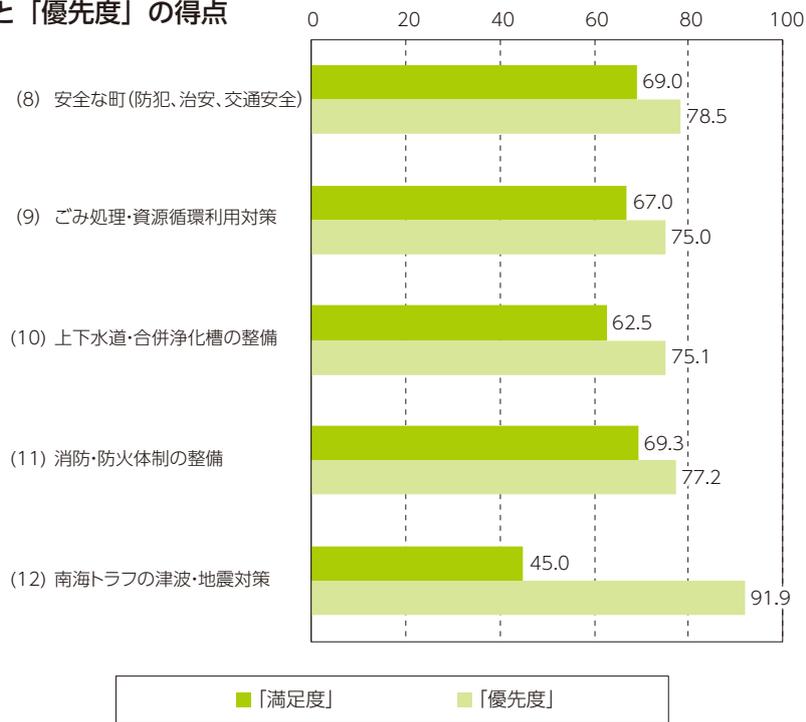
■レーダーチャート



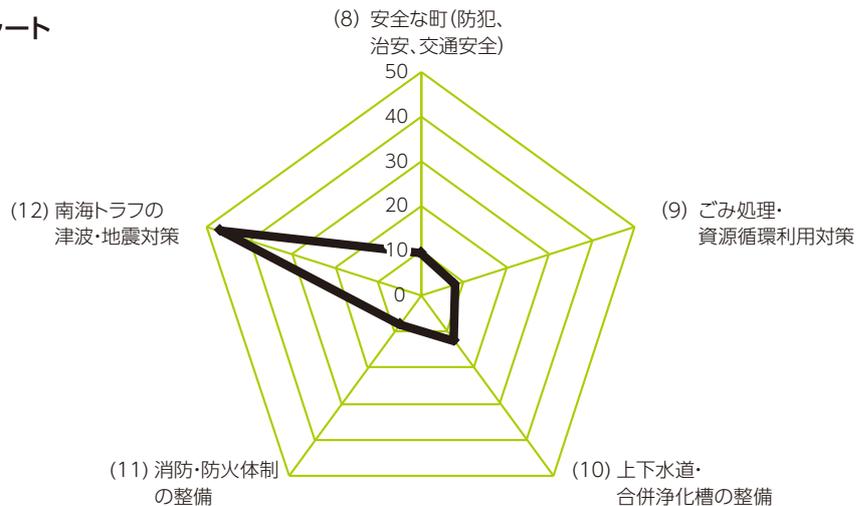
生活環境

生活環境における町民が思う「優先度」は、「南海トラフの津波・地震対策」が最も高く、次いで、「上下水道・合併浄化槽の整備」、「安全な町（防犯、治安、交通安全）」の順となっています。

■「満足度」と「優先度」の得点



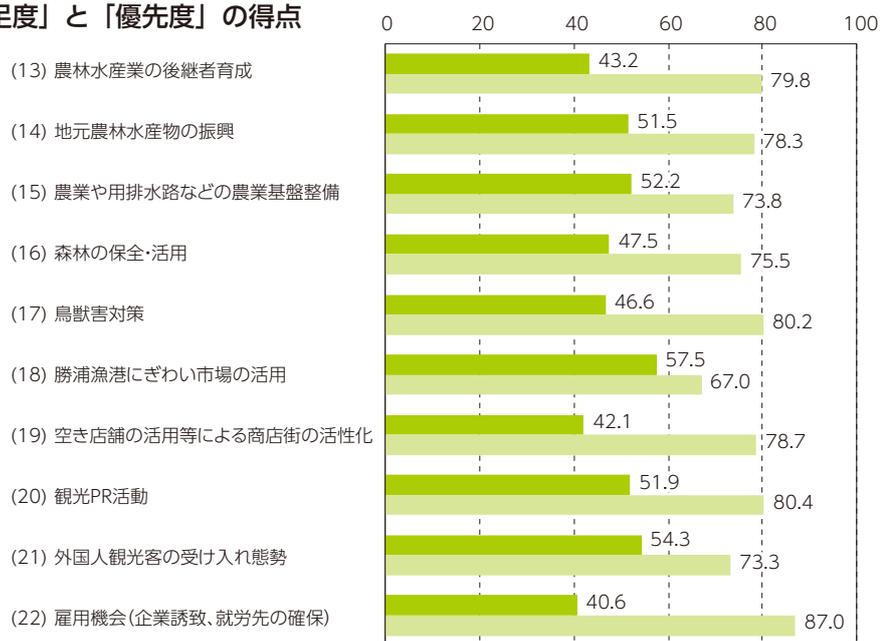
■レーダーチャート



農林水産業・観光商工業の振興

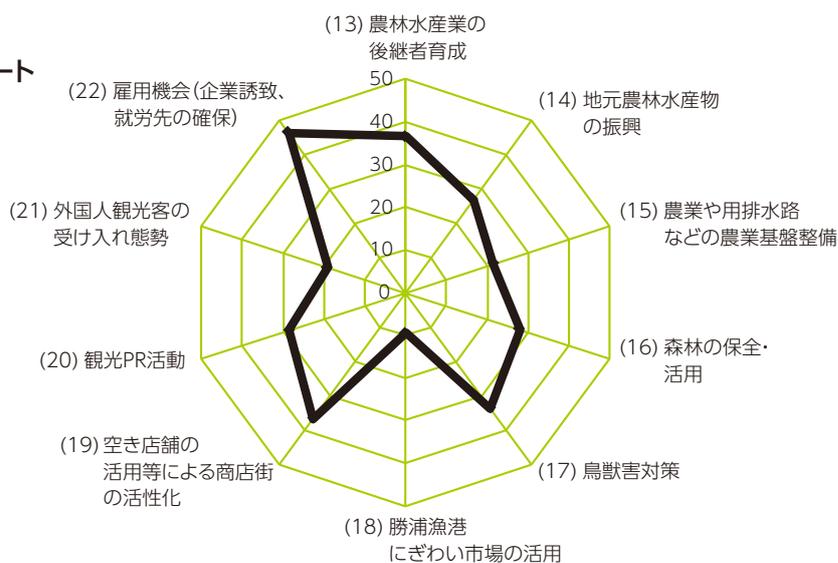
農林水産業・観光商工業の振興における町民が思う「優先度」は、「雇用機会（企業誘致、就労先の確保）」が最も高く、次いで、「農林水産業の後継者育成」と「空き店舗の活用等による商店街の活性化」が同順位となっています。

■「満足度」と「優先度」の得点



■「満足度」 ■「優先度」

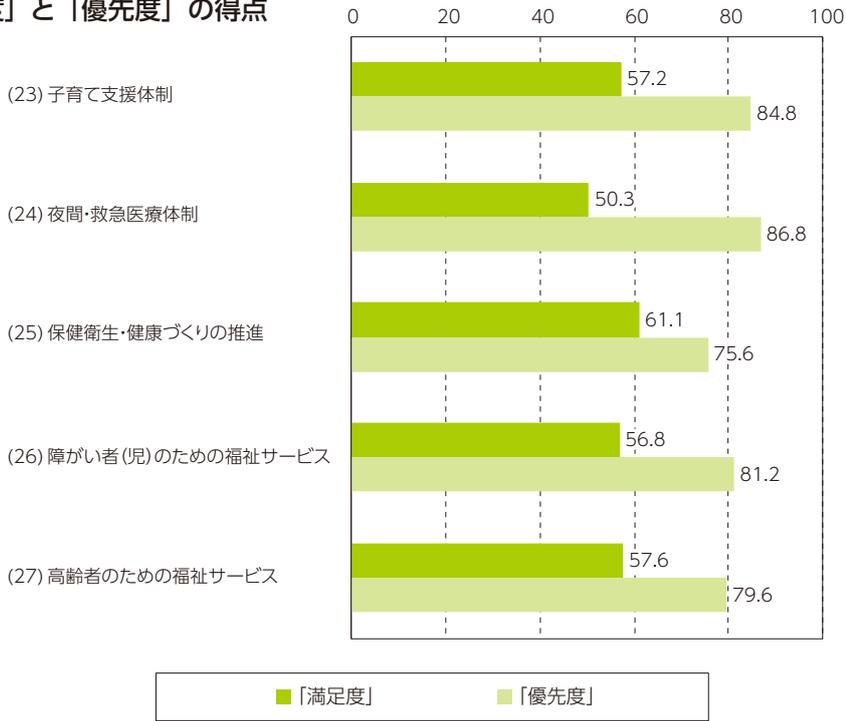
■レーダーチャート



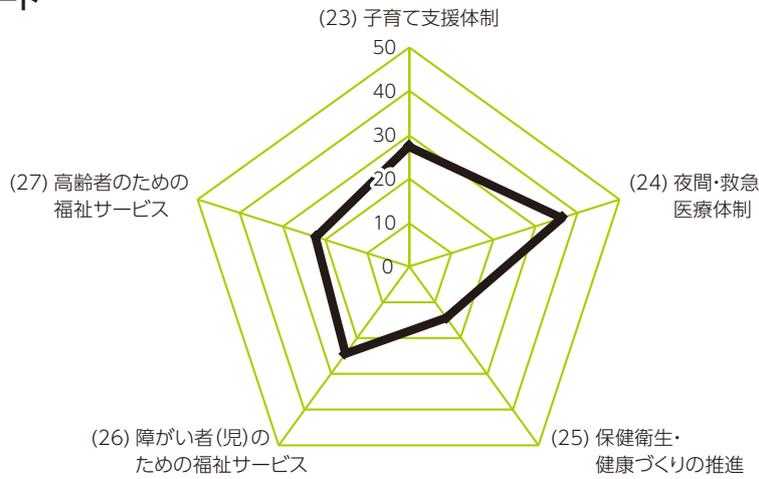
福祉・保健・医療

福祉・保健・医療における町民が思う「優先度」は、「夜間・救急医療体制」が最も高く、次いで、「子育て支援体制」、「障がい者（児）のための福祉サービス」の順となっています。

■「満足度」と「優先度」の得点



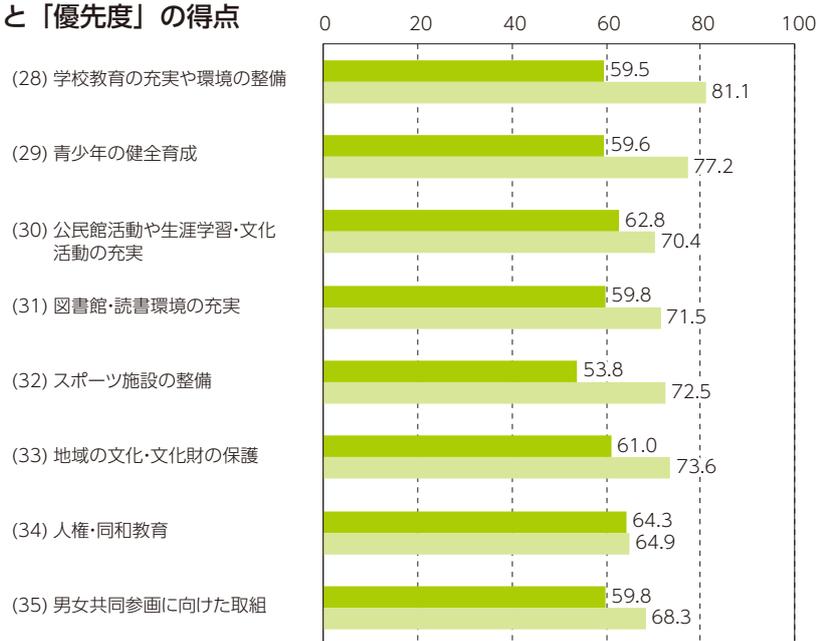
■レーダーチャート



教育・文化・人権

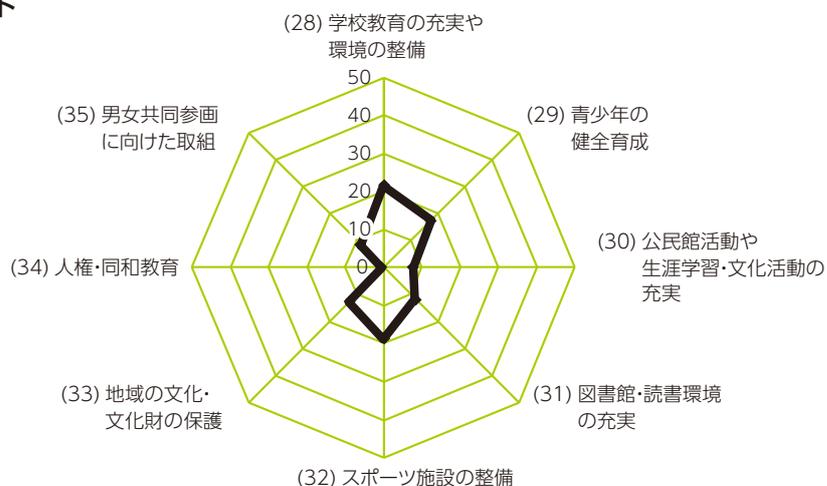
教育・文化・人権における町民が思う「優先度」は、「学校教育の充実や環境の整備」が最も高く、次いで、「スポーツ施設の整備」、「青少年の健全育成」の順となっています。

■「満足度」と「優先度」の得点



■「満足度」 ■「優先度」

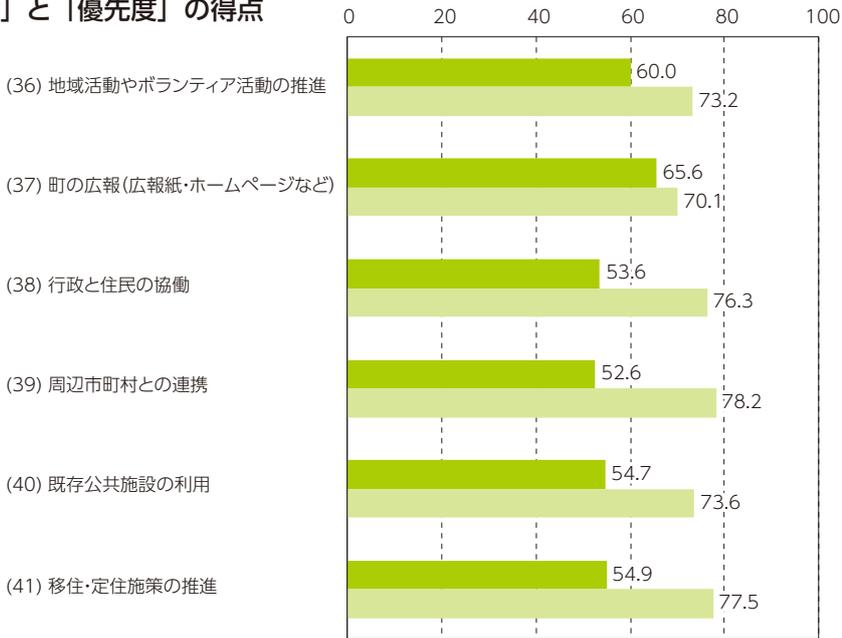
■レーダーチャート



その他のまちづくり

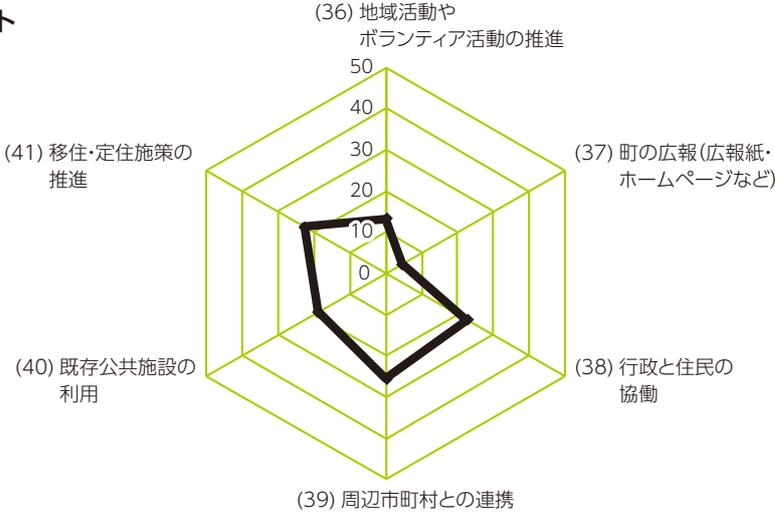
その他のまちづくりにおける町民が思う「優先度」は、「周辺市町村との連携」が最も高く、次いで、「行政と住民の協働」、「移住・定住施策の推進」の順となっています。

■「満足度」と「優先度」の得点



■「満足度」 ■「優先度」

■レーダーチャート

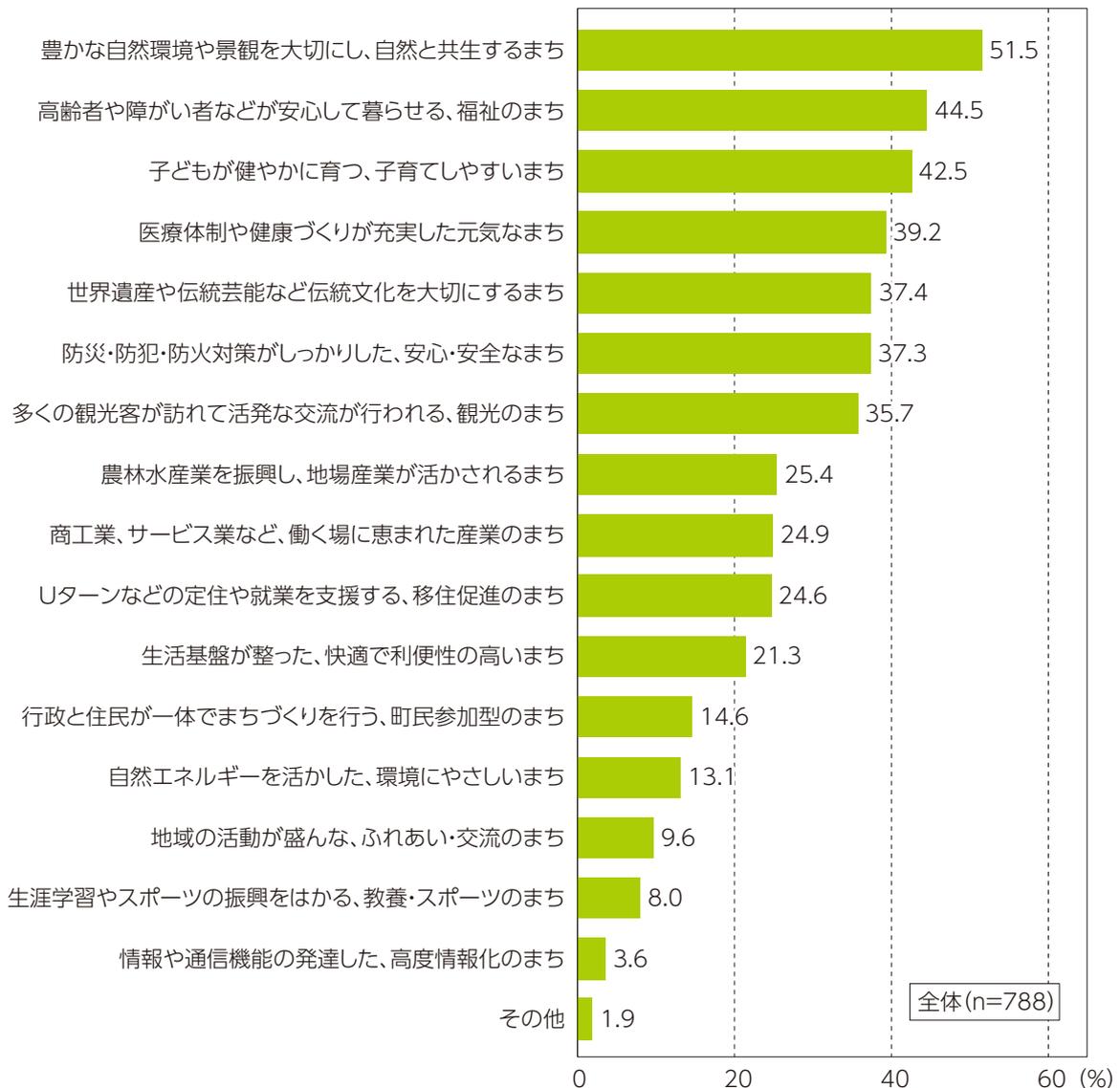


9. まちの将来像や自慢できるところ

問10

まちの将来像（目指すべきまち）として、特にふさわしいと思うのはどれですか。【MA】

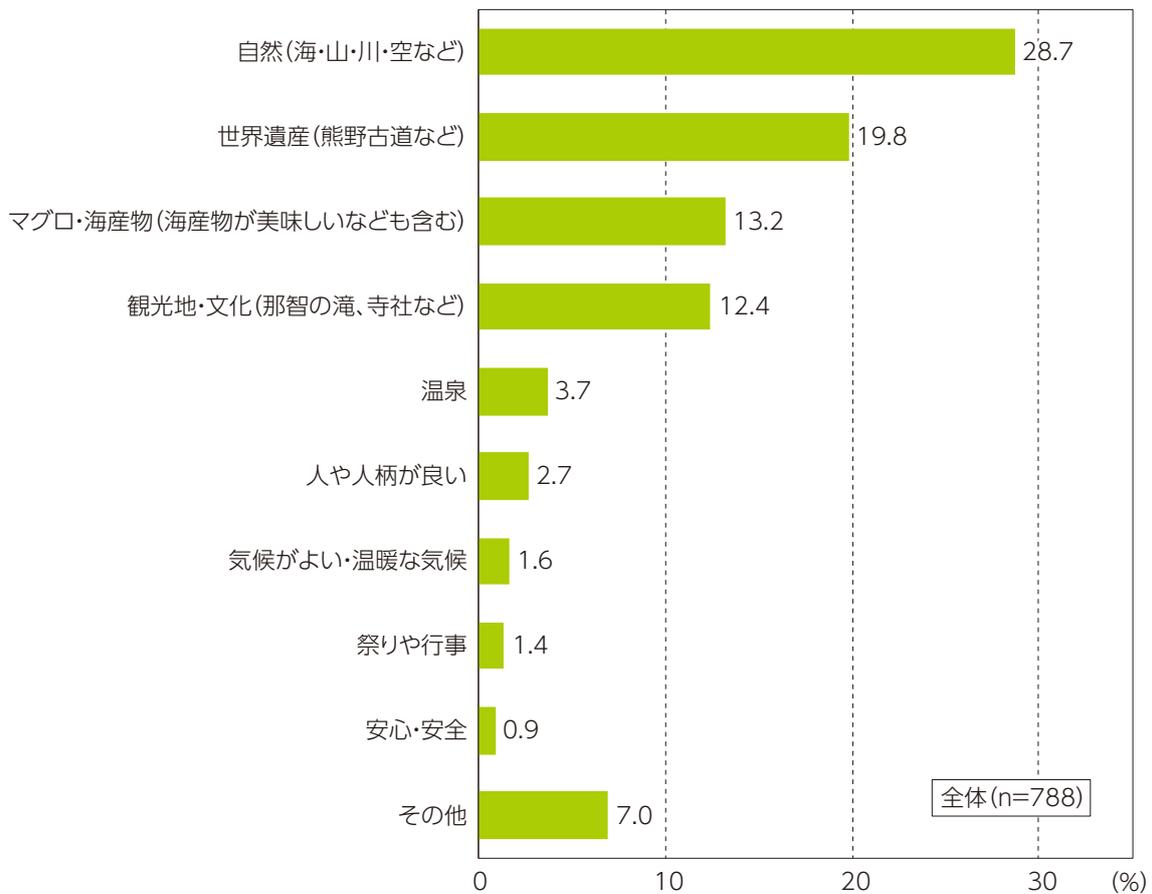
「豊かな自然環境や景観を大切にし、自然と共生するまち」が51.5%と最も高く、次いで、「高齢者や障がい者などが安心して暮らせる、福祉のまち」（44.5%）、「子どもが健やかに育つ、子育てしやすいまち」（42.5%）の順となっています。



問11

あなたが思う、町の自慢したいところを記入してください。
(主なものを2つまで)

「自然（海・山・川・空など）」が28.7%と最も高く、次いで、「世界遺産（熊野古道など）」（19.8%）、「マグロ・海産物（海産物が美味しいなども含む）」（13.2%）の順となっています。



※回答していただいた記述をカテゴリーに分けて集計し、グラフ化しました。

3. 世界遺産・文化財等 一覽

■ 世界遺産

登録資産（コア）			
名 称	指定年月日	所在地	備 考
那智大滝	平16.7.7	那智山	国指定名勝
那智原始林	//	//	国指定天然記念物
熊野那智大社	//	//	国指定史跡・重要文化財
青岸渡寺	//	//	//
補陀洛山寺	//	浜ノ宮	国指定史跡
熊野参詣道	平16.7.7 平28.10.24	那智山・口色川・南平野・宇久井・ 狗子ノ川・浜ノ宮・湯川・二河・浦神	//
緩衝地帯（バッファ・ゾーン）			
名 称	指定年月日	所在地	備 考
那智山景観保全地区	平14.7.1	那智山～口色川	町歴史文化的景観保全条例
浜ノ宮景観保全地区	//	浜ノ宮	//
宇久井景観保全地区	平27.10.7	宇久井～狗子ノ川	//
湯川景観保全地区	//	湯川	//
二河景観保全地区	//	二河	//
浦神景観保全地区	//	浦神	//

■ ユネスコ無形文化遺産

名 称	員数	登録年月日	所在地	所有者・管理者
那智の田楽	1件	平24.12.6	那智山	那智田楽保存会

■ 日本遺産

名 称	指定年月日	所在地
鯨とともに生きる	平28.4.1	浦神・浜ノ宮・那智山・宇久井
1300年つづく日本の終活の旅～西国三十三所観音巡礼～	令1.5.1	那智山

■ 国指定文化財

◇有形文化財（重要文化財）

※建造物

種 別	名 称	員数	指定年月日	年代	所在地	所有者・管理者
建造物	那智山青岸渡寺本堂 附厨子	1棟 1基	明37.2.18 昭41.6.11	桃山	那智山	那智山青岸渡寺
//	那智山青岸渡寺宝篋印塔	//	昭28.3.31	鎌倉	//	//
//	熊野那智大社	8棟	平7.12.26	江戸	//	熊野那智大社

※美術工芸品

種 別	名 称	員数	指定年月日	年代	所在地	所有者・管理者
彫刻	木造阿弥陀如来坐像	1軀	昭44.6.20	平安	下和田	大泰寺
//	木造千手観音立像	//	昭57.6.5	//	浜ノ宮	補陀洛山寺
//	木造男神坐像二・女神坐像一	3軀	//	//	//	熊野三所大神社
考古資料	古銅印	1顆	明30.12.28	//	那智山	熊野那智大社

考古資料	(那智山経塚出土) 銅造如来立像 銅造観音菩薩立像 // 金銅大日如来坐像 金銅薄肉阿闍如来坐像 金銅薄肉宝生如来坐像 金銅薄肉不空成就如来坐像 金銅薄肉金剛宝菩薩坐像	(8点) 1軀 // // 1面 // // //	昭12.5.25	平安	那智山	那智山青岸渡寺
工芸	金銀装宝剣拵 附銅鍍金銀箱	1具 1箇	大2.4.14	江戸	//	熊野那智大社
古文書	熊野那智大社文書	46巻 11冊 2帖2枚	昭52.6.11	平安 ~江戸	//	//

◇ 記念物

※史跡・名勝・天然記念物

種別	名称	員数	指定年月日	年代	所在地	所有者・管理者
天然記念物	那智原始林	1件	昭3.3.3		那智山(市野々)	熊野那智大社
名勝	那智大滝	1件	昭47.7.11		那智山	//
史跡	下里古墳	1件	昭51.2.24	古墳	下里	那智勝浦町
//	熊野参詣道	1件	平12.11.2 平27.10.7		那智山・口色川・南平野・ 宇久井・狗子ノ川・ 浜ノ宮・湯川・二河・浦神	(管理団体) 那智勝浦町
//	熊野三山	1件	平14.12.19 (史跡熊野参詣 道から分離)		熊野那智大社 青岸渡寺境内 補陀洛山寺境内	熊野那智大社 那智山青岸渡寺 補陀洛山寺

◇ 民俗文化財(重要無形民俗文化財)

種別	名称	員数	指定年月日	年代	所在地	所有者・管理者
民俗芸能	那智の田楽	1件	昭51.5.4		那智山	那智田楽保存会
風俗習慣	那智の扇祭り	1件	平27.3.2		//	那智の扇祭り保存会

■ 登録有形文化財

種別	名称	員数	指定年月日	年代	所在地	所有者・管理者
建造物	日本基督教団紀南協会	1棟	平18.8.3		下里	日本基督教団紀南協会

■ 県指定文化財

◇ 有形文化財

※建造物

種別	名称	員数	指定年月日	年代	所在地	所有者・管理者
建造物	阿弥陀寺大師堂	1棟	昭56.7.13	室町	南平野	阿弥陀寺

※美術工芸品

種別	名称	員数	指定年月日	年代	所在地	所有者・管理者
彫刻	懸仏	3面	昭38.3.26	室町	下和田	大泰寺
//	木造役行者同脇侍像 附錫杖	3軀	昭40.4.14	鎌倉	那智山	熊野那智大社
//	木造金剛力士立像(仁王像)	2軀	平2.4.18	//	//	那智山青岸渡寺
//	木造天部形立像	//	//	平安	浜ノ宮	補陀洛山寺
//	木造熊野十二所権現古神像	15軀	平20.6.24	桃山	那智山	熊野那智大社
//	木造女神坐像	1軀	平21.3.17	平安	//	//

絵画	熊野曼荼羅	1幀	昭40.4.14	鎌倉	那智山	熊野那智大社
//	熊野権現曼荼羅	1幅	//	室町	//	//
//	那智山古絵図	//	//	江戸	//	//
//	那智山宮曼荼羅	1幀	//	室町	//	//
工芸	熊野那智大社奉納鏡 (古鏡) (和鏡)	65面 2面 63面	//	古墳 ~江戸	//	//
//	熊野那智大社奉納鏡類	17面	昭52.3.16	平安 ~江戸	//	//
//	唐櫃	1合	昭40.4.14	室町	//	//
//	大湯釜	1口	//	鎌倉	//	//
//	鬼面	1面	//	室町	//	//
//	木造漆塗瓶子	2口	//	//	//	//
//	御宸翰木牌	1片	//	鎌倉	//	//
//	鉄燈籠	1基	//	江戸	//	//
//	神輿(旧宮殿)	2基	//	鎌倉 ~室町	//	//
//	銅製金鼓(鰐口)	1個	//	桃山	//	//
//	銅造擬宝珠	3個	//	江戸	//	//
//	銅燈籠蓋	1個	//	平安	//	//
//	銅花瓶	1口	昭46.3.22	室町	浜ノ宮	補陀洛山寺
//	銅仏餉鉢	//	//	桃山	//	//
//	鰐口	//	平20.6.24	//	那智山	那智山青岸渡寺
//	梵鐘	//	//	鎌倉	//	//
考古資料	花山法皇御籠所跡出土御器物 附石櫃	2個 1個	昭40.4.14	// 江戸	//	熊野那智大社
//	那智山経塚出土品 水差し 滑石五輪塔 経筒 青銅水滴 和鏡 懸仏 瓔珞 六器(台付) 古銭一括(193枚) 他	一括 1口 1基 1口 // 24面 1軀 3個 1個 2箱	平21.3.17	平安	//	//
//	那智山経塚出土品 銅経筒 銅経筒残欠 銅経筒蓋 鏡像 銅鏡 懸仏残欠 羯磨	一括 1口 4片 1個 2面 4面 8個 2口	//	//	//	那智山青岸渡寺

◇ 記念物

※ 史跡・名勝・天然記念物

種別	名称	員数	指定年月日	年代	所在地	所有者・管理者
史跡	山上不動堂跡	1件	昭33.4.1		那智山	熊野那智大社

史跡	亀山天皇御卒塔婆建立地跡	1件	昭33.4.1		那智山	熊野那智大社
//	花山法皇御籠所跡	//	//		//	//
//	中世行幸啓御泊所跡 (実方院) (尊勝院)	2件	//		//	熊野那智大社 那智山青岸渡寺
//	多富気王子跡	1件	//		//	熊野那智大社
//	大泰寺の板碑	//	昭38.3.26	室町	下和田	大泰寺
天然記念物	那智の樟	1本	昭33.4.1		那智山	熊野那智大社
//	那智山旧参道の杉並木	1件	//		//	//
//	しいの老樹	1本	//		下和田	大泰寺
//	ヤマザクラの名木	//	昭40.4.14		那智山	熊野那智大社
//	枝垂ザクラ	//	//		//	//
//	イヌグスの大木	//	//		//	那智山青岸渡寺
//	モッコクの大樹	//	//		//	熊野那智大社

◇ 民俗文化財

※有形民俗文化財

種別	名称	員数	指定年月日	年代	所在地	所有者・管理者
民俗文化財	牛頭	1個	昭40.4.14		那智山	熊野那智大社
//	熊野那智山祭様式図絵	1幅	//		//	//
//	那智山田楽資料一括	9点	//		//	//

※無形民俗文化財

種別	名称	員数	指定年月日	年代	所在地	所有者・管理者
民俗文化財	熊野の田掻競牛	1件	昭35.3.12		那智勝浦町 串本町・古座川町	保存会
//	高芝の獅子舞	//	昭40.9.20		下里高芝	//
//	權踊	//	昭47.4.13		浜ノ宮	//

■ 町指定文化財

◇ 有形文化財

※建造物

種別	名称	員数	指定年月日	年代	所在地	所有者・管理者
建造物	宝篋印塔	1基	昭60.8.1	室町	那智山	那智山青岸渡寺
//	大泰寺薬師堂	1棟	//	江戸	下和田	大泰寺
//	宝泰寺山門	//	//	戦国 ~江戸	口色川	宝泰寺
//	奥ノ院五輪塔	1基	//	鎌倉	那智山	奥ノ院

※美術工芸品

種別	名称	員数	指定年月日	年代	所在地	所有者・管理者
彫刻	役行者木像	1軀	昭47.12.12	室町	那智山	那智山青岸渡寺
//	奥ノ院法燈国師座像	//	昭60.8.1	江戸	//	奥ノ院
//	補陀洛山寺梵天立像	//	//	室町	浜ノ宮	補陀洛山寺
//	補陀洛山寺帝釈天立像	//	//	//	//	//
//	大雲取地藏	33軀	//	江戸	口色川	宝泰寺
//	妙法山大師像	1軀	//	室町	南平野	阿弥陀寺
//	馬頭観音懸仏	1面	//	//	田垣内	宝珠寺
//	大野大師坐像	1軀	//	江戸	大野	楞嚴寺

工芸	能面	3個	昭47.12.12	室町 ~戦国	大野	色川神社
//	伎楽面	6面	//	//	//	//
//	龍頭	1個	//	//	//	//
//	経箱	3合	//	室町	//	楞嚴寺
//	宝鼎	1基	昭46.3.26	江戸	浦神	塩竈神社
//	経箱・経文	1合11巻	昭60.8.1	室町	奈良国立博物館	那智勝浦町
//	那智大社石燈籠	1基	//	江戸	那智山	熊野那智大社
//	大神社石燈籠	//	//	//	浜ノ宮	熊野三所大神社
//	妙法山梵鐘	1口	//	//	南平野	阿弥陀寺
絵画	絵馬	2面	昭46.3.26	//	浦神	塩竈神社
//	那智曼荼羅	1幅	//	//	浜ノ宮	補陀洛山寺
書跡	大般若経	600巻	昭47.12.12	室町	大野	楞嚴寺
//	紺紙金泥法華経	10巻	//	鎌倉	宇久井	延命寺
古文書	色川文書	2巻	昭60.8.1	鎌倉 ~室町	大野	大野区
書跡	佐藤春夫の秋刀魚の歌の 歌碑原本	1枚	平3.2.13	近代	那智勝浦町役場	那智勝浦町
//	青岸渡寺の権現講式	1巻	//	江戸	那智山瀧宝殿	那智山青岸渡寺
絵画	補陀洛山寺の渡海舟の板絵	2枚	//		浜ノ宮	補陀洛山寺
歴史資料	天満の大津浪記念碑	1基	平26.3.11		天満	天満区
考古資料	下里古墳出土品	一括	平24.2.24	古墳	二河	那智勝浦町

※史跡・名勝・天然記念物

種別	名称	員数	指定年月日	年代	所在地	所有者・管理者
史跡	郷倉	2件	昭45.3.1	江戸	市野々	市野々区
//	清水氏館跡	1件	昭60.8.1	室町 ~江戸	口色川	個人
//	色川の土石流犠牲者供養岩	//	平28.6.7		大野	//
//	尻剣谷製錬所跡	//	平30.3.15		市野々	//
天然記念物	柿の木	1本	昭47.12.12		井関	阿弥陀寺
//	うばめ榎の木	//	昭60.8.1		天満	那智勝浦町
//	浦神の虫喰岩	1件	平22.5.10		浦神	個人
//	大勝浦の泥ダイヤピル岩体	//	平26.3.11		勝浦	和歌山県
//	宇久井の火砕岩岩脈	//	//		宇久井	那智勝浦町
名勝	山成島	//	昭60.8.1		勝浦	//

◇民俗文化財

※有形文化財

種別	名称	員数	指定年月日	年代	所在地	所有者・管理者
民俗文化財	川関の庚申塔	1基	昭60.8.1	江戸	川関	川関区
//	青い目の人形	1体	平21.4.25	大正	宇久井	宇久井小学校

※無形文化財

種別	名称	員数	指定年月日	年代	所在地	所有者・管理者
民俗文化財	色川大野の万才楽	1件	平3.2.13		大野	大野区
//	勝浦八幡神社例祭舟渡御神事	//	平16.9.1		勝浦	八幡神社

資料：町業務資料

4. 諮問・答申

那観企第559号
令和元年12月6日

那智勝浦町長期総合計画審議会
会長 森川 起安 様

那智勝浦町長 堀 順一郎

第10次那智勝浦町長期総合計画について（諮問）

那智勝浦町長期総合計画審議会設置条例（昭和45年条例第14号）第2条の規定に基づき、令和3年度から令和7年度までの第10次那智勝浦町長期総合計画の策定にあたり、貴審議会の意見を求めます。

令和3年1月29日

那智勝浦町長 堀 順一郎 様

那智勝浦町長期総合計画審議会
会長 森川 起安

第10次那智勝浦町長期総合計画について（答申）

令和元年12月6日付け那観企第559号で諮問された第10次那智勝浦町長期総合計画について、当審議会で慎重に審議を重ねた結果、別添のとおり答申いたします。

なお、本計画の推進にあたっては、審議過程で述べられた意見並びに下記事項について十分留意され、本計画の達成に向けて取り組むことを求めます。

記

- 1 基本構想に掲げたまちの将来像の実現に向けて、町民、各種団体、民間事業者及び行政等のまちづくりを担う様々な主体が一体となった協働のまちづくりの推進に努めること。
- 2 新型コロナウイルス感染症の発生等による時代の変化に対応しつつ、町民ニーズを的確に把握し本計画を推進するとともに、あらゆる機会・手段を通じて本計画の周知に努めること。
- 3 中長期的な財政シミュレーションや各種施策の優先度や有効性を総合的に判断し、健全で持続可能な財政運営を図ること。
- 4 基本計画における重点事業については、那智勝浦町まち・ひと・しごと創生総合戦略として定期的かつ継続的に実施状況を把握し、適切なPDCAサイクルの構築に努めること。

以上

5. 那智勝浦町長期総合計画 審議会設置条例

昭和45年7月8日条例第14号

(設置)

第1条 那智勝浦町長期総合計画の策定に関する重要な事項を調査審議するため、那智勝浦町長期総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じて那智勝浦町の総合計画の策定、その他その実施に関し、必要な調査及び審議を行う。

(組織)

第3条 審議会は、次に掲げる者のうちから町長が任命する委員で組織する。

- (1) 学識経験を有する者 若干名
- (2) 各種団体の代表 若干名
- (3) 町及び町教育委員会等の職員 若干名

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任することができる。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 審議会に会長を置き、委員の互選によって定める。

- 2 会長は、会議を総理し、審議会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指定する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集する。

- 2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、観光企画課において処理する。

(委任規定)

第8条 この条例の定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会にはかって定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成7年3月14日条例第2号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年12月16日条例第26号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（令和元年12月25日条例第43号）

この条例は、公布の日から施行する。

6. 那智勝浦町長期総合計画 審議会委員名簿

【順不同・敬称略】

氏名	役職等	備考
石田 守	みくまの農業協同組合 代表理事専務	
大江 清一	那智勝浦町区長連合会 会長	
岡崎 晴賀	那智勝浦町社会福祉協議会 会長	
尾鷲 俊和	那智勝浦町連合 PTA 会長	
片谷 匡	那智勝浦町水産振興会 会長	
上地 秀和	那智勝浦町建設業組合 理事長	審議会会長代理
清水伊佐文	町民公募委員	
清水 貞吾	(一社) 那智勝浦観光機構 副理事長	経済建設部会長
下地 将仁	那智勝浦町消防団 団長	
瀧本 清吉	那智勝浦町森林組合 代表理事組合長	
外山 麻子	学識経験者	
西山 十海	町民公募委員	総務厚生部会長
橋本 裕史	那智勝浦町保育所保護者会 会長	
羽根 洋一	勝浦金融協会 幹事	
森川 起安	南紀くろしお商工会 会長	審議会会長
矢熊 義人	那智勝浦町 副町長	
岡田 秀洋	那智勝浦町 教育長	

役職等の異動により途中で退任された委員

【五十音順・敬称略】

氏名	役職等	備考
貝岐 昌志	那智勝浦町消防団 団長	
倉本 康弘	勝浦金融協会 幹事	
村上 幸弘	みくまの農業協同組合 代表理事組合長	
森川 竜一	那智勝浦町連合 PTA 会長	

7. 第10次計画策定の経緯

年	月	内 容
令和元年	11月	長期総合計画審議会委員委嘱
	12月	第10次長期総合計画について諮問
		長期総合計画第1回審議会開催
令和2年	1月	町民アンケート実施
	6月	長期総合計画第1回専門部会開催（総務厚生部会）
		長期総合計画第1回専門部会開催（経済建設部会）
	9月	長期総合計画第2回専門部会開催（総務厚生部会）
		長期総合計画第2回専門部会開催（経済建設部会）
		長期総合計画第1回総合部会開催
	10月	長期総合計画第2回審議会開催
	11月	長期総合計画第3回専門部会開催（総務厚生部会）
		長期総合計画第3回専門部会開催（経済建設部会）
		長期総合計画第3回審議会開催
令和3年	1月	長期総合計画第4回審議会開催
		長期総合計画第5回審議会開催
		長期総合計画答申

8. 用語解説

	用語	解説
あ 行	ICT	Information and Communication Technology の略。 情報通信技術。
	新しい生活様式	2020年初頭から国内で流行した新型コロナウイルス感染症の感染拡大を長期的に防ぐために必要とされる、行動変容の規範。具体的には、普段からのマスク着用や、人との間隔をできるだけ2メートル（最低1メートル）空ける、手は水と石鹸で30秒ほどかけて丁寧に洗う等の基本的な感染予防策の徹底等。
	一次災害	地震が直接的な原因となる被害のこと。代表的なものに家やビル、橋等の倒壊が挙げられる。ほかにも、地すべりや地盤の液状化等、大きな被害を引き起こす可能性が高い現象も含まれる。
	(一社) 一般社団法人	一般社団・財団法人法に基づいて設立される、営利を目的としない社団法人。
	インバウンド	外国人の訪日旅行。
	SNS	Social Networking Service の略。人と人とのつながりを支援するインターネット上のサービス。
か 行	環境アセス	開発がもたらす環境への影響を、事前に予測・評価すること。
	基金	地方公共団体が特定の目的のために、財産を維持し、資金を積み立て、または定額の資金を運用するために設けた財産。
	共助	互いに協力して助け合うこと。
	グリーンツーリズム	緑豊かな農山漁村地域において、その自然・文化・人々との交流等を楽しみながら「ゆとりある休暇」を過ごす滞在型の余暇活動の総称。
	公債費	地方債の元利償還金等に要する経費。
さ 行	採介藻漁業	素潜り（潜水漁法）や船上から箱メガネで覗きながら、貝類や海藻を採捕する漁業。
	再生可能エネルギー	自然の活動によってエネルギー源が絶えず再生され、半永久的に供給され、継続して利用できるエネルギー。
	3R	循環型社会をつくるための三つの R。Reduce【リデュース】（ごみを減らす）、Reuse【リユース】（繰り返し使う）、Recycle【リサイクル】（再び資源に使う）をさす。

	ジオパーク	地質学 (geology) と公園 (park) を組み合わせた造語で、固有の地層や地形を有し、生態学や文化的に貴重な遺産も含んだ自然の公園。
	自助	自分の力で自分の身を守ること。
	シルバーリーダー	高齢者の交通安全知識を高め地域で自主的な交通安全教育を推進していくためにリーダーとなる人たちのこと。
	循環型社会	大量生産・大量消費・大量廃棄を前提とした社会に代わるものとして提示された概念。天然資源の消費を抑制し、環境負荷の少ない社会。
	消費生活	経済学用語の一つ。人間が生活を行っていく中で、商品を購入してそれを消費する部分のこと。
	人件費	職員給料、議員報酬、各種委員等報酬等に要する経費。
	スクールソーシャルワーカー	いじめや不登校、虐待、貧困等、学校や日常生活における問題に直面する子どもを支援する社会福祉の専門家。
	線状降水帯	積乱雲が次々と発生し強雨をもたらす、線状に延びる降水帯。
た 行	たっちサポーター	地域子育て支援センター「にこにこキッズ」が行っている子育て支援事業の中で、参加者のサポートや事業運営のサポートを行うボランティアの方々のこと。
	耐震性貯水槽	震災等で水道管が破損した時に、貯水槽内の水を消火用水として確保できる設備。
	地域共生社会	制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。
	地域循環共生圏	地域資源を活かし、地域内で資源を循環させることで自立したまちづくりを目指す取組のこと。
	地域包括ケアシステム	高齢者が重度の要介護状態になっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで継続できるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援を一体的に提供するためのケアシステム。
	地方交付税	地方公共団体の財源の強化・均衡を図るため、国の所得税・法人税・酒税・消費税・たばこ税のそれぞれの一定割合を財源として国が地方公共団体に交付する税。

	地方債	地方公共団体が一般会計年度を超えて行う借入れのこと。
	地方税	住民税や自動車税等の地方公共団体が課税する税金のこと。
	通級指導教室	通常の学級に在籍する、比較的軽度の障がいのある児童・生徒に対して、それぞれの児童・生徒の状態に応じて特別な指導を行うための教室。
	投資的経費	建設事業や災害復旧事業等に要する経費。
	特別支援教育支援員	障がいのある児童・生徒に対し、食事、教室移動等の日常生活動作の介助を行ったり、発達障がいの児童・生徒に対し、学習活動上のサポートを行ったりする者。
	特用林産物	林野から産出される木材以外の産物。うるし、きのこ等。
な 行	二次災害	ある災害が起こった後に、それが基になって起こる別の災害。
は 行	はえ縄漁	一本の幹縄に多くの枝縄を等間隔につけ、各枝縄の先端の釣針に餌料をつけた漁具により魚を漁獲する漁法。また、餌にする魚の大きさを調整することで、幼魚ではなく十分に成長した魚を選択的に漁獲するという水産資源を大切に持続可能な漁法でもある。
	避難行動要支援者	高齢者・障がい者・乳幼児等、特に配慮を要する人のうち、自ら避難することが困難で、特に支援を要する人のこと。
	ブルーツーリズム	漁業体験、遊漁、マリンレジャーなどを目的に漁村を訪れ、その豊かな自然や文化を体感し、人々との交流を深めることにより、心と体をリフレッシュさせる滞在型の余暇活動の総称。
ま 行	マイナンバーカード	個人番号（マイナンバー）・氏名・顔写真等が表示され、様々なサービスで利用できるICカード。
や 行	ユニバーサルデザイン	障がい・年齢・性別・国籍等にかかわらず、誰もが等しく使いやすいように、安全で便利な都市や建物、製品や道具を実現しようとする考え方。
ら 行	6次産業化	農林水産物を収穫・漁獲（第一次産業）するだけでなく、加工（第二次産業）し、流通・販売（第三次産業）まで手がけることで、農林水産物の経営体質強化を目指す経営手法。

第10次那智勝浦町長期総合計画

〈編集・発行〉 那智勝浦町観光企画課

〈住所〉 〒649-5392 和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字築地7丁目1番地1

〈TEL〉 0735-52-0555 (代表) 〈FAX〉 0735-52-3011

〈発行年月〉 令和3年3月

第10次

那智勝浦町
長期総合計画

2021年度～2025年度



那智勝浦町